「グローバル経済と民主主義の未来」

２０１９．９．１２　　吉村金一郎

目次

 ☐　「グローバル経済とその未来」について

　Ⅰ　「グローバル経済」前史　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４

　　１．人類の誕生

　　２．農業革命と四大文明の誕生

　　３．農耕民族対騎馬民族　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５

　　　１）　概要

　　　２）　中国歴代王朝の興亡

　　　３）　ローマ帝国

　　４．　歩兵の復活と中世の終焉：　“船”から“船と鉄砲”の時代へ　　　　　　　　　　　　　　　　　　６

　　　１）　海洋国家時代の幕開け　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７

　　　２）　中世の残光と近代海洋国家の黎明：　ベニスの盛衰　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８

　　　３）　海洋国家の興亡（１）：　ポルトガルとスペイン

　　　４）　海洋国家の興亡（２）：　オランダの盛衰　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９

　　　５）　海洋国家の興亡（３）：　大英帝国とパクスブリタニカの世紀　　　　　　　　　　　　　　　　１０

　　５．　グローバル・ヘゲモニーの時代：　20世紀と米露百年戦争　　　　　　　　　　　　　　　　　　１４

　Ⅱ　「グローバル経済」の展開：　「実物経済」を中心として　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１７

　　１．　自由貿易体制の萌芽と英国

　　２．　本格的自由貿易時代の到来　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１８

　　３．　アメリカの疲弊　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１９

　　４．　本格的グローバリゼーションの展開（実物経済）

　　　１）　1世界単一市場経済圏の誕生：　ソ連崩壊（1991年）

　　　２）　リーマン・ショックとその後

　Ⅲ　本格的グローバリゼーションの展開：　「金融資本主義」の台頭　　　　　　　　　　　　　　　　　２０

　　１．　金融危機の歴史

　　２．　資本主義経済の下では「バブルの発生・崩壊」は不可避なのか？　　　　　　　　　　　　　　２１

　　３．　「金融帝国」をめざすアメリカの戦略

　　４．　「リーマン・ショック」はなぜ起きたか？　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２２

　　　１）　背景

　　　２）　危機の根源にあるもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２５

　　　３）　市場と民主主義そして＜インサイダー＞

　　　４）　グローバル化する市場・グローバル化しない法整備と金融資本主義の勝利　　　　　　　２６

　　　５）　金融危機の勃発

　　Ⅳ　われわれはどこへいるのか？　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２７

　　　１．　大転換期に立つ資本主義：　歴史の振り返り

　　　　１）　はじめに

　　　　２）　資本主義の本質

　　　　３）資本主義の発展（第Ⅰ期）：　「地理的・物的空間（実物投資空間）」の拡大　　　　　　　　２８

　　　　４）　資本主義の発展（第Ⅱ期）：　「電子・金融空間（金融資本主義）」の創造　　　　　　　　　２９

　　　２．　われわれは今どこにいるのか？　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３１

　　　　１）　日本の未来を創る脱成長モデル

　　　　２）　資本主義の終焉　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３２

　　Ⅴ　われわれがすぐになすべきこと　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３４

　　　１．　はじめに

　　　２．　実物経済を破壊する金融資本主義の規制

　　　３．　豊かな社会での公正な分配を実現する「ベーシック・インカム」の導入　　　　　　　　　　　３５

　　　４．　市場経済に対抗する「共生経済」の拡大　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４０

　　　　１）　「連帯経済」について

　　　　２）　「ボランタリー経済」（自発経済）について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４３

　　　５．　「新資本主義宣言」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４５

　　Ⅵ　「豊かさ」と「幸福」をめぐって　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４９

　　　１．「豊かさ」とは何か？

　　　２．「豊かさ」実現のための多様なアプローチ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５０

　　Ⅶ　「グローバル経済」の未来　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５１

　　　１．　ハード・ランディングシナリオ

　　　２．　ソフト・ランディングを求めて　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５２

　　　３．　「21世紀の歴史」ジャック・アタリ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５８

■　参考文献　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６１

☐　「民主主義」についての基礎情報と若干の考察　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６２

　Ⅰ　はじめに

　　１．　「民主主義」とはなにか？」

　　２．　「民主主義」の現状

　　３．　「民主主義」の再生をめざして

　Ⅱ　「民主主義」とは何か？

　　１．　「民主主義」の歴史

　　　１）　ギリシャの民主主義　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６３

　　　２）　イギリスの市民革命　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６５

　　　３）　アメリカの民主主義　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６９

　　　４）　フランス革命　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７２

　　２．　「民主主義」の理論　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７４

　　　１）　民主主義の理念（価値）

　　　２）　民主主義の機構（制度）原理　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７９

　　　　①　代表の原理　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８０

　　　　②　多数決の原理　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８１

　　　３）　民主主義の方法原理　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８３

　　　　①　討論と説得

　　　　②　参加と抵抗　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８５

　Ⅲ　民主主義の実践にあたって　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８７

　　１．　現代のデモクラシー

　　　１）　「マス・デモクラシー」

　　　２）　「デモクラシー」の発展　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８８

　　　３）　「デモクラシー」と自由主義　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８９

　　２．　「ポリアーキー」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９１

　　３．　「民主主義」批判　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９２

　Ⅳ　日本の「民主主義」再生に向けて　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９８

１．「民主主義」再生に向けてのアプローチ

２．「グローバル経済」と「民主主義」についての若干の考察　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９９

　１）　「グローバル経済」時代における「自由・平等・友愛」

　　①　自由

　　②　平等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１００

　　③　友愛

　２）　「民主主義」は機能しているのか？

　　①　「自由・平等・友愛」の実現度からの評価

　　②　「民主主義」の逆行はなぜ、起こっているのか・

　　③　「民主主義」は、機能しているのか？　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０１

　３）　日本の「民主主義」再生のために、われわれは、何をなすべきか？

　　①　「民主主義」の理念の確認

　　②　「民主主義」再生のための最重要課題

　　③　「民主主義」再生のための最重要施策

■　参考文献　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０３

　☐　「グローバル経済とその未来」について

　　・はじめに

　　　　この「グローバル経済とその未来」についてのレポートは、人類の誕生から始まる。それに、違和

感を覚える人も多いと想像される。

　それは、「グローバル経済」は、比較的最近の出来事だという理解が一般的であるからであろ

う。

　しかし、歴史をひもとくと、アフリカに誕生した人類は、約百万年前にアフリカを出て、ヨーロッパ、

ユーラシア大陸、南北アメリカにと全地球上に広がった。

　約６０００年前に四大文明が誕生すると、その域内で経済活動が始まり、間もなく文明圏間での

交流も開始された。

　その後も、政治（軍事）、経済、文化、社会を複雑に絡めながら、人類は、ますますお互いの

関わりを強めてきた。

　人間は、誕生以来、「グローバルでなければいられない生き物」であり、その歴史は「グローバル

であることを強め続ける」歴史であったとの思いから、このような構成を取ったことを、冒頭お断り

しておきたい。

　Ⅰ　「グローバル経済」前史

　　１．人類の誕生

　　　・400万年前：　人類（ヒト科）最古の祖先アウストラロピテクス出現。二足歩行。

　　　・250～200万年前：　言語も用いた最古の人であるホモハビリス出現。最古の石器作成・使用。

　　　・百数十万年～百万年前：　一群がアフリカを出て、ヨーロッパからユーラシア大陸に広がり、さら

に一部は東進を続け、ベーリング海峡を越えて南北アメリカ大陸に到達した。火、握斧石器（採集

用）や剝片石器（狩猟用）を使用。

・20～10万年前：　原人にかわり、ネアンデルタール人らの旧人が生まれる。原始宗教、より精巧

な石器、槍の利用が始まる。

・5～4万年前：　最終氷期にクロマニヨン人が出現し、現代人の直接の祖先であるホモサピエンスが誕生した。

　　２．農業革命と四大文明の誕生

　　　・約一万年前：　獲得経済の段階から脱皮し、農耕あるいは牧畜という生産経済への移行に成功

した。

・四大文明の誕生：　紀元前6000年頃、１）チグリス・ユウフラテス、２）ナイル（エジプト）、３）インダ

ス、４）黄河流域に定住農業社会が出現した。これにより、余剰が発生し、宗教的権威・政治的文化的支配階級・階級などの発生と国家・統治システムの現出が可能になった。同時に、それまでの血縁結合から地縁結合へ変化した。

―　この変化は、自然社会から文明社会への転換を意味し、「都市革命」と呼ばれる。

―　「農業革命」の到来こそが、戦争と恒常的な覇権争奪史の幕開けをもたらした。

　　　・大量の家畜を育てるため、農耕集団において牧畜を営んでいた一部の集団が草原に進出して、

新たに遊牧の民になることにより、人類には農耕民族と遊牧民族という2つの民族集団が誕生す

ることになった。

・精神革命（紀元前8～4世紀）：　ギリシャ哲学、インドのウパニシャッド哲学・仏教、中国の儒教

等々偉大な哲学、政治・社会思想を完成させていった。

・一連の歴史的歩みの中で、終始政治・経済的にも文化的にも中心であったのは、農耕世界で

あり、時には遊牧民族が機動的軍事力を生かして農耕民族を襲撃・略奪を働くことがあっても、長

きにわたり農耕民族の優位の時代が続いたのである。

　　３．農耕民族対騎馬民族：

　　　１）　概要

　　　　・　騎馬戦術の出現以降ユーラシア大陸の軍事バランスは、遊牧民の側に大きく傾いた。しかも、農耕社会では都市人口が急増する一方、エネルギー源の枯渇や奴隷不足によって生産力の停滞や環境破壊、それに生活規範の弛緩・頽廃的風紀の蔓延等多くの社会問題が深刻化し、それまで定住世界が遊牧世界に誇っていた社会・政治システムの優越性やその強度にも脆弱さが目立ちはじめた。

　　　　・　農耕民族国家と騎馬民族国家は、部分的な共生関係を交えながらも、はげしいヘゲモニー争

奪戦を繰り広げるようになる。そして遂には、モンゴルをはじめオスマントルコ、チムール、

ムガールといった大帝国の輩出に見るように、農耕民族国家に取って代わり遊牧騎馬系の

民族や国家が世界政治における覇者の座を獲得する時代が到来するのである。

２）　中国歴代王朝の興亡

　　　　・　騎馬戦術と騎馬戦術と秦の中国統一：　農耕民と遊牧民が混住・交易する接点にいた秦族は

馬の持つ高い機動力を習得・活用し、前221年に初めて中国統一に成功する。

・　匈奴対中華帝国：　秦・漢時代を通じて匈奴との闘いが繰り返された。

　　－　漢時代に中央アジアのオアシス地帯を通るシルクロードと東南アジア・インド洋・紅海・ペル

シャ湾を結ぶ“海のシルクロード”が誕生した。

　　後漢滅亡後の魏・蜀・呉の三国時代をへて五胡十六国時代（３１６～439年）の後、鮮卑拓跋族

が大同団結して建てた北魏（439～534年）によって華北の全遊牧民族が統合され、北方民族

による最初の漢民族支配がなされた。

　以後、南北朝時代＝　華北を支配する騎馬民族の北朝と江南を支配する漢人の南朝との対

立・動乱の時代が、隋が統一する（6世紀末）まで続いた。

　中国ではその後も、契丹人の遼（907～1127年）、蒙古人の元（1279～1368年）、さらに満州

人の清（1644～1911年）等騎馬民族の征服王朝が相次いで誕生した。

　　そしてモンゴル帝国の出現が示すように、両勢力のパワーバランスが次第に農耕民族から騎

馬民族へとシフトしていった。

３）　ローマ帝国

　・　ギリシャのポリス社会では後進国と見下されていたマケドニア王フイリポスが部族軍を統一、騎兵部隊を組織し、ギリシャの覇権獲得に成功する。その子アレクサンダーは、西方への大遠征を実施し、アケメネス朝ペルシャを滅ぼし（前３30年）、アジアとヨーロッパに跨る大帝国を建設する。大王の死後、帝国は分裂し、西アジアにはセレウコス朝シリア（前312年）が誕生、そして前世紀中ごろペルシャ人アルケサスが西南アジア初の遊牧騎馬帝国であるパルティア王国（前２４７～後２26年）を樹立した。

　　　　　　パルティアはその後イラン高原を完全に統一、メディア・バビロニアなどを占領、さらにセレウ

コス朝を圧迫してメソポタミアに進出し、シルクロードを掌握して東西交易で潤った。

・　この時期、ユーラシア西方では、ローマがその勢力を東へと拡大し始めていた。ローマ人は

イタリア半島中央部に入植したインドヨーロッパ語系に属する小部族であったが、紀元前5～3

世紀にかけてイタリアおよびその周辺に勢力を伸ばした。ローマは漢と同様、農耕民族が打ち

立てた大領域国家であり、軍事力の基本はギリシャと同様重装備歩兵であった。

　このローマがパルティアとはじめて接触したのは前92年である。オリエントにまでその勢力を

伸ばしてきたローマは、ユーフラテス河をパルティアとの境界線として定めた。

　アルメニア領有をめぐる巡る争奪を皮切りに両国の抗争は3世紀初めまで約200年間続いた。両軍最大の衝突は、カルラエの戦い（前５３年）でその後のニシビスの戦い（217年）などで、いずれもローマが大敗を喫した。

　　　　　　パルティアは、農耕先進地域を恒久的に支配した画期的な騎馬民族国家だったが、それを

可能にしたのは、蹄鉄・背射戦法の採用など高い軍事技術を誇ったからである。

　　　　・　このパルティアを倒して（226年）登場したササン朝ペルシャもローマを苦しめた。しかしササン

朝ペルシャ以上にローマ帝国にとって大きな脅威になったのは、ゲルマン民族だった。

　ゲルマン人は厳密には遊牧民ではないが、一定地に定住せず、ある期間一つの場所で農耕

牧畜をしては、他の土地に移る移動生活をしていた。ゲルマン人の原住地はバルト海沿岸地域

であったが、前8世紀ごろから東南ヨーロッパに移住し、さらに紀元前1世紀には、ライン・ドナ

ウ川諸流域に進出して次第にローマ帝国を脅かすようになった。

・　4世紀後半遊牧民のフン族が西方への移動を開始し、東ゴートを屈服させた後、ゲルマン諸

族を支配下に置き、西はライン、南はドナウ、北はスカンジナビア、東はイランにおよぶ大帝国

を打ち立てた。アッチラの死（453年）によってこの大帝国は崩壊する。

　フン族の東進を契機として、ゲルマン民族の大移動が始まり（375年）、ローマ帝国領内のバ

ルカン諸属州に侵入、ローマ帝国は東西に分裂（378年）、その後イタリアに侵入（416年）、そし

て西ローマ帝国は滅亡（476年）する。

・　騎馬民族化した遊牧勢力は、生産性の停滞した農耕世界への恒常的進出をはかり、鐙の

普及する7～8世紀以降覇権者の座は完全に騎馬民族系国家に移ることになった。

　中世を担い、ユーラシアベルトを制したのは遊牧世界をその故郷とするアラブや騎馬民族の

血を引くトルコ、モンゴルといった部族であった。5世紀から16世紀にかけての約千年間を支配

したのは、騎馬民族国家だったのである。

　　４．歩兵の復活と中世の終焉：　“馬”から“船と鉄砲”の時代へ

　　　　　・　約千年にわたって続いた中世という時代を総括するならば、それは農耕社会における生産

性の停滞と遊牧社会における騎馬戦術の発達により、トルキスタンからモンゴルに至るユーラ

シア内陸部を拠点とする騎馬民族が東西の大陸外縁部に向けて繰り返し進出を果たし、農耕

社会を圧迫、やがてはそれを支配し、自らの大帝国を建設した“騎馬民族優位の時代”であっ

た。内陸商業ルート（草原の道＝第三のシルクロード）の重要性を背景に、軍事力のみならず

馬の持つ高い機動性をフルに活かした連絡・情報の広域ネットワーク化や交易商人との連携

も、騎馬民族社会の優位をもたらした大きな要因であった。農耕を主体に各地に散在する定住

世界の蓄積した文化と富を空間横断的に繋ぐプロセスのなかで生成していった騎馬民族の広

域帝国が、文化の交流・移転を促した功績は人類史の上で高く評価されるべきだろう。

・　しかし、時代が近世に向かうにつれて、それまで軍事・経済的にもあるいは政治・文化的にも

インナーユーラシアの後塵を拝していた周辺地域の反撃が開始される。

　まず、軍事史的にみれば、それまでのセオリーが逆転し、騎兵に対する歩兵の優位という形

で顕在化した。鐙の考案以後、騎馬・騎兵に劣勢を強いられていた歩兵部隊が騎兵部隊を打ち

破れるようになったのは、14世紀に入ってのことで、クートレーの戦い（1302年）で長槍とハル

バルドを持ったフランドルの民兵がフランスの騎士を破ったのが最初だった。次いでモルガルデ

ンの戦い（1315年）でスイス農民兵がオーストリア騎兵を倒し（1346年）、クレーシーの戦いで英

国歩兵がフランス騎士に圧勝するなど次第に騎兵優位が揺らいでいく。この騎兵の没落は、長

弓や槍によってもたらされただけではない。軍事バランスに影響を与えた最大の要因は、火薬

と砲の出現にあった。大砲や鉄砲という火器の発明・普及こそが騎馬戦術の優位を喪失せ

しめたのである。だが火器の製造や維持には最新の技術力と莫大な経費が必要であり、それ

を成しうるのは、世界規模での資本主義体制を実現させ、莫大な富と先端技術で世界をリード

したヨーロッパの絶対国家であった。

　技術の進歩は軍事面だけではない。グローバル・レベルでの資本主義的発達が可能となった

のは、船、つまり海上交通の発達があったからである。絶対国家は、航海術の進歩を背景に

競って外洋に乗りだし、新たな交易ルートの開拓に血道をあげた。それゆえ、ヨーロッパ列強の

なかでも真のグローバル・ヘゲモニー獲得に成功するのは海洋国家としての適性を有するプレ

イヤーであり、彼らが新航路の発見によりグローバル・エコノミーを現出させるとともに、内陸商

業ルートの価値を低下せしめたのである。ここに、国際関係における覇権抗争は、それまでの

農耕対遊牧・騎馬の構図から、海洋国家対大陸国家という図式のなかで演じられることにな

る。

　　　１）　海洋国家時代の幕開け

　　　　　・　ポルトガルは、インド航路の開拓により、イスラム商人の手を経ることなくダイレクトに香料を

はじめとする東西貿易の利潤を確保することに成功したし、スペインは銃と馬の使用によって

新大陸を征服、そこで大量に産出する金銀の獲得と毛織物の輸出で一躍16世紀国際商業

の覇者に躍り出た。やがて、毛織物産業の中心はネーデルランドや英国へと移行し、それに

つれて海上権力を主体とするヘゲモニーパワーも順次変遷していくのであるが、アジア・

ヨーロッパ・新大陸を結ぶ香料、銀、毛織物による三角貿易の進展や、毛織物生産に刺

激された製造業の発展は、新たなブルジョア階級の創設と都市権力の強化をもたらし、それ

が封建制度を打破、中世の足枷から個人を開放（ルネサンス）するとともに、ヨーロッパに

近代資本主義を生み出す原動力となったのである。

・　マクニールは、1500年以降をヨーロッパの膨張による“西洋の世界支配の時代”と定義する

が、15世紀の末以来アジア・アフリカに進出しはじめたヨーロッパは、イスラムやインドと

いったユーラシア内部世界をその経済力や科学技術等あらゆる分野で引き離していった。特

に3世紀後の19世紀半ば以降になると産業革命とそれにともなう交通革命や軍事技術、

さらには医療の発達によって自らの優位を決定的なものにし、今世紀初頭その覇権は絶頂

期を迎え、19世紀半ばから約1世紀の間にかけてアジア、アフリカを完全に自己の勢力圏下

に収めることに成功するのである。

　　　２）　中世の残光と近代海洋国家の黎明：　ベニスの盛衰

　　　　　・　十字軍の遠征やあるいはモンゴル帝国の出現を契機として、11世紀以降ヨーロッパでは次

第に東方世界との交流が活発化するようになり、中継貿易に従事したジェノヴァ、ピサ、ベニ

スといったイタリア商業都市の繁栄が顕著であった。

　しかし、オスマントルコによるビザンチン帝国滅亡、トルコ・ベニス戦争の敗北などにより、地

中海はベニスの手を離れた。

　　　　３）　海洋国家の興亡（１）：　ポルトガルとスペイン

　　　　　・　大航海時代の幕を開いたのはポルトガルであった。ポルトガルやその隣国スペインが新時

代の先鞭をつけえたのは、①　両国が大西洋に面しており、新大陸発見に有利な位置を占

めていた、②　ベニスを代表とするイタリア諸都市の香料貿易独占体制に強い不満と、挑

戦意欲を持っていた、③　イスラムの封じ込めとキリスト教の布教という大きな戦略目標が

あったからである。

　ポルトガルのそしてヨーロッパの大航海時代の先駆者はエンリケ航海王である。王の死後、1498年にバスコ・ダ・ガマがヨーロッパ人として初めてインド航路の開発に成功した。そして、ポルトガルは武力を背景に香料の独占に着手、イスラム勢力の駆逐を目的に毎年のようにインドへ艦隊を派遣し、最も重要な香辛料産地である東インド諸島とアラビア海とを連結する基地を各地に建設、ジャワとモルッカ諸島を勢力圏に収めるとともに、その過程で南インドからペルシャ湾、エジプトに至るアラブの海上貿易独占権を打破したのである。

　また西アフリカからの金や奴隷貿易、ブラジルからの砂糖貿易によっても多額の利潤を獲得したポルトガルは、16世紀前半以降約1世紀にわたり一大海上帝国として最大の領土と富を得たのである。

　こうしたポルトガルの繁栄はきわめて短期間で終焉した。その最大の原因は、交易で得られた利益が王室とそれを支える商業ブルジョワジーにしか還元されず、しかもその大部分は奢侈、消費に充てられたため、国内産業への投資がなおざりになり、中継貿易の域を脱せなかったことにあった。そもそも輸出すべき品を持っていなかったことがポルトガルの最大の弱点であった。

　　　　　・　永らく国家統一に苦労してきたスペインは、1479年統一王国を完成させ、中央集権体制

　　　　　　作りをすすめた。ポルトガルの交易・植民活動が東に向かったのに対し、コロンブスの新大陸

　　　　　　発見を端緒にしてスペインは逆に西への進出を試みることになる。

　スペインによる新大陸開発は当初、征服・略奪という手段が用いられたが、征服者（コンキ

スタドーレス）として有名なのがコルテスとピサロである。スペイン領は、中南米地域を中心に、16世紀中ごろには、北緯35度以南の北米大陸とブラジルを除く南米大陸の沿岸地域へと広がった。

　原住民、後には黒人奴隷を使役してポトシュ銀山などの開発に取り組み、水銀アマルガム製法の採用によって世界全体の７～８割にものぼる莫大な量の金銀を手中に納めたスペインは、16世紀半ば以降、まさに「日没することなき帝国」となったのである。

　スペイン経済は、新大陸の金銀と、その特産品である毛織物の交易により発展したが、それまで流通していた量の4倍以上のあまりにも夥しい金銀の流入は逆にその価値を下落させ、激しいインフレの嵐がヨーロッパを襲った（価格革命）。これは、それまで地代収入で生活していた封建貴族層の没落を招くとともに、商工業者の台頭や資本の蓄積をもたらし、ヨーロッパに資本主義を誕生させる大きな契機になるのである。

　フィリッペ2世は、海洋国家としてのみならずランドパワーとしても君臨をめざし、海陸両軍の拡張を強引に推し進めるとともに、フランスやトルコを相手に幾多の戦争をおこなった。そのため戦費調達によって財政状態はますます悪化し、さらに赤字補填のために講じた増税や強制贈与が成長しつつあった国内毛織物産業の衰退を招き、他国との競争力も喪失させることになった。

　当初、スペインの毛織物産業は完全に他国を圧倒し、スペインの人口の3分の１を

養っていたといわれているが、新大陸からの膨大な需要に全て応じるには限界があったため、スペイン商人は次第にネーデルランドや英国といった新興諸国が生産する毛織物を購入し、それを新大陸に輸出するようになっていった。

　　　４）　海洋国家の興亡（２）：　オランダの盛衰

　　　　　・　中世後期以降のヨーロッパには、バルト海、北海を活動拠点としたハンザ同盟と、地中海か

らオリエントにかけての交易に従事していたイタリア諸都市という南北二つの経済圏が存在

していたが、その中間に位置し、中継貿易や毛織物工業で栄えていたのがネーデルランド

であった。

　1568年以降スペインに対する独立戦争（八十年戦争）が始まった。1609年オランダはスペ

インと12年間の休戦条約締結にこぎつけ、1648年のウエストファリア条約で遂にその独立を

達成する。

　ポルトガルを併合したスペインがリスボンへのオランダ船乗り入れを禁じたため、これを契

機にアジアへの直接進出を決意する。1595年にはインド洋航路による東方進出に乗りだし、

東インド会社を設立（1602年）した。そして1641年ポルトガルからマラッカを奪い取り、オラン

ダはアジアでの香料貿易を独占するにいたった。

　オランダ繁栄の要因：　①　土地の貧困や気候の悪さが生み出した創意工夫の才と堅忍不

抜の精神、②　ヨーロッパの重要な通商路の交差点という地理的利点、③　戦乱相次ぎ、ス

ペインが没落する一方、英仏両国は国内での騒乱を抱え、絶対国家としての基盤が十分に

できておらず、17世紀初頭にはオランダの進出を止める余裕がなかった。④　自由の謳歌の

気風。（海洋の自由や自由貿易を国是とした。）

　オランダの海洋自由論に納得しなかった英国は、航海条例を制定（1651年）して、自国の貿

易からオランダを公然と排除し始めた。以後3度にわたる激しい海上戦（英蘭戦争＝1652～

74年）が繰り広げられた。ルイ14世治下のフランスも英国につきオランダと闘いだした。スペ

インという共通の敵がなくなった途端、かっての友好国英仏がともにオランダの敵となってし

まった。20年以上にわたる英国との抗争の過程で、次第にオランダの国力は衰弱の道を

たどった。そして18世紀以降、時代はオランダにかわり英・仏両国がヘゲモニー争いの主役

になっていく。

　　　　　・　オランダ衰退の原因：　それは、ポルトガルやスペインと同様、この国が加工貿易あるいは

中継貿易のみに終始し、毛織物などの自国生産業の保護・育成を怠ったことにあった、ので

ある。

　　　５）　海洋国家の興亡（３）：　大英帝国とパクス・ブリタニカの世紀

　　　　　・　覇権国家の変遷は、市場経済の主要取引商品が奢侈品（香料）から生活必需品（毛織物）

へ、さらにその流通（中継貿易）国から生産国へと、資本主義経済の発展段階とも密接に関

係するものであった。そして、資本が国内の生産過程をもその循環の内部に包摂することに

よって一国資本主義を完成させ、国内での商品経済化と資本主義生産体制の確立により、

生産力の著しい増大を実現した国こそが、経済的にも軍事的にも、真の意味での覇権国家と

しての地位を占めるようになるのである。それが英国である。

　1588年、英国は無敵艦隊を撃破することにより、スペインの海上支配打破に成功する。

３度にわたる英蘭戦争で、スペインに続きオランダからもその海上権を奪い取ることに成

功する。この英蘭戦争は、大砲を積んだ本格的な軍艦や海軍戦術の誕生するなか、本格的

な近代海軍による最初の海上戦闘でもあった。

　オランダとの20年以上の抗争の過程で、英国の海外貿易は著しい発展を遂げ、航海条例

制定以降アメリカが独立するまでの1世紀の間、その貿易量は飛躍的に増大し、例えば王政

復古から1700年の間だけでもロンドン港の総輸出量は一挙に3倍に増加した。貿易の対象

もアメリカ・アジア方面が増加し、それまでの大陸ヨーロッパ向けを凌ぐようになっていた。そ

の内容も、それまでの基幹産業だった毛織物以外の製品が増加を見せ、米大陸から原料を

輸入して、タバコ、コーヒー、砂糖、それにアジアからの絹、綿を再輸出するようになり、それ

が1700年には総輸出の3分の１を占めるまでになった。ヨーロッパ以外から原料を輸入し、

それを加工して輸出するという加工貿易のパターンが生まれたのだ。

　　　　　・　一方、ヨーロッパ大陸における覇権の主役は、英国に敗れたオランダに代わりフランスへと

移りつつあった。18世紀以後、英・仏両国がヘゲモニー争いの主役となっていった。

　　　　　・　英仏の覇権闘争（第二次百年戦争）

　　　　　　　フランスでは、1５52年以降1598年までカソリックとユグノー（プロテスタント）の戦争が続き、

封建支配そのものが脅かされる事態となった。

　1598年、アンリ4世は、ナント勅令によって宗教の自由を認め、ユグノーに官職を開放し、

諸都市のユグノー支配を許した。

　そして、ルイ14世が親政を始めるころには、英国に追いつき追い越すことを目標に、東西イ

ンド会社の設立をはじめ、王立マニュファクチュアと呼ばれる製造所を設立して輸出向け産

業の国家助成と貿易の促進に努めたほか、保護関税によって国内市場を防衛するなど重

商主義を推進した（コルベールティズム）。

　こうして、1689年から海洋国家英国と大陸国家フランスの覇権闘争が開始されるのだが、

これ以後両国の抗争はナポレオンが没落する1815年までの百年以上にわたって続いたこと

から、この一連の抗争は第二次百年戦争とも呼ばれることになった。この戦争は、大きくファ

ルツ（1689～97年）、スペイン（1701～14年）、オーストリア（1740～8年）の各継承戦争と七年

戦争からなっている。

　こうしたヨーロッパの主要国のほとんどを巻き込んだ戦争は、フランスの勢力拡大を牽制し

大陸における勢力の均衡を維持し、ヘゲモニー国家の出現を阻止するという、英国のより

大きな戦略目的からなされたものである。

　英仏の直接対決で重要だったのは、海外の植民地での戦争であり、英国はアメリカの

ニューファンドランド、ハドソン湾、最後にはカナダおよびミシシッピー以東の広大な領地や西

インド諸島をフランスから奪取した。インドでもフランス・ベンガル士候の連合軍を破って、

その地での独占的支配を達成する。またカリブ海での制海権を手に入れ、当時新大陸から

ヨーロッパへの主要輸出品だったタバコと砂糖の貿易権を独占する。

　こうして15世紀以降ヨーロッパで繰り広げられた海洋国家間の覇権争奪戦は、16世紀にス

ペインを、そして17世紀にオランダを打倒し、さらに18世紀には大陸国家フランスのヘゲモ

ニー拡大を阻止した英国がその最終的な勝利者となり、以後時代はパクス・ブリタニカ（英第

一帝国）の段階を迎えるのである。

　　　　　・　パクス・ブリタニカをもたらしたもの：　他国に先駆けて民主革命を経験した英国では、国家

　　　　　　が特定の大商人層のみを保護するという従来オランダ等が採ってきた方針（初期重商主義）

　　　　　　が否定され、ハノーバー朝以後商工業全般を国が広く保護する（後期重商主義）ようになって

おり、毛織物、綿織物等の生産が飛躍的な増大を遂げていた。そのため、あくまで商業を

中心とし、それに追随する形での加工貿易（トラッフィーク）の域を出なかったオランダに比べ、英国では農村工業を基盤に工業化の発達が順調に進み、それが契機となって都市の勃興、国内市場の拡大も可能となったのである。

　　　　　・　他国に先駆けて産業革命が実現した理由：　①　世界の海上権を握り、ヨーロッパ第一の商

業国として資本の蓄積が他国より進んでいた、②　農村を中心とする毛織物工業が国民規

模で広がっており、そこではマニュファクチュア（工場制手工業）が形成されていた、③　16～

7世紀の囲い込みに続き、18世紀半ばよりの農業生産力の向上に伴い、第二次囲い込み運

動が展開されており、自営農民の没落により、賃金労働者の供給が可能であったこと、④

植民地帝国であるがゆえに商品の消化力が大きかったこと、⑤　国内に石炭や鉄などの工

業資源があったこと、などが指摘できる。

　　　　　・　産業革命とそれに続く交通革命の結果、1851年のロンドンでの第1回万国博覧会の開催か

ら1873年の大不況までの間、英国は年平均３％の成長率を維持し、世界の工場として君臨、鉄鋼生産高は年間250万トンで世界全体の生産高の半分、第2位のアメリカの5倍であり、繊維製品も世界の6割を生産した。さらに鉄道線路の総延長は９６００kmとこれも世界の半分を占めるなど、世界人口のわずか２％にすぎない国が圧倒的な経済的・技術的優位を誇ったのである。そして史上最強の海軍力、それに世界全体の外洋船総トン数の半分にも達する海運力を背景にエンパイアルートを確立し、ヴィクトリア朝の英国はインドを中心に６つの大陸に跨る植民地帝国を築いたのである（英第2帝国）。海洋支配に成功したがゆえに、

ヨーロッパ諸国でも辺境に位置し、しかもグローバル・ヘゲモニーの中心地帯であったユーラシア内陸地帯から、さらにはアジアから最も縁遠い国であり続けた英国が、列強間覇権争いの最終的勝利者となったのである。

　　　　　・　パクス・ブリタニカの動揺：　英国の覇権も、国家統一を果たした新興プロシャやアメリカの

　　　　　　台頭が顕著となる19世紀以降危ういものとなる。

　第一次産業革命の先鞭を切り、繊維や鉄鋼、船舶の輸出では依然世界をリードしていた英

国であるが、1860年代３．６％だった経済成長力が70年代には２．１％、そして80年代に入

ると１．６％へと低下、また19世紀後半から盛んになった化学、電気、重工業といった分野で

の開発（第二次産業革命）に出遅れ、技術革新でも次第に新興国米独の後塵を拝するように

なっていたのだ。これら両国は自国産業を保護する一方、英国の技術を模倣・吸収する、

とともに、新技術の導入も抵抗なく行えるという、いわば“追いかける者の強み”をフルに発揮

し、激しく英国を追い上げたわけである。その結果、例えばプロシャは製鉄ではトーマス法や

ベッセマー法という新技術の採用で英国を凌ぎ、また当時の最先端技術だった染料、化学工

業分野でも英国をリードした。アメリカも、自動車産業や電力、工業品で対英優位を占め、

英国内には安価で優秀な外国製品が多数出回るようになった。

　こうした事情から、英国では国内産業への資本投資は活発化せず、その膨大な遊休資金

はもっぱら海外投資に向かい、かつ、工業製品での劣勢を海外への資本投資や保険料収入

等のいわゆる貿易外収支で補うようになっていった（工業⇒金融・商業への転換）。そのた

め、世界貿易に占める英国のシェアは、1870年の３０％から1914年には１４％に低下した反

面、1850年当時2億ポンドだった海外投資は、70年には7億ポンド、97年には17億ポンド

と飛躍的な増加を示し、1900年におけるロンドン市場での資本調達の3割は海外投資の

ために充てられ、第一次大戦が勃発した1914年当時、英国は世界の海外投資株式の４３％

を保有するまでになっていた。

　　　　　・　第一次世界大戦の勃発と終結：　長い間国内統一が悲願であったドイツでは、ビスマルクが

宰相に就任、軍備増強を強行するとともに、求心力を高め、1966年対オーストリア戦争（普墺

戦争）に踏み切り勝利する。そし、最後の障壁であったフランスに1870年宣戦布告を行い、こ

れを破り遂に念願の国家統一を宣言（1871年）する。

　国家統一を成し遂げたドイツは、以後フランスに代わりヨーロッパ最強の陸軍国家になって

いく。

　　　　　　　1882年イタリアが独墺同盟に加わり、三国同盟が成立した。墺露伊の諸列強を直接・間接

にドイツに結びつけることによりフランスの国際的孤立を図り、ヨーロッパの勢力均衡を維持

しようとするビスマルク的国際体制は、ドイツを欧州外交の中心に据えることになった。

　ウイルヘルム2世が即位（1888年）すると、ビスマルクを退け、独自の外交を始める。その

結果、ヨーロッパには独墺伊の三国同盟と露仏同盟という二つの同盟軸が出現し、ヨーロッ

パ外交の中心もドイツからフランスへと移りだした。その後紆余曲折を経て、ヨーロッパには

三国同盟（独・墺・伊）と三国協商（英・仏・露）の二大陣営が出現、以後、両者の関係は海洋

の覇権をめぐる英独の対立と、バルカンでの覇権をめざす独墺（汎ゲルマン主義）対ロシア

（汎スラブ主義）の対立を軸に徐々に緊張の度合いを高めていき、1914年オーストリア・ハン

ガリー帝国のフェルディナンド大公のサラエボでの暗殺を機に、第一次世界大戦が勃発す

る。

　戦争開始直後から、東部（独・露）戦線・西部（独・仏）戦線とも一進一退の膠着状況に陥っ

た。この状態は長く続き、1916年に閉塞状況を打破するため、西部戦線でドイツが大規模攻

撃を仕掛けたが、英仏側もロシア軍と呼応して反撃し、再び戦線は停滞した。

　第一次世界大戦は、歴史上初めて、国家および国民生活の全てが戦争遂行のための犠牲

を蒙る総力戦（Ｔｏｔａｌ　Ｗａｒ）となった。それは、１）軍事と国家の一体化、２）配給制度・価

格統制などの日常の経済活動のすべてが国家統制を受け、３）銃前・銃後の区別が判然とし

なくなり、一般市民も戦争に巻き込まれ、４）戦争目的が理念化し、徹底したプロパガンダや

宣伝戦が展開されるなど、新たな類型の戦争であった。

　1917年になると、大戦の帰趨に影響を与える重要な変化が表れた。その第一は、アメリカ

の参戦、第二は、ロシア革命とそれにともなうロシアの戦線離脱である。

　敗色濃いドイツでは、政情不安が起こり、ドイツ海軍水平の反乱、ミュンヘン革命など平和

を求める兵士・労働者の革命運動が全国に波及した。これによりウイルヘルム2世は退位、

政権を握った社会民主党のエーベルトは、帝政の廃止・共和制の樹立、社会主義政党のみ

による労働者政権の設立を宣言した（ベルリン革命）。同時に、連合国と休戦協定を締結し、

ここに第一次世界大戦は終結した。

第一次世界大戦は、単に英国のみならず、過去5世紀にわたり世界を支配しつづけてきた

ヨーロッパ全体の荒廃と没落を速めたのである。またそれは、三十年戦争を契機として生み

出された主権国家と勢力均衡システムから成り立つヨーロッパ近代国家体系の行き詰まりを

示す出来事でもあった。そして、第二次三十年戦争とも呼べる二度の世界大戦（1914～45

年）を通して、覇権の中心はそれまで“ヨーロッパの文化的コロニー”であったロシア（ソ連）と

アメリカという、ヨーロッパを挟んで東西に対置する二大新興国家の手に移ってゆく。

　　　　5.　グローバル・ヘゲモニーの時代：　20世紀と米露百年戦争

　　　　　・　英国から独立したアメリカは、モンロー・ドクトリンを宣言、孤立主義的な外交政策を基本原

則とすることになる。一方国内では、フロンティアの西漸が活発化し19世紀半ばには太平洋

岸にまで領土を拡大、鉄道網の発達に伴い商工業も躍進を遂げつつあった。だが産業の発

達につれ、アメリカ国内では、英国の経済体制に順応し、自国をあくまで英国綿業資本の原

料供給地、製品販売地と位置づけ、自由貿易、州権強化、奴隷貿易支持を主張するプランタ

―（大農園主）ら南部ブルジョワジーと連邦強化と保護貿易主義の採用により、英国に対す

る自国産業保護・育成を求める北部の商工業者との対立が次第に顕在化し、ついに奴隷制

問題を直接の契機として、1860年南北戦争が勃発する。

　　　　　　　これは5年にわたる歳月と60万人以上の死者をもたらす大規模な内戦となったが、この戦

いに、北（連邦政府）が勝利した結果、アメリカには産業資本家の主導の下、産業革命を成し

遂げるだけの国内基盤が整備されることになった。その結果1870年代以降、工業生産力は

急激に高まり、それまでの綿花やとうもろこしといった農産物に加え、機械や石油製品の輸

出が増大、80年代に銑鉄生産で英国に追いついた米国は、90年代にはこれを抜き去った。

２つの大洋に挟まれていたことと英国海軍にその国防を依存できた分、軍事支出と税負担が

軽くすんだことも、アメリカが工業国家として台頭するには有利に作用したといえる。さらに鋼

鉄の生産や石炭産出量でも英国を凌ぐようになったアメリカは、世紀末までには、英国経済

を脅かすまでに成長し、20世紀に入って以降は、大量生産方式の導入によって、電気製品

や自動車産業で世界をリードしていった。

　1890年代を境にして、以降アメリカも本格的な海外進出の時代を迎え、国際政治の舞台に

登場することになる。それは、帝国主義政策を推進するヨーロッパ諸国による世界分割に刺

激されたことに加え、折からの不況と急激な工業化に伴い製品輸出のための市場が必要に

なったこと、社会ダ―ウイン主義の影響もあり後進民族を開化することが汚れ無き白人文明

国アメリカの責務だとの観念が高まったこと、さらには、国内フロンティアが消滅したこと等が

影響したためである。

　第一次世界大戦勃発直後の1914年8月パナマ運河を開通させ、米国の両洋国家化を大き

く促進した。

　軍事体制の整備も急ピッチで行われた。1900年、海軍軍司令部、1903年陸軍参謀司令部

設立などそれまでの国境警備と治安維持のための軍隊から世界国家にふさわしい近代外征

軍の構築が行われた。

　20世紀における覇権抗争の特徴、それは戦争規模が世界化したこと、覇権戦争の主役が

アメリカとロシア、それに日本という非ヨーロッパ諸国に移ったこと、そして19世紀までと覇権

の構図とは違い、イデオロギーが国際政治やヘゲモニー争奪戦にあたって密接なかかわり

を持つようになったことである。

　第一次世界大戦を通じてアメリカは世界第一の債務国から世界最大の債権国となり、116

億ドルの戦債を含め、1920年代の終わりには270億ドルの海外資本を所有していた。また海

外貿易も好調で、その輸出額も年平均約47億ドルに達していた。この金融・交易上の好調さ

は、その工業生産力の発達に支えられており、1914年当時世界の工業生産高に占めるアメ

リカの割合は３６％で、第2位のドイツの１４％を大きく引き離していたが、192０年代末には４

２％を超え、ソ連を含むヨーロッパ全体の工業生産高を凌ぐまでになっていた。第一次世界

大戦を境にして衰退しつつある英国に代わり、アメリカはヘゲモニー・パワーとしての地位と

実力、それに責任を身につけていたのである。

　　　　　・　第一世界大戦は、ドイツに多額の賠償を課し、ラインランド分離を決めたベルサイユ条約の

締結をもって、正式に終了した。

　　　　　・　第一次世界大戦の終了とともに、再びアメリカでは、孤立主義が蘇り、国民は世界問題に対

する関心を急速に失っていく。

　1929年10月世界恐慌が襲い、世界経済に大きな打撃を与えた。アメリカでは、保護主義的

な高率の関税を制定、賠償と戦債を求める旧連合国の要求を拒否し、国際不安と経済問題

の解決に有効な施策を打ち出せなかった。

　1933年ルーズベルトが大統領に就任、最大の課題をアメリカ経済の建て直しとし、ニューデ

ィール政策の推進に努めた。また、金本位制を停止、ドルの切り下げにより輸出競争力強化

を狙うと共に、国際非協力態度を明確にした。以後列国による経済協調の試みは消え去り、

各国経済のブロック化を助長させる結果となった。

　　　　　・　一方、ヨーロッパ各国も経済危機に瀕したが、恐慌の影響を最も強く受けたドイツでは、社

会不安が高まった。こうした状況の中でナチスが急速に勢力を伸ばし、ヒトラー政権が誕生し

た。1938年オーストリアを併合、続いてチェコのズデーデン地方を併合、39年ポーランドへ電

撃侵攻、9月3日第二次世界大戦が勃発した。

　　　　　・　ドイツは快進撃を続け、4月、デンマークとノルウェーを、5月にはオランダ、ベルギーを、6

月にはフランスが占領された。41年6月独ソ戦開始。そして、12月日本軍の真珠湾攻撃を機

にアメリカも対日宣戦布告、12月対独宣戦布告を行い、正式に戦争に参画した。

　長い間戦線は膠着状態が続いたが、44年6月連合軍はついに反撃に転じ、ノルマンディー

上陸作戦を開始した。8月にはパリ解放後、米英中ソで戦後の体制の検討が始まり、骨格が

決められた。

　1945年5月ドイツが、8月に日本が無条件降伏しここに第二次世界大戦は終結した。

　　　　　・　ヨーロッパが戦争によって荒廃したのとは対照的に、アメリカだけは戦争による直接の被害

を蒙らず、その経済的地位は絶対的にも相対的にも強化された。第一次世界大戦では、ロシ

ア、ドイツ、オーストリア・ハンガリー、そしてオスマントルコという4つの帝国（覇権国家）が消

滅し、覇権争奪戦に参加するプレイヤーの数は大きく減少したが、第二次世界大戦終了後、

遂にそれは米ソの2ヵ国になってしまった。戦後のアメリカは、もはや孤立主義に復帰する

ことは許されず、覇権国家として国際問題への積極的な関与と世界戦略構築を不可避とされ

た、のである。

　共産主義の膨張から西側を防衛するという必要から、1947年、英国に代わってアメリカが

ギリシャ、トルコへの経済援助を実施すると宣言（トルーマン・ドクトリン）さらにヨーロッパ

の経済復興を援助するマーシャルプラン、日本を援助するガリレオ・エロア計画を発表した。

これに対してソ連も１９47年10月、東欧ならびにフランス、イタリアの共産党によってコミンフ

ォルムを結成し、東西両陣営の形成が開始された。

　また東西とも同盟体制の構築を急ぎ、49年1月にはソ連を中心にCOMECONが結成、され

た。4月には、アメリカをはじめ12ヵ国からなるNATOが創られた。さらに中華人民共和国（中

共）が誕生し、翌50年6月には朝鮮戦争が勃発し、冷戦は熱戦・グローバル化の様相を呈し

た。

　ソ連はフルシチョフ首相の登場により、両陣営間の対話と経済競争に力点を置く平和共存

路線を進めたため東西関係は安定した。しかし、その後、キューバ危機、ベトナム戦争などを

経て、72年のニクソンの中国・ソ連訪問、米ソ間での戦略核兵器制限条約が調印されるなど

でデタント（緊張緩和）が叫ばれた。

　　　　　・　第二次冷戦とソ連の崩壊：　しかし、ソ連は期待に反し、ICBMの近代化などの軍備増強、ア

フガニスタンへの軍事介入などから80年代前半、再び米ソの対立は激化、新たな冷戦の時

代に入った。

　1985年に書記長に就任したゴルバチョフは、アメリカとの軍備管理交渉に応じ軍備負担の

軽減をめざすとともにペレストロイカを訴えて市場経済の導入による経済自由化を推進しよう

とした。

対外的にも、新思考外交によって、東欧諸国の自主性を尊重する方針を打ち出した。

この路線は、長年抑圧されていた東欧諸国の自由化と民族独立を求めるエネルギーを一挙

に爆発させることになった。凄まじい勢いで進展した東欧革命の結果、1991年3月にはワル

シャワ条約機構軍が解体、さらに7月にはワルシャワ条約機構自身も消滅し、次いで9月に

はCOMECONも解散した。こうして東欧は民主化と経済の自由化を求めて一斉に西欧との関

係強化に動き始めるようになった。

　1991年12月8日、ソ連邦内のスラブ系3共和国とロシア、ウクライナ、ベラルーシは独立

国家共同体条約に調印し、1922年の連邦結成から70年にして大陸覇権国家ソ連は崩壊し

た。

　　　　　・　勝者の疲弊：　第二次世界大戦後の世界は、パクス・アメリカーナと呼ばれるようにアメリカ

　　　　　　が覇権国家として国際秩序の安定と維持に主導的役割を果たした時代であった。これを支え

　　　　　　たのは、核兵器の独占に代表されるその圧倒的な軍事力の存在であり、世界のGDP全体の

　　　　　　半分近くを占める強大な経済力、それにIMF・ガット体制の下、ドルを基軸通貨とした自由貿

　　　　　　易体制と民主主義の思想であった。やがて、ソ連も核兵器の開発・保有に乗りだし、軍事的

　　　　　　には米ソ二極の状況が出現するようになった。しかし政治・経済的なアメリカのヘゲモニーは

なお他を圧倒するものがあり、西側陣営の盟主としてのアメリカの立場が揺るぐことは

なかった。

しかしながら、日本や西ヨーロッパの諸国がめざましい戦後復興を遂げつつあったのに対

し、アメリカは第三世界諸国への共産勢力の浸透を阻むため、軍事・経済的なコミットメントを

増大させ続けた。なかでもベトナム戦争に深入りし、６０年代半ば以降経済力が弱体化し、

１９７１年にはドルの金本位制が放棄された。その後もアメリカの経済的影響力は低下を続

け、１９５０年代には世界人口の６％のアメリカが世界全体のGDPの４０％を生み出していた

のに、８０年代を迎えるころにはそのシェアは半分の２２％にまで低下、長らく世界第１位

を誇っていた１人当たりGDPも１６位に後退した。レーガン政権になった１９８５年には遂に債

務国家に転落、しかも大幅減税（レーガノミックス）と軍事費の急増により史上最大の財政赤

字国になってしまった。これに加え、国内の人種対立、貧富の拡大、麻薬の蔓延、家庭の崩

壊と教育の荒廃等々諸問題が顕在・深刻化し、冷戦が終了したとはいえ、もはやその覇権を

謳歌する状況ではなくなってしまったのである。

　Ⅱ　グローバル経済の展開：　「実物経済」を中心にして

　　　１．　自由貿易体制の萌芽と英国

　　　　　・　産業革命が本格化する以前の１７７６年、アダム・スミスは「国富論」を著し、自由貿易の必

　　　　　　要性を訴えたが自らスミスの弟子を任じていた小ピットは１７８６年英仏通商条約を締結し、

綿製品などの関税を引き下げた。今日、ここに近代自由貿易体制の端緒を求めるのが一般

的であるが、折からのフランス革命のため、こうした動きも一旦は頓挫する。その後、産業革

命の進展につれ、英国の綿産業は飛躍的に発展、１８４０年代には全製品の半分以上を海

外に輸出するまでになり、英国はその販路を大きく海外の市場に依存するようになった。当

然、綿産業に従事する商工業者や資本家は、マンチェスター学派などの支持をふまえ積極

的に自由貿易を提唱、安くていい品が購入できるとして、英国内には自由貿易標榜の声が強

まり、やがて農産物への保護関税賦課を定めた穀物法の存続を巡り国論は二分されること

になる。その後、自由貿易派が徐々に力を強め１８４６年に穀物法が廃止され、３年後に航海

条例も撤廃され、名実ともに自由貿易体制が整備された。

　これは、それまでの“軍事力”から「国益達成のための戦略遂行手段を平和的な貿易に

求めた国家政策の初の転換例」であり、以後この国の国是とするようになった。そして１８６０

年、英国はフランスとの間にコブデン・シュバリエ条約を締結、この条約が起点となり、以後自

由貿易の通商条約がヨーロッパ中に広がっていった。同条約では、最恵国待遇を相互に供

与しあうとともに、英国が香水、絹織物等フランス工業製品に対する関税を撤廃、一方のフラ

ンスは英国工業製品の禁輸を解いたのである。また、英国では、マンチェスター派の自由貿

易平和論が力を得、いたずらに植民地や海外領土を増やそうとはしなくなった。

　ただしこうした解放貿易体制がグローバルな規模で推進されたのかといえば必ずしもそうで

はない。１８６０年当時すでに英国ではヨーロッパ以外への輸出が全体の６割に達していた

が、例えば大英帝国存立の基盤とみなされていたインドでは、その直接支配は逆に強化され

ており、またアヘン戦争やアロー戦争からもわかるように、アジアに対する貿易も決して平和

的なものではなかった。要するに自由貿易体制とはいえ、通商の拡大や市場確保のために

はいつでも軍事力が活用される等、１９世紀のそれは未だ帝国主義の枠組みを越えない、部

分的、限定的なレベルにとどまっていたのである。そのため、１８７０年代英国を襲った経済

不況や米独両国の追い上げに直面すると、それまでの自由貿易・小英国主義の立場はたち

まち動揺をきたし、重化学工業への移行に伴い原料を求めて多くの国がその産地であるアジ

ア・アフリカの領地確保に乗り出すや、英国でも植民地の拡大・併合を唱える帝国主義、大英

国主義が再び頭をもたげるようになる。

　しかもこの頃、米独はビスマルク関税法（１８７９年）やマッキンレー関税法（１８９０年）の制

定等保護主義の採用とカルテル・トラストといった企業集中によって英国の優位に肉薄、フィ

ッテは、「後進国が発展を遂げるためには経済活動への国家の介入は当然必要だ」と説き、

さらにリストも「自由貿易は後発資本主義国をそれ以前の発展段階にとどめておくための施

策だ」としてアダム・スミスの考えに真っ向から反発、保護貿易の必要性を力説してやまなか

った。

　E・H・カーは、「第一次世界大戦は、内政外交の両政策において、経済と政治とを公然と

再び結合せしめること」になったと述べ、経済が依然として政治の一部でしか存立しえない

現実を強調したが、世界恐慌後の１９３２年、一般関税法の実施により英国の自由貿易体制

は死滅し、経済のブロック化と重商主義的傾向が再び世界を覆った。

　　　２．　本格的自由貿易時代の到来：

・　本格的な貿易国家が国際場裏に登場したのは、軍事力を用いてのテリトリアル・ゲームの

　有効性が急激に低下をきたすとともに、アメリカがその圧倒的パワーの下に自由、開放の

国際貿易システムを構築し、多くの国々がその恩恵に浴するようになった第二次世界大戦後

の、資本主義陣営内でのことである。

　　　　　　　アメリカによる経済、安全保障面を中心とする国際公共財負担の努力が、１９世紀の英国

が樹立できなかった自由貿易体制のグローバル化を現実のものにしたのである。具体的に

は、経済面では、西ヨーロッパの復興援助のためのマーシャルプラン、日本の復興援助の

ためのガリオア、エロア計画、国際社会資本としての、GATT・IMF（国際通貨基金）・世界銀

行、金に連動した（金本位制）基軸通貨としてのドル、ならびに世界最大のアメリカ市場の

開放、安全保障面では、NATO（北大西洋条約機構）結成、日米安保条約の締結などであ

る。

その結果、世界貿易は急拡大し、アメリカの提供した自由貿易と安全保障の枠組みを最大

限に利用し、非軍事・経済中心の政策を採った日本や西ヨーロッパ諸国―なかでもドイツ―

が貿易国家の代表となり、60年代からアメリカを猛追するようになった。そして、「世界の工

場」の地位は、アメリカから日本に移った。

・　固定レートと自由貿易の恩恵に浴し、恒常的な経常収支の黒字が続いた日独両国はともに１９

７０年代に債権国家になり、日本は８５年に英国を抜いて以降、世界最大の債権国家としての地

位を保っている（２０１７年現在）。

　　３．アメリカの疲弊：

　　　・　社会主義勢力の第三世界への進出を阻止するという強い使命感からアメリカは、該当国への

コミットメントを続け、最後にはベトナム戦争に敗北し、軍事的・財政的・精神的に深い傷を負った。

・　また、経済面でも、日独をはじめとする西側先進国の追い上げにより、地盤沈下を余儀なくされ

た。

1950年代後半：　貿易収支赤字転落

1971年：　ドルの金本位制廃止

1973年：　第一次オイルショック

1979年：　第二次　　　“

1980年：　自動車生産台数で日本がアメリカを追い抜く

1985年：　「ニクソンショック」＝為替の固定相場制廃止

　　　　　：　財政収支赤字化　　　　（以後双子の赤字定着）

1970～80年代：　生産性で西ヨーロッパや日本に並ばれ、NIESにも急追される

　（第二次大戦直後）　生産性：　ヨーロッパの2倍、日本の6倍

2０世紀末：　世界のGDPの２０％、輸出１４％まで低下

　４．本格的グローバリゼーションの展開（実物経済）

１）世界単一市場経済圏の誕生：　ソ連崩壊（１９９１年）

　・　1991年ソ連が崩壊し、歴史上初の世界単一市場経済圏が誕生した。

　・　1990年の市場経済圏は、人口15.7億人、参加国39ヵ国だった。その内訳は、

　　　　　　OECD諸国：　人口　８．５億人　参加国数　24ヵ国

　　　　　　NIES、ASEAN　：　　　３．９　　　　　　　　　　　８

　　　　　　中南米諸国：　　　　　３．３　　　　　　　　　　　７

　・　2001年になると中国がWTOに加盟し、人口45.9億人、64ヵ国に急拡大する。その内訳は、

　　　　　　上記既参加国：　　　　　　18.0億人　　　　　　　　39ヵ国

　　　　　　中国、インド：　　　　　　　　２３．１　　　　　　　　　　２

　　　　　　ロシア、中東欧：　　　　　　　３．４　　　　　　　　　１９

　　　　　　90年代ASEAN加盟国：　　１．５　　　　　　　　　　４

　・　1990年代後半以降新規に市場経済市場に加わったBRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国）が

牽引し、世界経済は拡大し、世界貿易も急拡大する。

その中で最も注目されたのは、2001年にWTOに加盟した中国の高成長で、GDPで日本を追い抜

き（２０１１年）世界2位になり、「世界の工場」の地位を獲得する。

　この時点で、中国が世界一となったのは、携帯電話・インターネット・自動車・オートバイ・鉄鋼・

アルミ・セメント・レアアース・電力・鉄道営業キロ・港湾能力などと広範囲に及ぶ。

　　２）　「リーマン・ショック」とその後

　　　・　2008年、「リーマン・ショック」が起こった。これは、元FRBグリースパン議長が「100年に一度

の金融危機」と呼んだ、世界初の「世界レベルの金融危機」であり、各国がパニックに陥った。

　しかし各国が、全力をあげて、公的資金を投入して銀行を救済し、同時に金融・財政政策を総

動員して危機回避を図ったため、実体経済に大きな傷跡を残したものの、心配された最悪の

事態には至らず、それ以降日米は史上最長の経済拡大期間を更新中である。

・　先進国の中では、アメリカ経済の好調さが一際目立っている。その要因になっているのが

GAFA（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン）と呼ばれるアメリカ企業の急成長である。

GAFAは、最新のIT技術を駆使、膨大なデータを蓄積、そのデータを駆使して他の追随を許さ

ないサービスを顧客に提供し、巨額の利益を上げるビジネスモデルを確立し、「一人勝ち、掛け

金総取り」を狙っている。

　　・　年率８～１０％の高成長を続け日本を追い抜いた中国は、日本が足踏みするのとは対照的に、その差を拡大している。しかし、2010年代に入ると減速が目立ち始めており、直近では、6％台前半まで成長が鈍化している。

注目されるのは、2018年に打ち出された「２０２５製造業計画」であり、この計画で、中国

は初めてアメリカを追い抜くことを視野に入れていることを内外に公表した。

　・　米中貿易戦争の勃発：　中国の挑戦を受けて、トランプ政権は、素早く反応し、「貿易赤字の

解消」「不公正な貿易慣行の是正＝知財の強制移転・窃盗の禁止、企業の競争力強化のため

の補助金の禁止」「安全保障上の理由による中国製品の排除（フェアーウエイなど）」打ち出し、

中国を交渉の土俵に登らせるために、関税をかけた。

　ここに、米中貿易戦争が勃発した。注目しなければならないのは、この戦争は、単なる貿易の

アンバランスをめぐる争いではない、ということである。具体的には、将来の中核産業を担うIT

の先端技術（特にAIと５G）についての争いであるが、より本質的には、「将来の経済覇権」を賭

けた闘いなのである。

　　この交渉は、一旦暗礁に乗り上げ中断したが、米中首脳会談（2019年6月）で再開が合意さ

れた。両国とも、戦略的に譲歩が難しいだけに、難航が予想される。

　Ⅲ　本格的グローバリゼーションの展開：　「金融資本主義」の台頭

　　１．　金融危機の歴史

　　　　・　ジャック・アタリは、「資本主義の歴史は、金融危機の歴史である」という。そして、「リーマン・

ショックは、地球規模に拡大したという観点でのみ、史上初なのである」。「この危機は終息する

のではなく、加速する出来事として「21世紀の歴史」を刻んでいくことになるだろう」と言う。

　　　　・　歴史的な＜中心都市＞での金融危機：

　　　　　①　ジェノヴァの金融危機（1620年ごろ）：　米州大陸産の金や銀の主要マーケットであったジェ

　　　　　　ノヴァは、依存関係にあったスペインの景気が後退したことで、その影響をまともに受け、危

機に陥った。

②　アムステルダムの金融危機（1637年）：　1636年「チューリップ・バブル」が最高潮に達する

が、翌年バブルが弾け危機に陥る。

③　ロンドンの金融危機（1720年、1844年、1890年頃）：　1720年株価・通貨のバブル崩壊（「南

海泡沫事件」）、イギリス政府はこれを教訓にして「シティー」を強化、1844年新たな金融危機

に直面し、これに対応するため、イングランド銀行の中央銀行化、金本位制を導入した。1890

年頃、インド統治の財政負担でほとんどの銀行が破綻した。

④　アメリカの金融危機（1907年）：　1907年株価暴落により金融危機が発生した。これを教訓

として、「連邦準備制度」（FRB)が創設された。

⑤　アメリカの大恐慌（1929年）：　不動産バブルから株式バブルへ、そしてバブル崩壊によって

株価が急落し、4000以上の銀行が破綻した。金融危機から経済危機になり、遂には世界恐

慌になった。

⑥　ウオール街株暴落（1987年10月）：　ダウ平均株価が、1日で２２．６％下落した。

⑦　アジア通貨危機（1987年）：　タイで突如勃発し、ロシアやブラジルに飛び火した。

⑧　日本の銀行危機（1999年）：　バブル崩壊（1990年）により大量の不良債権を抱え込んだ銀

行が破綻寸前に追い込まれる。

➈　ITバブル崩壊（2000年）」：　5年前から発生していたITバブルが崩壊した。

　　　２．資本主義経済の下では「バブルの発生・崩壊」は不可避なのか？

　　　　　・　この問いに、経済学者岩井克人は、「不可避である」と答える。その論拠は、かれのユニー

　　クな「貨幣論」にある。

・　主流と言われる経済学の本を繙いて、「貨幣とは何か？」を調べると基本的には同じことが

書いてある。

　①　交換手段、②　価値の貯蔵手段、③　価値を測る尺度、である。

・　しかし、岩井克人は、「貨幣」＝「投機」だと独自の主張をする。彼の主張を聞いてみよう。

　「人類は太古の昔から「投機」という活動、そして「投機家」という存在を禍々しいものだとみな

してきた。投機とは、安く買い、高く売ることである。そこにはなんの実体的な経済活動もふく

まれている、ようには見えない。投機家は、生産者や消費者に対立する異質な存在として、

多くの人びとに猜疑心や嫉妬心や嫌悪感を抱かせ続けてきたのである。市場社会とは分業

社会であり、生産されるモノの大部分が市場で他人に売られ、消費されるモノの大部分が史

上で他人から買われる。それゆえ生産者は、将来どのような価格でモノが売れるのかを予想して生産に従事しなければならず、消費者は、将来どのような価格でモノが買えるのかを予想して消費を計画しなければならない。そして、生産者が将来の価格の予想に応じて原材料の仕入れや販売品の在庫を調整するとき、また消費者が消費者が将来の価格の予想に応じて保有している貨幣の量や資産の構成を調整するとき、そこにはすでに投機の要素が入り込んでいるのである。市場経済の中で生きている人間は、その意味で、意識するにせよしないにせよ、すべて市場で投機家としてふるまわざるをえないのである。そうした意味で、「投機」とは、市場経済にとって最も本質的な活動である。投機家とは、生産者や消費者に対立する異質な人種であるのではない。市場経済のなかで生産し交換し消費するすべての人間が、すでに全面的に投機家なのである」。

　　３．「金融帝国」をめざすアメリカの戦略

　　　　・　戦後、圧倒的な経済力を誇ったアメリカも、日独を中心とする先進国の追い上げを受け、NIES

やASEANなどへの直接投資（多国籍企業化）も行ったが、合わせて石油ショックによってもたら

された資源価格の高騰も加わり、地盤沈下の挽回は難しく、実物経済領域（「地理・物理的空間」）での、利益創出は困難度を増しつつあると考えるに至った。

　　　　・　「レーガノミックス」：　レーガン大統領は、従来の路線を否定し「レーガノミクス」を提唱し「新自

由主義」＝「市場原理主義」で金融市場への依存を高めることを打ち出し、それに沿って金融自

　由化と経済の金融化をすすめた。

・　しかし、この時点では、環境が充分に整わず、期待したほど金融経済化は進まなかった。

・　金融経済化に向けて、大きく一歩を踏み出したのは、1985年に着任したルービン財務長官

の打ち出した「強いドル」政策によってである。これにより、世界中からアメリカに投資資金を

集める道筋がつけられた。

・　そして、グローバリゼーションが異次元の拡大をとげる契機となったのは、1991年のソ連崩

壊である。ソ連崩壊は、政治・軍事的な冷戦の終了を意味するだけではなく、経済的には、それ

まで東西に分かれていた市場が、社会主義圏も市場経済に移行することを意味し、世界単一

の市場経済市場が誕生したのである。

　そして、それと同時に、アメリカは軍事用・研究用に開発を進めてきたインターネットの商業利

用の解禁に踏み切った。また時を同じくして、コンピューターの性能が幾何級数的に向上し、金

融工学が誕生したため、新たな金融商品の開発が可能となった。

「新自由主義」と「金融帝国化」が一つに結びつき、アメリカの資本主義延命策として「電子・

　　　　金融空間」が創造された。

具体的には、「強いドル」により世界中からアメリカに資金を集め、その資金を各種金融商品

に再配分して、「地理的・物理的空間（実体経済）」では不可能な高い利益を上げるという「金融

帝国化戦略」である。

・　アメリカが金融帝国を確固たるものにしたのは1995年で、この年、国際資本が国境を自由に

越えることが統計的に明らかになり、それ以降、債権の証券化などのさまざまな金融手法を開

発することで、世界の余剰マネーを「電子・金融空間」に呼び込み、その過程でITバブルや住宅

バブルが起こった。

・　この結果、アメリカの金融業の利益シェア（対全産業比）は1984年の９．６％から2002年に

は30.9％まで拡大した。

　　　４．「リーマン・ショック」はなぜ起きたか？

　　　　１）　背景

　①　新自由主義による所得格差の拡大・需要の減少：

　　・　現在、情報がもっとも貴重な資源であり、＜インサイダー＝銀行家、金融アナリスト、民間

投資家＞は情報を独占することにより市場を支配している。＜インサイダー＞は、プロジェ

クトの収益性にかんする特別の経済的・金融的情報から特別な利潤をうる。

　この結果、アメリカ人の上位１％の金持ちの所得は、1948年には７％だったが、現在では

１６％以上になっている。同時に上位５％が総所得の３８％を独占している。

・　これと対照的に、勤労者の所得は低下し、現在のアメリカ人の平均的給与は、1979年より

も低く、低所得者２０％の人々は、さらに低くなっている。アメリカ国民の下位５０％は、国

の富の２．８％しか所有していないし、さらに彼らの債務は急拡大しているのである。

　　　　　　・　中産階級は、以前ほど消費ができなくなったし、人口の高齢化も需要の伸びに重くのしか

かった。

　②　需要の減少を補うための借金による需要創造：

　　・　こうした富の分配の偏りを見直すことなく、アメリカの経済成長を維持していこうとするなら

ば、中産階級には借金漬けになってもらう必要があった。これが、1980年代初めからアメリ

カ社会が暗黙裡に決定した方針である。

　その借金とは、例えば、日常消費でのクレジットカードや、マイホーム購入に対する不動

産担保ローンである。

　③　低金利、レバレッジ効果、資産効率

　　・　家計と企業における債務の膨張を維持するためには、＜低金利＞を維持する必要が

　　　あった。これがアメリカ連邦準備制度理事会（FRB）が2001年から採用した方針である。

　　　　　　・　企業・投資ファンド・個人は借金が容易になり、レバレッジ効果を狙うようになった。

　　　　　　・　世界の不動産価格の総額は、1990年頃には世界のGDPの4分の3に相当したが、その

10年後の2000年頃にはGDPの１．５倍に相当する推定75兆ドルまで膨張した。

　世界中の債券や株式の時価総額は、1980年には、世界のGDPと等しかったが、2006年

中頃には、GDPの2倍に相当する推定100兆ドルまで増加したのである。証券化商品や

デリバティブなどの金融商品をそれに加算する必要があるが、その総額は、70～100兆ド

ルもあるという。世界の金融・不動産の総資産は、250兆ドル以上と推定されるが、これは

おもに債務によってファイナンスされている。

　④　証券化とデリバティブ＝資金争奪戦

　　・　サブプライム・ローンの証券化：　銀行は、不動産抵当権を世界の機関投資家が魅力を

感じる高利回り金融商品に仕立て上げた。また、これはリスクの高い資産を銀行のバラン

スシートから切り離す手段でもあった。そして、最もリスクの高い不動産債券、特にサブプ

ライム・ローンの切り離しに躍起となり、リスクの程度に応じて階層化し、パッケージにして

商品化、市場で売り出した。

　不動産ローンなどの証券化商品の総額は、アメリカ財務省証券（米国国債）の発行残高

を超え、12兆ドルを突破した。証券化されたサブプライム・ローンの半分は、アメリカ以外

の銀行が購入し、顧客に販売した。

　　　　　　・　デリバティブ：　「デリバティブ」（金融派生商品）と呼ばれる金融商品も証券化された。デリ

バティブとは、「原資産」（株式、債券、債権、さらには金利や為替）と呼ばれる資産の価格

変動リスクを回避するために登場した金融手段である。

　　　　　　・　こうした証券化商品やデリバティブからは、驚くべき収益が期待できたことから、投資銀行

やヘッジファンドによって、世界中の金融機関に転売され、他の金融商品のなかに混ざり

こむことになった。だがこうした金融商品の原資産にまで遡ることのできる者は誰もいなく

なった。一方、個人投資家はこうしたリスクを知るよしもなく、また、これを推し量る手段も持

たなかった。情報の偏りが、不平等な形で拡大した。これこそが、今回の金融危機の根源

的原因である。

　　　　　　・　いかなる国の中央銀行や市場監査機関であろうとも、また、国際通貨基金（IMF）や国際決

済銀行（BIS）であろうと、誰もこれを咎める者はいなかった。

⑤　資本調達が困難になり、モノラインやCDSが登場した

　・　世界中の投資家は、ますます奇怪なものになっていく金融商品の購入を躊躇しはじめた。

　　　その時、ある種の金融機関が、投資を躊躇する一般投資家に対し、「アセット・バック・セキ

ュリティ（ABS）」（資産担保証券）への投資リスクを保証しようと申し出た。この市場にもう

一つの大物である「モノライン保険会社」（金融保証保険会社）がひっそりと登場した瞬間

である。厳密に言うと、モノラインは、保険業者であるとともに、銀行家、ヘッジファンドのマ

ネージャー、金融ブローカーでもある。

　　　　　　・　クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）：　その巧妙な金融手段の中でも、まず問題なのは、

民間の債権契約を保証すると称する「クレジット・デフォルト・スワップ」（CDS）である。これ

は、規制の対象とはなっていない。CDSは、投資家が、証券を発行した企業の債務不履行

（デフォルト）のリスクをヘッジ（回避）するためのデリバティブの一種である。

　こうした素晴らしい金融手段も、関係者によって、あやまった形で利用されてしまった。

CDSは何かを保証するわけでもなく、すぐに単なる「ギャンブル」になった。さらにひどい

ことには、CDSも証券化され、62兆ドルもの証券が出回り、投資家のバランスシートに貼り

ついた。誰が誰に対して、何をいくら保証しているのかを知る者は誰もいなくなった。

⑥　格付け機関の実態

　・　「格付け機関」とは、独立した腐敗のない公明正大な機関であるというのが建前であり、公

的機関や国際機関が行うべきであると思われるかもしれない。ところが、現在、世界では、

おもに３つの民間企業によってこの業務が行われている。「S&P」「ムーディズ」「フィッチ」であ

る。

・　本来であれば、これらの機関は、可能なかぎり厳格な格付け業務を遂行すべきである。と

ころが、かれらは、かれらが採点する企業から報酬を得ている。そこで、厳しい評価を行った

場合、顧問契約が打ち切られ、その企業は他社に取られてしまうことを恐れ顧客の機嫌を損

ねるようなことはしなくなっていく。

・　格付け機関は、対象となる企業を訪問することさえなく、その企業が保有する金融商品で

ある、住宅ローン債権担保証券（RMBS）、債務担保証券（CDO）、クレジット・デフォルト・スワ

ップ（CDS）について調べもしなかった。

⑦　破裂寸前のグローバル化した債務

　・　関係者の間で暗黙の了解ができあがると、あとは借金が激増するのみである。

　　アメリカ人世帯の債務は、1979年のGDPの４６％から、2007年末には、GDPの９８％にまで

増加した。アメリカの対外債務はGDPの７０％に相当する7兆ドル以上にまで膨らんだ。2007

年のアメリカ人の債務の合計（すべての経済主体をふくむ）は、1929年時を大幅に上回り

GDPの３５０％に達した。

２）　危機の根源にあるもの

①　危機の根源はシステムにある

　・　この危機の根幹には、システムの問題がある。銀行家・規制当局・政府といった実行犯を

糾弾するのではなく、理論的枠組みの真の変革をおこなわねばならない。

　②　社会的不平等の拡大と金融商品の開発

　　・　危機へと導いた一連の出来事は、アメリカをはじめとする、すべての先進国における社会的

不平等の拡大からスタートした。社会的格差の拡大こそが、需要にブレーキをかけたのだ。

　　　　　・　アメリカ金融帝国化が新たなレバレッジ効果の大きい金融商品を生み出し、儲けまくると同

時に借金を膨らませ、かつ、問題をウオール街・ロンドン市場・オフショア金融市場などを経

由して、他に移し変えたり、輸出したりした。

③　金融機関による情報と利潤の独占

　・　金融システムにおいては、２つの表裏一体の堕落が明らかになった。

　（１）　金融機関は、高利回りではあるが、きわめてリスクの高い投資に対する不自然な熱狂を

生み出し、自らもこれに参加するようになったこと。

　　　　　（２）　金融機関は、自らが持つ最適な投資先に関する情報については、外部には漏らさなかっ

た。

　　　　　　　　そして、これらにより情報をコントロールすることによって、経済全体の収益をはるかに超

えた利潤を独り占めしたこと。

３）　市場と民主主義、そして＜インサイダー＞

①　市場と民主主義のコンビが資本主義を発展させてきた

　・　人類の生活条件は、いかに希少な資源を分配するのかというシステムに規定されてきたが

この目的を満たすための2つのメカニズムが発明された。それが「市場」と「民主主義」であ

る。

　　　　　・　市場と民主主義は、相互に強化しあう。経済的自由なくして政治的自由は存在しないことか

ら、民主主義は市場を必要とする。失敗もするし、公平でもなく、さらには効率的でさえない市

場は、所有権・知的自由・起業家精神を保護するために、また生産手段をフルに利用する

ために、民主主義あるいは少なくとも国家を必要とする。

②　市場を支配するインサイダー

　・　現在においては、情報がもっとも希少な資源であり、＜インサイダー＞は情報を独占する

　　ことにより市場を支配している。

　　　　　・　＜インサイダー＞はプロジェクトの収益性に関する経済的・金融的情報から特別な利潤を

得る。これは不公平である。

　　　　　・　国家は、＜インサイダー＞と一般市民との不平等の拡大を避けるために、＜インサイダー

＞の活動を監視・規制する機関を設置する必要がある。

③　＜インサイダー＞の特権と不誠実さ

・　市場民主主義は、すべての分野で個人の自由を他のすべての価値観に優先させた。そ

れは、意見を変える権利であり、労働や同盟などの契約さえも、すべて可変的なものになり、

不安定なものになった。個人の自由を束縛する取り決めを遵守する理由など存続しなくなり、

自分以外の他者に誠実である理由は存在しなくなった。とくに、次世代に対して誠実である理

由は存在しなくなった。

４）　グローバル化する市場・グローバル化しない法整備と金融資本主義の勝利

　・　自由に資するはずであった「市場」と「民主主義」という２つのメカニズムの間には、大きな

矛盾が存在する。

・　民主主義は、あらかじめ設定された領土内でしか通用しない。しかし、市場は、財・資本・

テクノロジー・労働などどの市場であろうが、その性質からして、国境は存在しない。今日、世

界規模の民主主義はまったく存在せず、これと同様にいかなる分野においても世界規模の

法制度は存在しない。

　　　　　・　これとは反対に、世界規模の市場は存在する。とくに、資本市場がこれに該当する。資本市

場は国内の枠組みを超え、規制の網の目をかいくぐり、世界中に拠点を置き、とくにインター

ネットによるバーチャル空間を舞台として、他のいかなる市場よりも急速に進化・発展した。

　これは、ほとんどの財やサービスの市場についても該当する。労働市場でさえも、他の市場関係者のためらいにもかかわらず、賃金は均一化され、労働者は移動するようになった。

　　　　　・　市場はグローバル化する一方なのに、法制度はグローバル化していない状況下では、各国

の法制度、そしてそれが依拠する民主主義を次第に凌駕していく。行政当局による金融市場

に対する規制は、金融市場どうしが繰り広げる＜インサイダー＞にとってもっとも都合のよい

法制度を確立するための競争により、骨抜きになってしまった。

　　　　　・　われわれは、純粋・完全な市場という理論上の状態に置かれることになったが、市場は徒

然ながら効率的ではなく、最適以下の状態しか作り出すことができない。つまり、市場によっ

て生産キャパシティがフルに利用されることも、資源が公平に分配されることもない。これこそ

が、現在の状態である。つまり、金融資本主義が勝利したのである。

５）　金融危機の勃発

・　＜インサイダー＞以外の一般人が、債務と資産の異常な膨張が維持不可能だと実感した

時＜インサイダー＞は、彼らの金融商品が価値を失ったことを察知した。

そこで、彼らは自分たちが維持してきたシステムから、自分たちだけが抜け出そうとした。

こうした動きが、出口を求めて殺到する現象を生み、パニックが生じた。

全員が債務から逃げ出し、現金化を急いだのである。金融システムは麻痺状態に陥った。

銀行がマネーをストックしたことで、経済には資金不足が生じた。経済は、窒息状態になり、

経済停滞、さらには不況に突入した。

　　　　　・　一般的に、こうした厳しい時代においてさえ、＜インサイダー＞の地位は安泰である。彼ら

は、国家の支援を取り付け、国家に彼らの損失を補填させ、彼らが食い物にしてきたシステムを救済させた。

・　バブル多発と「反近代」の21世紀：　これまでバブルが崩壊するたびに、世界経済は大混乱に陥って来た。しかし、バブルが崩壊して起きることは、皮肉なことに、さらなる「成長信仰」の強化である。

　巨大バブルの崩壊は、金融システムの危機をともなうため、公的資金が投入されて銀行

などの企業は救済される一方、そのツケは広く一般国民におよぶ。

　　バブルの崩壊は、急激な需要を急激に収縮させ、企業は解雇や賃下げなどをふくむ大リ

ストラを断行し、従業員に大きな負担を負わせる。まさに、「富者と銀行には国家社会主義で

臨むが、中間層と貧者には新自由主義で臨む」（ウルリッヒ・ベルク「ユーロ消滅」）わけで、ダ

ブル・スタンダードがまかり通っている。

　バブル崩壊によってもたらされた信用収縮を回復させるために、再び「成長」をめざして、政

府は過剰な金融緩和と財政出動をおこない、そのマネーがまた投機マネーとなってバブルを

引き起こす。先進国の国内市場や海外市場はもはや飽和状態に達しているため、資産や金

融でバブルを起こすことでしか成長できなくなったということである。こうしてバブルの生成と

崩壊が繰り返されていく。

　バーナンキFRB議長がのべたように、「犬の尻尾（金融経済）が頭（実物経済）を振り回す」

時代である。そして、サマーズ元財務長官がのべたように、「バブルは3年に一度発生し、弾

ける」のである。

　そして今また、欧米でも日本でも同じようなバブルの生成と破裂が繰り返されようとして

いる。これは、脱成長の時代に逆抗する悪あがきにしか過ぎないのだろう。

　Ⅳ　われわれはどこにいるか？

　　１．大転換期に立つ資本主義：　歴史の振り返り

　　　１）　はじめに：　　これまで、われわれは、「出来事」を中心にしてグローバル経済について見てき

た。しかし、それでは、資本主義の「本質」が見えにくい。そこで、「われわれはどこへ向かうべ

きか？」を考える前に、歴史を振り返りつつ、資本主義の「本質」について考察したい。

　　　２）　資本主義の「本質」：

　　　　　・　資本主義の性格は、時代によって、重商主義であったり、自由貿易主義であったり、帝国主

義であったり、植民地主義であったりと変化してきた。IT技術が飛躍的に進歩し、金融の自

由化がいきわたった21世紀はグローバリゼーションこそが資本主義の動脈といえるだろう。

しかし、どの時代であっても、資本主義の本質は「中心・周辺」という分割にもとづいて、富や

マネーを「周辺（フロンティア）」から「蒐集（コレクション）」し、「中心」に集中させることに他なら

ない。

　　　　　・　「市場」と「資本主義」：　資本主義の「本質」を考えるにあたって、まず、「市場」と「資本主義」

の区別を明確にしておきたい。

　　　　　　　歴史学者フェルナン・ブローデルによれば、「交換経済」の中に、「市場経済」と「資本主義」

があり、前者の本質は生産と消費を仲介することに尽き、「資本主義」は、資本家が利潤を極

大化するぞという強い意志を持っている。「市場経済」においては慣習的な規則を逃れること

ができるために競争原理が働く、他方「資本主義」は高度に洗練され支配的なもので、そのと

きどきの「上層階級」と結びつくことで、「市場経済」の拡張から常に恩恵を蒙ってきた。

　　　　　・　資本主義は「強欲」か？：　アダム・スミスは、「国富論」の前に「道徳感情論」を著している。

　　　　　　「道徳感情論」で彼は次のように言う。「盗賊のように自分の利益のみを追求して、社会その

ものを否定してしまわないかぎり、人間として自然な自愛心（利己心）を、どこかで抑制して、

平和的共存をなりたたせねばならない。その抑制の規準が、同じくそれぞれに自愛心を発動

させている観察者たち（市場参加者でもある）の同感である。」「正義が守られなければ、社会

は崩壊する」とスミスがいうとき、「正義とは、相互に侵害しないこと」であり、しかもこの正義を

「消極的な徳」とよび、「それからの逸脱は、力で阻止しなければならないが、日常生活では

自然に実現されているのだ」という。すなわち、「商業社会では、社会的信用への顧慮が、自

愛心の発動を平和的共存の程度にまで、抑制するのである」と。さらに、「金持ちがより多くの

富を求めるのは「徳の道」からの堕落である」」と述べている。

　スミスが、「国富論」の前に「道徳感情論」を著したのは、「資本主義」に本質的に潜む「強

欲」を見抜き、それを暴走させないためには、「共有された良識」（社会資本）の存在が不可欠

だと見抜いていたからであろう。

　　　　　・　「新自由主義」は「強欲」がむき出しになった「資本主義」：　「新自由主義」は、「大きな政府」

の積極的財政出動にもかかわらず、十分な景気刺激効果があげられず（失業をなくせない）

財政赤字が巨額化したケインズ政策を強く批判し、「小さな政府」へ回帰し、「市場」の持つ

「競争原理」を生かし切ることが経済活性化の決め手だと主張し、「自由」の拡大を求めた。こ

の結果、アダム・スミスが説いた「利己心の抑制」「消極的な徳」が忘れられ、「利益の極大化」のみを追求する「強欲」がむき出しになった資本主義が出現した。

　また、「新自由主義」は、ステーク・ホルダーのうち従業員・地域社会に対する責任を無視

し、株主のみに目を向ける資本主義でもある。

　　　３）　資本主義の発展（第Ⅰ期）：　「地理的・物的空間（実物投資空間）」の拡大

・　資本主義の始まりには、12～13世紀説、15～6世紀説、18世紀説がある。12～13世紀説で

は、利子の成立を、15～6世紀説はカール・シュミットがいう「海賊資本主義」を国家（イギリ

ス）が行ったこと、18世紀説では産業革命が、資本主義を始動させた要因とされている。

　　　　・　12～3世紀説の魅力は、資本主義の勃興期を象徴する二つの出来事があったからである。

　　　　　①　利子の容認：　キリスト教では、中世後期から「高利貸し」が禁止されていた。12世紀に貨

幣経済が浸透するようになり、イタリア・フィレンツェに資本家が登場し、金融が発達し始め

る。そして1215年ラテラノ公会議で利子が容認された。

　　　　　②　イタリアのボローニャ大学が、12世紀に神聖ローマ皇帝から、13世紀にローマ法王から認

可を受けた。中世では「知」も神の所有物だったが、「知」を人間に開放するということを意味

したのが、この公認であった。

　　　　・　「実物経済」の発展については、すでにかなり詳しく触れたので、詳細は割愛する。

　　　　４）　資本主義の発展（第Ⅱ期）：　「電子・金融空間（金融資本主義）」の創造

　　　　　・　先進国の利潤率低下：　1974年以降、実物経済において先進国が高い利潤を得ることがで

きるフロンティアはほとんど消滅してしまった。「地理的・物的空間」の拡大は困難になり、資

源を輸入して工業製品を輸出する交易条件が悪化し、「地理的・物的空間」に投資してもそれ

に見合うだけのリターンを得ることができなくなった。つまり、ある一定期間資本を投下し、投

下した分以上に利潤を得ていくという資本主義のシステム自体が限界に突き当たったのだ。

　そのことを端的に示すのが、資本の利潤率とほぼ一致する長期利子率（10年ものなどの長

期国債の利子率）である。そして現在、日本とドイツは17世紀初頭のイタリア・ジェノヴァ以来

の超低金利時代、すなわち21世紀の「利子率革命」を経験している。

　そして利潤率の低下に耐えきれなくなった先進国、とくにアメリカが目論んだのが、新たな

利益を得られる「空間」を創造することだった。本来は1970年代に「終焉の始まり」を迎えた

はずの資本主義を、アメリカは「電子・金融空間」を創造することによって、その後、30数年に

わたって延命させてきたのである。

　このように新しい空間で再び投資機会を見出すことが「空間革命」のひとつの大きな意義で

あり、その動きは1990年代以降、顕著になっていった。

同時に、この空間は、BRICSに代表される「新興国市場」を生み出すことになった。「電子・

金融空間」を無限に拡大することで新しいマネーを創出し、そのうえで新興国の近代化を促

すことによって、新たな投資機会を生み出そうとしたのである。

　資本主義には「周辺」の存在が不可欠であり、途上国が成長し、新興国に転じれば、新たな

「周辺」をつくる必要が生じる。それがアメリカで言えばサブプライム層であり、日本で言えば、非正規社員であり、EUで言えば、ギリシャやキプロスなのだ。

・　資本主義の構造変化：　東インド会社から1970年代までの資本主義は、先進国が原材料を

安く買い叩ける地域と高く製品を売れる地域を求めて、つねに周辺を外へ外へと拡大して

いった。

　しかし、1970年代半ばに、この拡大が難しくなったのである。オイルショックに象徴されるよ

うに、資源も安く買うことができなくなり、先進国では少子化が進行し、国内市場も増えない

うえに、海外市場もベトナム戦争終結で軍事力による拡張が止まった。

　そこで、「地理的・物的空間」（実物経済）に期待せずに「電子・金融空間」（金融経済）依存

による利潤極大化にかじを切ったのである。

　この結果、1995年からリーマン・ショック前の2008年の13年間で、世界の「電子・金融空

間」では100兆ドルものマネーが創出された。これに回転率を掛ければ、実物経済をはるか

に凌駕する額のお金が地球上を、ところ狭し、と駆け巡ったのだった。

　その結果、起こったのがリーマン・ショックであったのは、前述したとおりである。

・　「長い21世紀」の「空間革命」の罪：　「地理的・物的空間」で利益を上げることができた1974

年までは、資本の利益成長と雇用者報酬の成長とが軌を一にしていた。資本と雇用者は共

存関係にあったのである。

　しかし、グローバリゼーションが加速して起きたのは、雇用者と資本家は切り離され、雇用

者を犠牲にして資本家だけに利益が集中したことだった。

グローバリゼーションをヒト・モノ・カネが自由に国境を越えることであると考えている限り、

グローバリゼーションに乗り遅れてはいけないという強迫観念に駆られて、グローバリゼーシ

ョン政策に邁進することになる。金融ビックバン、労働の規制緩和、TPPなど。

　グローバリゼーションとは、「中心」と「周辺」からなる帝国システム（政治的側面）と資本主

義システム（経済的側面）の両面から成り、「中心」と「周辺」を結びつけるイデオロギーなの

である。もっと直截的に言えば、グローバリゼーションとは、「中心」と「周辺」の組み換え作業

なのだ。

・　　現代の価格革命が引き起こした実質賃金の低下：　イギリスでは、20世紀でもっとも実質

賃金が低かったのは第一次大戦の終わる1918年であり、ここから20世紀の「労働者の黄

金時代」がスタートした。1918年から1991年の間で、イギリス人の実質賃金は４．９倍に上昇

した。しかし、1970年代の半ば以降、資源価格が高騰したせいで、企業はそれまでのように

利潤をあげることができなくなり、その利潤の減少分を賃金カットにより補おうとしたのだった。1999年以降、企業の利益と実質賃金の乖離が始まり、2006年以降、企業の利益があがって

いるのに、実質賃金は減少するという現象が起きている。

　日本でも同じことが起きており、1997年1～3月期をピークに、好不況にかかわらず、実質

賃金は激しく減少しているのだ。こうした傾向、すなわち、付加価値がプラスの伸びを示して

いるときに、雇用者報酬の伸びがマイナスになったことは1990年以前には決してなかった。

　つまり、資本側はグローバリゼーションを推進する事によって、資本と労働の分配構造を破壊

したのだ。資本側は、国境に捉われることなく生産拠点を選べるようになったからである。

　同時に、民主主義であったはずの各国の政治も資本家のために、法人税率を下げたり、雇

用の流動化といって解雇をしやすい環境を整えたりしたのである。

・　　21世紀の「価格革命」：　21世紀の「価格革命」とは、「電子・金融空間」でつくられた「過剰」

なマネーが新興国の「地理的・物的空間」で過剰設備を生み出し、モノに対してデフレ圧力を

かける一方で、供給力に限りがある資源価格を将来の需給逼迫を織り込んで先物市場で押

し上げるのである。

・　中国バブルは必ず崩壊する：　1995年に国際資本が国境を越えてやすやすと移動するよう

になってから、アメリカは「電子・金融空間」を築き上げ、わずか10数年で140兆ドルを超える

マネーを創出した。リーマン・ショックと欧州危機によって、そうした余剰マネーの行き場は新

興国に集中するのだが、これを新興国で吸収できるはずがない。

　新興国の経済規模は総額でおよそ28兆ドル（2013年）であり、経済成長に必要な固定資本

形成は、ピークでも国の経済規模のおよそ3割程度、すなわち９．３兆ドル程度であろう。

　しかし、余剰マネーは少しでも利潤の多く得られるところを目指して世界中を駆け巡るの

で、どうしても新興国に過剰な投資が集まることになる。すでに中国では、誰も住まないよう

なマンションが立ち並んでおり、景気の減速により過剰設備が懸念されている。そこで起きる

のは、バブルとその崩壊である。

　中国では、過去の長い期間にわたり、GDPの半分を住宅投資、設備投資、公共投資などの

固定資本形成が占めてきた。これは異常な高率だが、こうした状態が10年以上続いてきた。

しかし、輸出主導の経済が終わり、内需主導の経済に転換できないなら「生産設備過剰時

代」に突入する。バブルがまさに弾けようとしているのである。

　そのとき、中国もデフレに陥り、ゼロ金利、ゼロ成長になっているであろう。

・　　「資本のための資本主義」が民主主義を破壊する：　国境の内側で格差を広げることを

厭わない「資本のための資本主義」は、民主主義をも破壊することになる。民主主義は価値

観を同じくする中間層の存在があってはじめて機能するのであり、多くの人の所得が減少

する中間層の没落は、民主主義の基盤を破壊することにほかならないからである。

・　　賞味期限切れになった量的緩和政策：　現在、金融経済の規模は実物経済の規模よりも

大きく膨らんでいて、「電子・金融空間」には余剰マネーが140兆ドルあり、レバレッジを高め

れば、この数倍・数十倍のマネーが「電子・金融空間」を徘徊するのである。対して、実物経

済の規模は2013年で７４．２兆ドル（IMF推定）である。

グローバリゼーションによって金融経済が全面化してしまった1995年以降の世界では、

　　　　　　マネー・ストックを増やしても国内の物価上昇にはつながらないのである。量的緩和政策に

よって、ベース・マネーを増やせば増やすほど、バブルをもたらすだけである。しかも、この

バブルも自国内に起きるかどうかさえ分からない。ドルも円もほとんど国内にとどまらないか

らで**ある。**・

　　２．われわれは今どこにいるのか？

　　　１）　日本の未来を創る脱成長モデル

　　　　・　資本主義の矛盾をもっとも体現する日本：　資本主義の後にどんな社会・経済システムが生

まれるか、まだわからない。これまで数世紀にわたって続いたシステムが一夜にして変わる

などあり得ない。

しかし、新しいシステムを生み出すポテンシャルという点で、日本は世界の中でもっとも優位

な立場にあると考えられる。逆説的だが、資本主義の限界にいち早く突き当たっているのが日

本だからだ。

1997年から現在まで超低金利が続いていること、一人当たり粗鋼生産量のピークが1973年

度であったこと、同年に中小企業・非製造業の利潤率が９．３％でピークを付けたこと、1974年

に合計特殊出産率が総人口を維持できる限界値である２．１を下回り、さらに現在に至るまで減

少し続けているなど、あらゆる指標がこの時点で「地理的・物的空間」の膨張が止まったことを

示唆している。

デフレも超低金利も資本主義が成熟を迎えた証拠だから、退治すべきものではなく、新しい

経済システムを構築するための与件として考えなければならないのだろう。

アベノミクスのごとく過剰な金融緩和と財政出動、さらに規制緩和によって成長を求めること

は、危機を加速させるだけであり、バブル崩壊と過剰設備によって国民の賃金はさらに削減

されてしまうことになる。

非正規雇用者が全体の3割を超え、年収200万円未満で働く人が給与所得者の２３．９％

（1090万人）を占め（2012年）、2人以上世帯で金融資産非保有が３１．０％（2013年）に達して

いる日本の2極化も、今後グローバルな規模で進行していくのである。

このような危機を免れるためには、日米独仏英をはじめとした先進国は、「より速く、より遠く

へ、より合理的に」を行動原理とした近代資本主義とは異なるシステムを構築しなければなら

ない。

　　　２）　資本主義の終焉

　　　　・　そもそも、資本主義は、その誕生以来、少数の人間が利益を独占するシステムだった。ヨーロ

ッパのためのグローバリゼーションの時代である１８７０年から2001年までは、地球の全人口の

１５％が豊かな生活を享受できた。この１５％はヨーロッパ的資本主義を採用した国々で、当然

アメリカや日本もそこにふくまれている。日本の「一億総中流」が実現できたのはこの時代

だった。130年間、先進国の１５％の人々が、残りの８５％から資源を安く輸入して、その利益を

享受したのである。

　　　　・　ブレーキ役が資本主義を延命させた：　数々の問題を抱える資本主義だが、曲がりなりにも

今日まで存続してきたのは、資本主義の暴走にブレーキをかけた経済学者・思想家がいたから

である。「道徳感情論」でお金持ちがより多くの富を求めるのは「徳の道」から堕落すると説いた

18世紀のアダム・スミス、「資本論」で資本主義の搾取こそ利潤の源泉であることを見抜いた19

世紀のカール・マルクス、失業は市場で解決できるとはせず、政府が責任を持つべきだと主張

した20世紀のジョン・メイナード・ケインズらが近代の偉大なブレーキ役だった。

　　　　・　「長期停滞論」では見えない資本主義の危機：　しかし、リーマン・ショックという大きな資本主

義の危機を経験しても、金融緩和をおこない、インフレに向かう期待をもたせれば、経済は好転

するというリフレ理論が経済政策の主導者のあいだでは優勢である。「株価が上がった」という

事実だけを取り上げて、アメリカの量的緩和・日本の異次元緩和は成功していると唱える人々

である。

けれども、かれらの認識は誤りであり、サマーズ元財務長官ですら、2013年のIMFの年次

調査会議で、「先進国が貯蓄過剰のもと、需要不足の「長期停滞」に陥っている」と述べ、大きな

話題となった。

しかし、重要なのはサマーズの認識も甘いということである。「需要不足」との診断に従えば、

新自由主義も金融緩和によっても危機脱出ができない現在、もう一つの選択肢となるのは、「ケ

インズ政策」、すなわち、積極財政による国内での需要創造による景気浮揚だろう。

「ケインズ政策」が機能するのは、資本が国境を越えず、一国内にマネーの動きを制御できる

場合であり、国境を越えて資本が動き回るグローバル経済のもとでは、効果は期待できず、

より本質的には、「ゼロ金利、ゼロ成長、ゼロインフレ」の21世紀において、成長を目的として

いるという点で、失敗を運命づけられている。

われわれはそろそろ、資本主義が生き延びるという前提で説かれる「長期停滞論」に訣別

すべき時期を迎えている。資本の自己増殖と利潤の極大化を行うために「周辺」を必要とする

資本主義には、もう「周辺」は残されていないからである。「アフリカのグローバリゼーション」が

ささやかれるようになった時点で、資本主義が地球上を覆い尽くす日は近いことになり、それは、地球上のどの場所においても、もはや、投資に対してリターンが見込めなくなることを意味する。すなわち、地球上が現在の日本のように、ゼロ金利、ゼロ成長、ゼロインフレになるということで

ある。

　　　　・　未来からの収奪：　「地理的・物的空間」のフロンティアが消滅してもなお「過剰」を追い求め

　　　　　れば、新しい「空間」をつくることが必要になる。それが、「電子・金融空間」だったのだ。前者の

　　　　　空間は、北（先進国）と南（後進国）の間に壁があった。グローバル資本主義は、いったんその

　　　　　壁を取り払って、新しい壁を創るためのイデオロギーなのである。新しい壁は、先進国内につく

られ、収奪の対象は、アメリカではサブプライム層、EUではギリシャ・キプロスなどの南欧諸国

の人々、日本では非正規社員である。

われわれが、成長を求めるために行っている経済政策・経済活動は、「未来からの収奪」に

なっている可能性が大きい。

ケインズ主義者がとなえる財政出動も、公共事業に、かってのような乗数効果が見込めない

　　　　　現在では、財政赤字を増加させると同時に、将来の需要を先取りしている点で、未来からの収

　　　　　奪に他ならない。

金融の世界でも同じである。1990年代末に世界的な流れになった時価会計とは、時価の数

字がそのまま決算に反映されるシステムなので、「将来、これぐらいの利益を稼ぎ出すだろう」と

いう資本家の期待を織り込んで形成されている。マーケットは、その将来価値を過大に織り込

むことにより、利益を極大化しようとするため、結果的に、将来の人々が享受すべき利益を先取

りしていることになる。

　　　　・　バブル多発時代と資本主義の退化：　地球上から「周辺」が消失し、未来からも収奪している

という意味をわれわれは深く受け止めるべきだろう。経済の停滞といった次元ではなく、ヨーロッ

パの理念、近代の理念であった「蒐集」に終焉が近づいているのだ。

資本主義の終焉とは、近代の終わりであると同時に、西洋史の終わりでもある。英米の資本

帝国であれ、独仏の領土帝国であれ、全世界の70億人が資本主義のプレイヤーになった時

点が、帝国の死を意味するのだ。

そうすると、われわれの取り組むべき最大の問題は、資本主義をどうやって終わらせるかということになる。すなわち、現状のごとくむきだしの資本主義を放置した末のハード・ランディングに身を委ねるのか、あるいはそこに一定のブレーキをかけてソフト・ランディングを目指

すのか。

むきだしの資本主義の先に待ち受けているものを考えてみよう。

おそらくそれは、リーマン・ショックを凌駕する巨大なバブルの生成と崩壊だ。すでに資本主

義は、永続型（株式会社型）資本主義からバブル清算型資本主義へと変質している。

永続資本主義の始まりはオランダの東インド会社であり、それ以前の地中海世界における

資本主義は一事業ごとに利益を清算する合資会社による資本主義だった。当時、貨幣経済が徐々に地中海世界に浸透し、資本主義の萌芽は見られたが、資本主義経済が社会全般に浸透するには至っていなかったので、一度限りの事業清算型の資本主義で事足りていたのだ。

本来、資本主義が効率よく回っているかどうかは資本の利潤率（国債利回りにリスク・プレミアムを加算したもの）で測るものだが、ゼロ金利となった現在、どの実物資産に投資しても、ターンは見込めないのである。代わって株価が資本主義の効率性を測る尺度として登場し

その主戦場は「電子・金融空間」になった。その結果、サマーズ元財務長官の指摘の通り「3年に1度バブルが起きる」ようになったのである。

13～15世紀の事業清算型資本主義は失敗すれば、その責任は資本家のものだった。とこ

ろが、21世紀型のバブル清算型資本主義になると、利益は少数の資本家に還元される一方

で、公的資金の注入などによる救済による費用は税負担というかたちで広く国民に及んでいる。資本家のモラルでは、21世紀のバブル清算型資本主義は事業清算型と比べて明らかに後退しているのだ。

　　Ⅴ　われわれがすぐになすべきこと

　　　１．　はじめに

　　　　・　われわれがすぐになすべきこと（は、「資本主義の暴走」を止めることであるが、具体策を検討

する前に、巨視的な観点に立ち、「市場経済」の位置づけを確認しておきたい。

　　　　・　経済人類学者カール・ボランニは、財の移動や交換による社会統合のパターンに、大きく3つ

あるといっている、すなわち、「互酬（贈与）」「再分配」「交換」である。ボラン二は、どんな社会に

も、この３つのタイプは共存しており、同時に、それぞれの社会には、３つの様式の中でどれが

支配的なものかがある、という。一般に経済人類学では、互酬⇒再分配⇒商品交換という順に、支配的な様式が変化していく、と考えられている。

・　「資本主義の暴走」が生じているということは、資本主義が、アダム・スミスのいう「消極的徳」

「社会的信用」を備えた資本主義から逸脱し、「強欲」むき出しの資本主義に変質したということ

である。同時に、「電子・金融空間」を中心とした金融資本主義（投機資本主義）が圧倒的になり

すぎ、「互酬（贈与）」「再分配」の機能が相対的に弱くなりすぎているということでもある。

　したがって、「資本主義の暴走」を止めるためには、「強欲」むき出しの資本主義に歯止めを

かけ、「消極的徳」「社会的信用」を重んじる資本主義に回帰すると同時に、「再分配」「互酬（贈

与）」の比重を増していくことが不可欠なのである。

　　　２．　「実物経済を破壊する金融資本主義」の規制

　　　　・　われわれが、「リーマン・ショック」で経験したのは、「尻尾（金融経済）が頭（実物経済）を振り

　　　　　回す」という異常な事態である。そして、その後処理で起きたのは、その事態を引き起こした

張本人たちは、公的資金で救済され、一般国民は失業・住宅価格暴落のツケと救済資金を

税金で支払わされた、ということである。

　まず、われわれが早急にやらねばならないのは、2度と同じようなことが起きないような法整備

である。

　　　　・　歴史を振り返れば、1929年の世界恐慌の直接のキッカケとなったのはニューヨーク市場での

株価暴落であった。アメリカでは、その主原因が銀行に自由な投機を許容する法制度にあった

との反省から、商業銀行と投資銀行の完全分離をはじめとする徹底的な法整備を行った。

　その後、長い間、重大な金融危機は生じなかった。しかし、1999年、クリントン政権は、金融の

規制緩和をおこない、世界恐慌以前の法制に戻した。この政策変更が、「リーマン・ショック」を

法制面で準備したのである。

　　　　・　したがって、われわれが、まず、やらねばならないのは、クリントン以前の金融法体系に戻す

ことである。今日の経済の相互依存関係、資本・財・労働市場が世界恐慌当時とは比較になら

ないほど、国内的にも・国際的にも、複雑に入り組んでいるため、その重要性は、格段に増して

いる。

　　　　・　さらに、最新の状況を反映した規制強化も必要となる。投機的資産価値に基づいた金融手法

の禁止、証券化した金融商品のバランスシート計上義務付けなどである。

　　　　・　また、地球規模になった金融市場に対して、民主的な統治制度を、地球規模で整備する、法

整備を実施することも求められる。

　　　　・　また、こうした国内・国際的な法整備にあたっては、これらのルール違反に対しては、管理・処

罰することのできる取り締まり制度や司法制度を構築することが、前提となる。

　　　　・　IMFの機能・権限強化：　上記内容などを実施するために、IMFの機能・権限・体制強化を行

う。

①　IMFを、各国の行政当局が各国の金融改革などについて合意する場とする。

②　最後の貸し手になるための財源を付与する。

③　超国家的な金融規制を行う場とする。

④　BISを解散し、その役割はIMFが引き継ぐ。

⑤　預金保護の上限や自己資本比率についての基準を設ける。

⑥　格付け機関を非営利団体にし、IMFが監査を実施する。

⑦　IMFは、金融機関としての活動をキャパシティ管理する。

⑧　各国において銀行が寡占化することを阻止し、金融商品のトレーサビリティを確保する。

➈　預金者のマネーが本当の富の創造に資する投資対象に配分されているかを注視し、金融

システムによって預金者のマネーが富の創造から逸脱することを許さない。

　　　３．　豊かな社会での公正な分配を実現するための「ベーシック・インカム」の導入

　　　　・　日本では、「新自由主義」が主流になった1990年代後半以降、非正規雇用・年収

200万円以下の低所得者が急増し、「1億総中流」が崩壊、「格差」問題に注目が集まっている

ものの、解決の兆しは見えていない。

　そこで、「格差」問題の抜本的解決策としての「再分配」政策を提案したい。

　　　　・　具体的な政策の検討に入る前に、われわれが到達した経済レベル・分配構造などを確認して

おこう。

①　人類が経験したことのない「物余り」の「豊かな社会」に到達：　第三次産業革命（情

報通信革命＝インターネット、PC,スマートフォン、AI,ロボットなど）により、生産性が急上昇し、今後、そのスピードはさらに加速する。　⇒　「生産力」　＞＞　「需要」

　　　　　　・　それに加え、スマートフォンに代表されるように、多数製品統合を果たす商品が開発され、

「モノ余り」を加速させている。

（例）　スマートフォン：　「電話」から「マルチメディア端末」＋α

　ⅰ）　製品統合：　カメラ、パソコン（マルチメディア端末）、テレビ、ビデオ、時計など

　ⅱ）　機能統合（アプリ使用で）：　音楽プレーヤー、ゲーム機、ナビ、計算機、地図、

電子マネー、スケジュール管理、住所録、辞書、歩数計、温度計など

　　　　　②　「所得格差の拡大」：　1990年代後半以降、日本でも「新自由主義」の本格展開により、年

　　　　　　収200万円以下の貧困層が急増、「1億総中流」が崩壊、「中間層」以下の実質賃金マイ

　　　　　　ナスが続いている。

　　　　　　　この原因は、労働法制緩和による正規外従業員の急増と正規従業員の中間層以下への

　　　　　　労働分配率の引き下げにある。

　　　　　③　「分配」「再分配」政策の逆行＝格差拡大：　「公正」な所得分配を実現するために、政府に

期待される役割に「所得分配」「所得再分配」機能がある。

　「所得分配」機能の中核をなすのは、所得税制である。その推移をたどると、所得税の累進

課税は、国税ピーク1969年７５％⇒2015年４５％、地方税ピーク時１８％⇒2007年以降一律

１０％へと引き下げられている。

　また、高額所得者にとって影響の大きい配当所得・株式譲渡所得についての税率は戦後

紆余曲折があったが、ここではその変遷の詳細は省く。現行申告分離課税税率は、配当所

得２０．３１５％（所得税１５％、復興特別所得税０．３１５％、住民税５％）、株式譲渡益税率

２６％（所得税２０％、住民税６％）であり、総合課税原則を無視して分離課税を認めており、

結果、高額所得者優遇の税制になっている。

一方、所得に対し逆累進性の強い消費税は、1989年に３％で導入され、2019年に１０％に

引き上げられる。このように、税による「所得分配」機能は、逆行しているのである。

　また、個人と企業の租税負担の推移をみると、法人税は、１９５２年のピーク４７％が２０１５

年２３．９％にほぼ半減されている。これにより、分かるのは、個人の租税負担率が急激に高

まり、個人のなかでは、中間層以下の個人の負担率が著しく高まっているということである。

　「所得再分配」機能についてみると、ここで起こったのは、社会保険料の引き上げと給付水

準引き下げによる社会保障制度（セーフティネット）の切り下げである。ここ30年来実施され

てきたのは、「再分配」機能の一貫した弱化・後退なのである。

　　　　　④　「シャドウ・ワーク」（イヴァン・イリイチ）：　「資本主義」社会では、専業主婦の家事・育児・介

護労働などは無報酬であり、ボランティア活動、NPO・社会的企業などで社会貢献活動を行う

多くの人も無・低報酬である。イヴァン・イリイチはこれらの仕事を「シャドー（陰）・ワーク」と

呼び、正当に報いなければならない、と主張する。しかし、現在の仕組みでは対応方法が見

当たらない。

　現在の仕組みは、「有給の仕事の従事者だけが所得を得ることができる」という、生産性が

低く、「モノ不足」時代に対応したものである。また、雇用形態に応じた有業者間での格差（正

規と非正規）を容認する不公正なものでもある。

　生産性が歴史上最高レベルを達成し、「モノ余り」の豊かな社会にふさわしい、斬新で公正

な分配システムが求められるゆえんである。

　　　　　⑤　「雇用」問題の現状：　「雇用」をめぐる現状の問題は、二つに集約される。

　　　　　　ⅰ）　正規外従業員の問題：　年収200万円以下の貧困からの救済のみにとどまらず、生

きがい・働きがいの観点からも救済が急務である。しかし、政府・経営者が一体となって

「非正規化」を推進してきただけに、政府・経営者の大きな抵抗が予想される取り組みで

ある。

　　　　　　ⅱ）　人手不足職場：　介護・保育・飲食業・コンビニ等の第三次産業と農業・漁業・林業など

の第一次産業は、慢性的な人手不足状態にある。その原因は、低賃金や長時間労働など

の劣悪な労働条件にある。しかし、生産性が低く利益の上げにくい職種であるために、条

件引き上げは容易ではない。

　これらの職種は、いずれも、社会にとってなくてはならないものばかりであり、自助努力に

任せるだけでなく、社会全体として成り立たせる仕組みの構築が急務である。

　　　　・　「格差」「シャドウ・ワーク」「人手不足」問題の抜本的解決策として「ベーシック・インカム」を導

入：

　　　　　①　「市民全員にベーシック・インカムを支給する」：

パラダイム転換＝「働くことと収入を切り離す」

哲学＝　「私たちには、これだけの人間がいて、これだけの財がある。そしてこれだけの財

があるのだから、これだけの貨幣を印刷することができて、人々に分配することができる。」

　　　　　②　ベーシック・インカムの定義：　イ）その人が進んで働く気がなくても、ロ）その人が裕福で

　　　　　　　あるか貧しいかにかかわりなく、ハ）その人が誰と住んでいようとも、ニ）その人がその国の

どこに住んでいようとも、社会の成員すべてに対して政府から支払われる所得である。

　　　　　③　「無条件のベーシック・インカムは何をもたらすか？」

　　　　　　　第一に、賃金と給与はその一部がベーシック・インカムによって置き換えられるので、（労働

によって得られる）実質的な手取り額は下がる。しかし、下がった賃金と給与は（ベーシック・

インカムによって）補填されるから、各個人の購買力は維持される。他方、専業主婦やNPO・

ボランティア活動家などのシャドウ・ワーク従事者は、収入が得られ、購買力が増える。

　第二に、国家は市民に対する社会的給付及びその他の支払いを廃止することができる（年

金、失業手当、生活保護、児童手当など）。

　第三に、第二にかかわる行政経費を削減できる。

　　　　　④　労働の未来：　ベーシック・インカムが導入されれば、生活の糧を得るために、本来の

自分の能力や技能に全くふさわしくない仕事探しから解放され、各人が持っている個人的な

潜在能力を発揮しうる職場を探すことができる。その結果、一般に意義があると考えられる職

場のニーズがますます高まるであろう。なぜなら、そのような職場は、第一に、求職者自身の

意図にかなっているからであり、第二に、職場に求められる一般的道徳的な諸要求に対応し

ているからであろう。そうなれば、副次的なコストがなくなって純粋に労働コストだけになるか

ら、現在コスト面で経営が困難になっているサービス分野（老人介護、保育、農業、漁業、教

養文化面での仕事など）に膨大な仕事の可能性が生まれる。

　　　　　⑤　無条件のベーシック・インカムの決定的前提条件：　ラディカルな決定を可能とする扉を開く

のは、ベーシック・インカムだけである。そして、この自由には責任がともなう。

　無条件のベーシック・インカムには、決定的な前提条件がある。すなわち、わたしたち市民

全員が共通の福利を追求する点で結ばれていることを信頼することである。わたしたちは、

個人が各自の貢献をする準備ができていることを信頼しなければならない。これは、すでに

今日わたしたちの秩序の基盤になっているものであるがゆえに、ベーシック・インカムは

わたしたちが現にすでに持っているものの当然の発展的帰結であり、同時に未来への一歩、

もう一つの自由への一歩なのである。

　　　　　⑥　ベーシック・インカムの財源：　ヴェルナーは、段階的に消費税を引き上げる一方、所得税

を引き下げ、最終的には、消費税に一本化することを提案している。

　これは、価値の創造に対して課税すべきではなく、財・サービス（資源）の消費に対して課税

すべきだとの考え方に基づく。

　財源については、色々な考え方があり、所得税の累進性強化、ストック課税（相続税、不動

産関連など）強化などの提案もあるが、今回は、詳細には触れない。

　　　　　⑦　その他の論点：

　　　　　　―　最も基本的なものは、何らかの形で働く（社会貢献を行う）義務の有無をめぐるもの。

　　　　　　－　支給額：　全員一律か、老人。子どもは支給額を減らすかなどがある。

　　　　・　「ベーシック・インカム」を取り上げた最大の狙いは、「働くことと収入を切り離す」というパラダ

イム転換の必要性を訴えることにあるので、詳細の制度設計には立ち入らないことにする。

　　　　・　「ベーシック・インカム」に対する反対論と反対論への反論

　　　　　　ベーシック・インカムには、賛成論と同時に、反対論があるので、その主なものを紹介し、反

論を加えたい。

　①　「財源確保ができない」：　もっとも一般的な反対論は、「財源がない」というものである。

　　　原田泰は、日本の現在の国家予算レベルで、ベーシック・インカム導入が可能かどうかの

試算を行っている。具体的には、全国民に、大人一人に月７万円、子ども一人に月３万円を

支給することが予算的に可能かどうか、という試算である。結論は「可能」とのことである。

―　試算の詳細について興味のある方は、「ベーシック・インカム」原田泰（中公新書、２０１５

年２月）を参照いただきたい。

②　「社会的排除をもたらす」ので反対：　萱野稔人は「なぜ私はベーシック・インカムに反対

なのか」で、次のように主張する。「ベーシック・インカムの根本的問題は、それが新しい社会

的排除を準備してしまうという点にある。この社会的排除は、ベーシック・インカムが掲げる

「労働からの解放」から直接もたらされる弊害だ。つまりそこでは、生産過剰の社会において

余ってしまった労働力は「もはや必要のないもの」として社会生活の外へとおかれてしまうの

である。ベーシック・インカムは余分になった労働力を（雇用政策や社会事業によってでは

なく）カネで解決する政策に他ならない。ベーシック・インカムの政策が実現されれば、余った

労働力の担い手たちのかなりの部分はカネをもらうことと引き換えに社会参加への回路を

失ってしまうだろう。ベーシック・インカムによる「労働からの解放」は、余分な労働力として

社会的に「必要なくなった」人々を社会生活の外に固定してしまうのである」。以上が萱野

稔人の見解であるが、反論を加えてみよう。

　ベーシック・インカムの最大の目的は、「全国民（大人から子どもまで）に生活するための最

低限の所得を保障する＝国民所得の再分配」である。これは、「新自由主義」が浸透し、1990

年代後半以降顕著になった年収200万円以下の低賃金労働者（正規外労働者）の急増に再

分配で所得補償を行うものであると同時に、低労働条件の介護・保育・飲食業・農業・漁業・

林業などの従事者、シャドウ・ワーク従事者（専業主婦、ボランティア・NPOの活動家）など、格差問題の底辺にいる人々への再分配なのである。

　萱野稔人は、ここまで深刻化した「格差問題」の存在と政府の役割である「再分配政策」で

それににどう取り組むかについては、一言も触れていない。

　萱野稔人が批判するのは、「ベーシック・インカムは、個人を労働から解放すると同時に、政

府をも労働政策の責任から解放するのであり、仕事についていない人を労働市場から排除

（＝社会的排除）し続けることになる。」という点である。彼はそう主張することにより、「政府

の財政出動による公共事業、労働政策なくしては、仕事は与えられない」という考え方へ

誘導したいようだ。

　政府はこれまで、常軌を逸した財政出動を行い、GDPの2年分以上の世界でダントツ1位

の財政赤字（世界で共有されている常識は、財政赤字の限度は、GDPの６０％まで）を抱

えるまでになっているのに、失業・人手不足問題は解決されていないという事実には、萱野は

触れたくないようだ。同時に、政府の実績評価（いくらの予算を使い、何人分の雇用を創出し

たか）は一切行っていない。「政府は、考えられる手は、すべて打ったはずなのに、効果がな

かった。それでは、新たに何をするべきか？」が議論のスタート地点であるべきなのだ。

　労働政策でもっとも効果的なのは、「同一労働同一賃金（正規・正規外の差別禁止）」「最低

賃金の大幅引き上げ」「労働時間短縮」「残業時間規制強化」などの法制化である。

　萱野は、あたかも政府が雇用を創出する（雇用者となる）かのような錯覚を与えようともして

いるが、直接の雇用者は企業であり、政府ができるのは、そうした環境整備なのである。

　そして、彼は、「ベーシック・インカムは、その時点で、仕事のなかった人の雇用（社会参加）

の機会を永遠に奪う」といっているが、これも悪意ある決めつけである。仕事そのものの価値

や、やりがいから、介護・保育・農業・漁業・ボランティアやNPOなどの社会貢献活動に魅力

を感じている人も多いが、現実にそれを選ばないのは、「生活が成り立つのか？」という不安

があるからだろう。ベーシック・インカムの導入により、「ベーシック・インカムと仕事からの収

入で生活のメドが立つようになり」、これらの仕事を選ぶ人は多いと思われ、それにより多くの

仕事に空きが生じ、これまで「仕事のなかった人」にも多くの機会が与えられるだろう。

　　　　・　「天国と地獄を見物したある罪人の話」（「「豊かさ」の貧困」ポール・L・ワクテルより）：

　　　　　　　彼は、大きな扉の前に立たされ、一方から中に案内される。おいしそうなご馳走の匂いに迎

えられ、彼は自分が天国にやってきたのだと思う。中に入ると、大勢の人々が大きい丸いテ

ーブルを囲んでいるのが見えた。だが、テーブルの中央には素晴らしいご馳走が並んでいる

のに、誰もかれも憔悴しきっており、空腹のあまり呻いている。皆、手には長柄のスプーンを

持っていて、それでテーブル中央の食べ物をすくうことができる。ところがその柄は人間の腕

よりずっと長いので、せっかく取ったご馳走を自分の口に入れることができない。飢えと欲求

不満で彼らは非常に苦しんでいる。これを見て、罪人は自分が地獄に来たことを知るのであ

る。つぎに、もう一つの扉から天国に案内される。一見、そこは地獄とまったく同じである。同

じように大きなテーブルがり、同じようにおいしそうなご馳走が並んでいて、長柄のスプーンを

持った人々が周りに座っている。しかし天国の人々はみな陽気で、栄養状態も良く、楽しげに

おしゃべりをしては笑っている。罪人は、不思議に思い、いったい地獄とどこが違うのかと尋

ねる。そして、彼らが互いに食べさせ合うことを学んだのだと知るのである。

　　　４．市場経済に対抗する**「共生経済」の拡大**

**・　ボランニの「互酬（贈**与）」「再分配」「交換」を踏まえ、ベーシック・インカムで「再分配」の強化

策について提案した。次に、「交換」の中で、利潤原理だけに基づかない交換＝「共生経済」に

ついて考察したい。

　「共生経済」の拡大で、われわれが目指すのは、利潤原理に基づく「強欲な資本主義」の悪影

響を薄めることである。

　　　　１）　「連帯経済」について

　　　　　　一般的には、「共生経済」は「連帯経済」と呼ばれることが多い。

　　　　　　「連帯経済」は、2001年1月、ブラジルのポルトアレグロ市で開かれた世界社会フォーラムで、新自由主義のグローバル化運動に対抗して、「社会正義と連帯を求めるグローバル運動」として、市民社会が担う社会運動のメッセージを表現する用語として用いられた。

　　　　　①　連帯経済概念の起源と発展史：　「連帯」という言葉を社会科学で用いたのは、フランスの

社会学者エミール・デュルケーム（１８５８～１９１７）である。

　シャルル・ジードは、フランスの協同組合運動の祖と仰がれる人だが、「社会的経済」（1905）という本を著し、そこで、「社会的経済及び連帯経済」という言葉を用いている。ここで、連帯経済は、主として労働者、失業者、零細自営業者等を基盤とする非営利社会事業の発展を指していた。

　社会的・連帯経済は、19世紀後半を通じてヨーロッパ各地で発展するが、1870年代以降の帝国主義期に第三世界の強権的支配の下に築き上げられた国際分業体制、それに基づく「社会的平和」により、抑えられることになる。

　1990年代以降、グローバリゼーションの中で、新自由主義思想に基づく、世界的な市場経済化、民営化の波が起こった。このような経済グローバル化は、世界的な規模で貧富の格差を急速に拡大し、また、環境を加速度的に悪化させている。人々にとって次第に戦争、紛争、テロ、生態系悪化、新感染症等に囲まれる、不安な世の中が出現するようになった。つまり、市場経済のグローバル化の中で、「市場の失敗」が世界的に広がるようになったのである。

　こうした事態に際して、各地の民衆運動がNGOやNPOに集まり、国連のグローバル問題会議の場に参加して、グローバル問題の解決を呼びかけるようになる。つまり、国境を越えた市民社会が「地球的規模の連帯」を叫び、南北問題への対応や、環境悪化の防止を呼び掛けるようになってきたのである。これは、グローバル市場経済の進展に対して、貧困問題や環境問題への共通の関心を呼びかけるもので、ここから連帯経済のもう一つの起源が出てくる。

　より具体的には、南北関係では、南の累積債務問題や貧困問題への対応、また、二酸化炭素排出等に由来する地球温暖化問題への対策、さらには営利一辺倒の大企業に対する社会的責任の要請等、地球規模の連帯経済促進のアクターとして現れている。また、国内でも、グローバリゼーション下に進行する貧富格差の拡大、失業、ホームレス人口の増大、移住労働者に対する差別問題、地域格差拡大を防ぐ地域経済振興等の主体として現れている。これら市民社会は、国内・国際両面で、公共政策強化の必然性を主張し、自ら非営利市民・地域活動を展開すると同時に、単なる市場経済化とは異なる、政府―市場―市民社会の三者提携、相互監視、相互交流に基づく多元的な連帯経済レジームを提唱している。こうして、市民社会が国境を越えて、グローバル経済に対応する新しいガバナンス形成の動因として現れてきたのである。彼らはグローバリゼーションを推進する立場のビジネスや政官財体制の指導者たちが、2000年以降「世界経済フォーラム」（ダボス会議）に集まるのに対し、2001年から「世界社会フォーラム」を組織し、「もう一つのグローバル化」「連帯経済」等の声を上げるようになった。

　　　　　②　連帯経済の範囲：　連帯経済は、マクロ（グローバル、ナショナル）、メゾ（中間領域や文化

の分野）、ミクロ（個人、家計や企業、団体）の3レベルで存在する。マクロ・レベルでは、グロ

ーバル、国際投資・貿易・資本移動、国家レジーム、財政金融政策、政府の透明性・説明責

任等の場で、市場経済ベースでの資本蓄積指向への対案を出している。メゾ・レベルでは、

地域、文化面で経済グローバル化、個人主義指向と異なった自治と自律意識に基づく経済

社会発展の道を示唆する。ミクロ・レベルでは、個人、家計、企業等に関して、営利志向・消

費志向と異なり、人間発展、非営利活動、近隣経済、社会的責任等の多面的活動を重視

する。

　連帯経済は、それゆえ、資本蓄積を動因とする資本主義を「連帯」という外部性によって変

容させるとともに、非営利セクターの活動をその一因として、営利・非営利・権力各セクターの

相互依存関係を重視するがために、単なる非営利経済とも異なる。連帯経済はマクロ・メゾ・

ミクロ各レベルに関わる多元的経済だが、いうまでもなく、これらそれぞれのレベルは相互に

関連している。

　　　　　③　連帯経済の動因：　連帯経済では、政府・営利企業に必ずしも統合されない市民社会が、

政府の失敗・市場の失敗を是正する試みの中で、社会の民主化、人権の強化、環境保全と

再生等をはかっていくことで、より人間と人間社会中心の経済を確立していこうとする。市民

社会、社会運動が連帯経済のエージェンシーである。この場合、連帯経済のアクターとして

は、政府、地方自治体、NGO/NPO、協同組合等の非営利団体、営利企業、個人がることに

注意したい。

　　　　　④　連帯経済の内容：　次の4面がある。

　　　　　　ⅰ）　権力による市場経済への介入、資源移転行為。失業者への保険・再教育、社会的目的

に沿った非営利的活動（文化・教育・保険等人間の基本的必要への支援、ジェンダー平等

の保障、人身売買の阻止、後進地域援助、市場・非市場での公正性の確保、地方分権の

推進、行政の透明性と情報公開、アジェンダ２１、京都議定書や国連ミレニアム開発目標

への積極的協力、移住労働者の社会的包摂支援、国際人権諸条約の批准、難民の積極

的受け入れ等人間の安全保障の実現等。

　　　　　ⅱ）　営利企業による法及び社会的責任（人権、環境）の遵守、水・環境等の公共財の尊重も

重要である。企業の社会的・法的コンプライアンス（遵守）のためには、株主ばかりでなく、

地域社会、従業員の経営参加・監視が必要になる。

　　　　　ⅲ）　市民社会は人権強化、環境保全、民主化、地方自治の動因として、営利企業、政府など

の他エージェントに対し、平等・公正・連帯に則った社会的倫理を遵守するように絶えず対

話を行い、望ましい連帯経済実現の方向に向けて働きかける。新聞・テレビ・ラジオ等マス

コミへの働きかけも重要である。市民社会は連帯経済のプロモーターであり、このように他

部門に対し、連帯経済の諸基準を守り、発展させていくように提言する。市民社会は同時

に、自分自身でも、ジェンダー・世代間平等、民主的・内発的なコミュニティ形成、非営利

（社会的）企業設立による雇用創出、公正貿易、地域通貨、文化活動、健康な食糧確保、

集団的また個人・家計レベルでの環境保全に努める。この場合、市民社会はしばしば身近

な地方共同体と連携と協同し、グローバリゼーション下に進行する地域格差の是正者

としても現れる。

　　　　　ⅳ）　行政・営利企業・市民社会の協同により、正の外部性（社会的信頼、環境保全、貧困緩

和、紛争解決）を作り出すことにより、連帯経済は、グローバリゼーション下にますます戦

争・紛争・軍事化・核拡散・テロ等に引き裂かれつつある世界に対し、平和的発展のオルタ

ナティブに向けての経済的インフラを提供する。

　　　　⑤　連帯経済の政策

　　　　　　　現在、フランスをはじめ、ヨーロッパのいくつかの国で連帯経済はその名を取るかどうかは

別として、かなりの程度、中央政府レベルでも、地方自治体レベルでも積極的に実施されて

いる。ヨーロッパの「第三の道｝はある程度、ヨーロッパのコンテキストの中で連帯経済の実現

を進めているといえる。また、世界社会フォーラムの場での経済グローバル化に対抗する諸

提言は、債務救済、トービン税やフェア・トレード、水等地球公共財の重視、軍縮、参加型民

主主義のグローバル・レベルでの促進等、いずれも国際レベルでの連帯経済実現をめざす

もので、その一部は既に、G8サミット等の場でも採択されている。

　国内で実現されている連帯経済の政策には次のようなものがある。

（１）　社会的強者から弱者への余剰移転、機会提供による社会的連帯、包摂の再建。

（２）　現在の市場経済システムの中で絶えず作られる社会的弱者（社会的排除）の保護、

エンパワーメント（特に失業者、ホームレス生活者、外国人労働者の社会的包摂）。

　　　　　　（３）　非営利性、自発性を重視した自立的個人から成る社会的協力ネットワークの構築

（NGO・NPO活動の促進）。これらに対する非営利金融の制度化。

　　　　　　（４）　政府、市場、非営利部門の相互監視、交流、協力、協働による社会的信頼の形成。

　　　　　　　　　ヨーロッパでは、ユーロの価値を裏付ける財政規律の再建（財政赤字比率を対GDP比

３％以内に抑える）により、世代間の公正、信頼の土台も築かれている。また、都市レベル

では、持続可能な都市形成が、市民参加によって進められているところも多く、このような

市民参加による新しい都市ガバナンスの形成が、社会的信頼の構築、増進に役立ってい

る。

　　　　２）　「ボランタリー経済」（自発経済）について

　　　　　・　「連帯経済」の次に紹介したいには、「ボランタリー経済」である。金子郁容・松岡正剛らは

「ボランタリー経済の誕生」（実業之日本社、1998年）でその内容について説明している。

　二人が注目するのは、「市場の失敗」と「政府の失敗」である。彼らは、その失敗を「ヒエラル

キー（組織）の失敗」として捉える。その原因は、第一に、情報の相互性に対処するメカニズ

ムが欠如していること、第二には、「ひとりでいられない情報」を上手く扱えないことにある、と

いう。

　彼らが、切り口とするのは、＜情報＞＜編集＞＜自発性＞である。これが「ボランタリー

経済」とどうつながるか順を追って見ていこう。

　「ボランタリー・エコノミー」とは、新たな＜経済文化＞の動向のことである。その動向はわれ

われが、＜ボランタリー・コモンズ＞（自発する公共圏）と名づけた領域でおこっていく。そこで

は、自発的に形成された物理的ないしバーチャルな＜コモンズ＞（共有地）に展開され、自主

性に富んだ経済文化が創発されていく。ボランタリー・コモンズは、「共有地」であって、かつ

「共有知」なのである。経済と文化はもともと対発生する。ところが、とくに戦後社会において

は、経済と文化は水と油のように扱われてきた。経済大国になったのちも、文化は文化人が

勝手につくってきたと考えられてきた。しかしながら、しだいに、文化が経済に繋がらなければ

納得のいく社会運営はできそうにないということがわかってきた。文化が経済にアプローチ

しはじめ、経済が文化を必要とするようになってきたのだ。加うるに、環境問題・介護問題・

教育問題をはじめとした身近でかつグローバルな広がりをもつ重大問題は、とうてい政府

の経済計画だけでは、解決できないことがはっきりしてきた。＜ボランタリー・エコノミー＞は

「経済＝文化」を創発するしくみとして浮上する。

　＜ボランタリー・エコノミー＞は多様なつながりをつくっていく動向である。それは規模に

おいてあらわれるのではなく、接続にあらわれ、プロセスにあらわれる、つながりは自発的で

ある。そこには何らかの「財」（金銭・物財・情報・知恵・エネルギー・時間）がもちよられ、共有

され、編集されていく。その編集のプロセスが新しい情報と価値を生み出していく。ボラン

タリー・エコノミー＞はこのようなつながりがもたらす価値形成のプロセスそのものである。

　＜コモンズ＞はつながりを複合的にふくんだコミュニティに生成される。このコミュニティに大

小はない。伝統的共同体でもいいし、インターネットのようなネットワーク上でもいい。たえず

情報が自発的に編集される＜相互性＞が飛び交ってさえすればいい。そのような＜コモン

ズ＞がいくつも生まれると、それらもまたつながりをつくっていく。

　また＜コモンズ＞では、価値が生じ、小さな市場が誕生する必要がある。それらは情報の

相互作用を評価するという視点が重要になる。さらには“評価の評価”がおこなわれ、それが

また評価されるというようなサイクルが欠かせない。＜ボランタリー・エコノミー＞はたんに物

品を媒介するのではなく、こうした情報関係にコモンズ独自の市場価値を認めようとする経済

なのだ。“関係経済圏”なのである。

　以上の説明をまとめると、＜ボランタリー経済＞は、その領域は＜ボランタリー・コモンズ＞

（自発的公共圏＝物理的かバーチャルかを問わない＜コモンズ＞＝共有地・共有知）であり、＜経済＝文化＞を創発する仕組みであり、＜多様なつながり＞をつくっていく動向＝接続である。また、財（金銭・物財・情報・知恵・エネルギー・時間）が持ち寄られ・共有・編集され、そのプロセスを通じて新しい情報と価値が生み出されていく経済なのだ、ということになる。

　金子郁容・松岡正剛らの説明には、情報理論・複雑系の用語が多用されており、取っつきにくい面があるため、できるだけ、そうした用語を避けて、彼らが言わんとするところを、言い換えてみよう。「ボランタリー・コモンズ」とは、様々な個人が金銭・物財・情報・知恵・エネルギー・時間などを持ち寄り、情報を共有・交換・編集することで新しい関係や意味を結ぶ場である。その形成の結果、各自が何かしらの具体的な成果を手にし、そのプロセスを共同知としてコモンズに残していき、それがコモンズとしての財産になる。形態としては、比喩的に、インターネット・ネットワークと伝統的地域共同体を重ね合わせたものとされている。また、かっての「結」「講」「座」的なものの再構成といった例もあげられている。そこでは、「公的な承認願望」が働くことで個人の欲求が満たされ、労働に人生の価値を置くライフスタイルが変換されるとともに、個人は、自らのよって立つ場所を、仕事や家庭生活以外にも複数持つこととなる。多元的な所属は多様な時間を生む。その広がりは生活の豊かさになる。そして、多元的な所属は一種の命綱ともなる。

　経済には市場が必要である。われわれはボランタリー・エコノミーの市場のことを＜相互編

集市場＞と呼んでいる。編集市場はネットワーク上で情報商品が交換される市場である。

　　ボランタリー・エコノミーの基盤である＜相互編集市場＞はいったい、どのくらいの規模をも

　つものであろうか。ボランタリー・エコノミーは多くの未知の領域をふくみ、完全に計算すること

はできない。そこで、相互編集性を鍵とする“産業”のうち、ヒューマン・サービスと呼ばれる領

域に限定して試算することにする。カリン・エリクセンは、健康・教育・精神衛生・福祉・家庭援

助・児童養護・職業的リハビリテーション・地域社会のサービス・法律サービスなどをヒューマ

ン・サービスの対象としている。ここでは、ヒューマン・サービスを「相互編集的に提供される

べきサービスのうち、人間の存在に直接かかわる対面サービス提供が中心になるサービス

領域」と定義しておく。ヒューマン・サービスの事業規模は、事業収入（生産額）と支出という2

つの面から概算する。最初のアプローチでは、家計、NPO、企業、政府という各セクターにお

けるヒューマン・サービス関連の活動部分を抜き出し、その事業収入額（生産額）の算定をす

るという視点から経済規模を推定する。後者のアプローチでは、各セクターのヒューマン・サ

ービス関連への支出が含まれているであろう費用項目を抜き出して積算し、費用額を算定し

た。

　結論だけをいえば、内側からの推定値はざっと年間百兆円、外側からの推計値は年間約

二百兆円にのぼる。実際のヒューマン・サービスのマクロ規模はその中間にあることが類推

される。

　　　５．　「新資本主義宣言」

　　　　　・　「新資本主義宣言」（毎日新聞、2013年）の中で、田坂広志は、「「目に見えない資本」を見

　　　　　　つめる日本型資本主義の原点へ」でリーマン・ショック後の資本主義を進化させるための考

　　　　　　察と提言を行っている。これまで述べてきたような資本主義の本質的危機を認識していない

という点で同意できないが、「パラダイム転換」の理解の重要性という観点では、共感できる部分が多いのでここに紹介したい。

　　　　　・　新たな資本主義へ進化するための「五つのパラダイム転換」：　田坂は、リーマン・ショックの

翌年のダボス会議に出席した時の期待と落胆を語るところから分析をはじめる。

　期待は、「資本主義は、もっと成熟する必要があるのではないか」「資本主義は、新たな資

　　　本主義へ進化する必要があるのではないか」、すなわち「資本主義をどう変革するか」という

　　　議論が、そうそうたる出席者の間で行われる、ということに対してだった。

　ところが、パネル討論の壇上に並んだノーベル賞経済学者や著名エコノミストの誰も、これ

から何が起こるのかわからない、どういう処方箋が有効なのかも分からない、そして、資本主

義がどう変わっていくべきかのビジョンも語れない、という落胆を味わう。

　　では、なぜ、従来の経済学者やエコノミストが、これほどの経済危機に直面しても、資本主義

の未来を語れないのか。この理由は明確である。

　　従来の経済学が、「貨幣経済」というパラダイムの中でしか、資本主義を見つめてこなかった

からである。言葉を換えれば、「貨幣」という「目に見える資本」の視点からしか、資本主義を

見つめてこなかったからである。

　　しかし、われわれが見つめるべき「経済」の実態は、「貨幣経済」だけではない。それにも

かかわらず、従来の経済学は「経済＝貨幣経済」という固定観念で、経済や社会を見つめて

きたのである。しかしこの固定観念から離れたとき、何が見えてくるのだろうか。「経済」に大

きなパラダイム転換が起きていることに気が付くだろう。しかし、これは、「貨幣経済」というパ

ラダイムを超えた変化なので、「貨幣経済」の視点でしか資本主義を見ない人々には決して

見えない「パラダイム転換」である。

　それは、次の「五つのパラダイム転換」である。

　①　「操作主義経済」から「複雑系経済」へ

　②　「知識経済」から「共感経済」へ

　③　「貨幣経済」から「自発経済」へ

　④　「享受型経済」から「参加型経済」へ

　⑤　「無限成長経済」から「地球環境経済」へ

　もし、われわれが資本主義の未来を論じ、新たな資本主義のビジョンを語りたいのであれ

ば、いまこの「五つのパラダイム転換」が起こっていることを、深く理解しておくべきだろう。

では、このパラダイム転換が起こったとき、そこに生まれてくる「新たな資本主義」とは、どの

ようなものになるのか。

　第一のパラダイム転換は、「操作主義経済」から「複雑系経済」への転換である。「複雑系

経済」とは何か。そのことを理解するためには、そもそも「なぜ、世界経済危機が起こったの

か」を考えてみる必要がある。それは、端的に言えば、いま世界に広がった「グローバル経済」が、劇的な「バタフライ効果」を起こしやすい経済となっているからである。「バタフライ効果」とは、「システムの片隅の小さな揺らぎが、システム全体の巨大な変化を引き起こす」という性質のことである。その象徴が、リーマン・ショックである。アメリカの住宅産業の片隅で起こった住宅ローンの破綻が、世界全体を危機に巻き込んだわけである。

　企業や市場や社会などのシステムがきわめて高度な複雑系になってきているが、そうする

と何が起こるのか。そのシステムが生命系としての性格を強め、あたかも生命を持っている

かのように挙動し始めるのである。そうなると、そのシステムを自由に制御したり、管理したり、操作することができなくなる。ところが従来の経済学は、いかにして市場や経済を意図する方向に「操作」できるかという発想に立脚した「操作主義経済」とも呼ぶべきものだった。この「操作主義経済」が、いまわれわれが容易に操作できない「複雑系経済」に変わってきているのである。

　　　リーマン・ショックの背景には「金融工学」という研究分野がある。「工学」というと、あたかも

　　　　　　機械を分解するように、明確に金融システムを分析し、数理モデル化し、その数理モデルを

使ってうまくコントロールできるという印象を与える。しかし、それは全くの幻想であったこと

が、この世界経済危機で明らかになったわけである。

　　では、「複雑系経済」に処するためには、どうすればよいのか。複雑系に処するための一つ

　の有効な方法はそのシステムの構成要素＝「エージェント」の行動原理を変えることである。

その「エージェント」の行動原理が少し変わるだけで、そこに創発されてくるシステム全体の姿が

、全く変わってしまうのである。

　市場経済に処するには、ダボス会議で議論されたような「法律規制か、自由競争か」の二

項対立的な選択肢ではなく、実はもう一つ、非常に重要な処し方があるのである。それは、自

己規律、言葉を換えれば、個人にとっては「倫理」、企業にとっては「企業倫理」と呼ばれるも

のである。成熟した社会とは、そもそも、「法律規制」や「自由競争」だけでなく、こうした「自己

規律」＝「倫理」と呼ばれるものが人々や企業行動原理の核になっている社会のことなので

ある。

　第二のパラダイムは、「「知識経済」から「共感経済」へのパラダイム転換である。「知識経

済」や「知識資本主義」を理解するためには、「知識資本」の持つ「三つの性質を理解すべき

だろう。

　第一は、「所有できない」という性質である。例えば、次々と新製品を開発するイノベーティ

ブな会社を買収したとしても、その会社の優秀なエンジニアが辞めてしまうと、所有したつもり

の「知識資本」が失われてしまう。

　　第二は、「自然に増える」という性質である。例えば、「当社の製品企画部は、良いアイディア

が出ない」と社内で不評だった部署が、企画部長が変わった途端に活性化し、色々なアイデ

ィアが生まれる職場になった、といったことが起きる。

　　第三は、「形態が変わる」という性質である。実は、「知識資本」は、それより上位の「メタレベ

ルの資本」に変わっていく。例えば、自分に「知識」が無くとも、その必要な知識を借りること

ができる人物や企業との「関係」があれば、それで「知識資本」を代替することができる。これ

が「関係資本」と呼ばれるものである。さらに必要な知識を持った人物や企業との「関係」を築

くためには、人間的もしくは社会的な「信頼」があると、「関係」が築きやすくなる。これが「信頼

資本」と呼ばれるもの。そして、社会的な「評判」が高ければ、「信頼」を得やすくなる。これが

「評判資本」であり、さらには、「文化資本」と呼ばれるものもある。互いに知識を共有するとい

う文化や創造的な文化を持つ企業は、優れた「文化資本」を持っているわけである。

　そして、これらの「知識資本」「関係資本」「信頼資本」「評判資本」「文化資本」の根底にある

のが「共感資本」である。共感があると、知識が生まれやすくなる、関係が築きやすくなる、信

頼が生まれやすくなる、評判が広がっていく、良い文化が生まれてくる、といったことが起こる

からだ。これらの「知識」「関係」「信頼」「評判」「文化」といった「目に見えない資本」は、これ

からの知識社会において、ますます重要になっていく。

　「資本主義の成熟」とは、「目に見えない資本」を評価する資本主義になっていくことだろう。

そして、「企業経営の成熟」とは、「目に見えない価値」を大切にする経営になっていくことだ

ろう。

　　第三のパラダイム転換は、「貨幣経済」から「自発経済」へのパラダイム転換である。そもそ

も、「貨幣経済」だけが経済であると考えるのは、経済学だけの思い込みであり、文化人類学

の観点から見れば、「貨幣経済」以外にも、社会において重要な経済原理が二つある。第一

が「交換経済」。「貨幣」が発明される前には、物々交換という方法で経済活動が営まれてい

た。第二が「贈与経済」。交換経済の前には、善意や好意で相手に価値あるものを贈る経済

活動が主流だった。この「贈与経済」とは、現代の言葉にすれば「ボランタリー経済」（自発経

済）と呼ばれるものだが、この「ボランタリー経済」は、人類の歴史を通じて現在に至るまで、

一貫して社会を支えてきた経済原理でもある。

　　しかし、残念ながら、この「ボランタリー経済」は、これまで「目に見えない経済」であったため、経済学は、その重要性を過小評価してきた。その理由は、この経済が「貨幣」という「目に見える尺度」で測れない経済であり、家庭や地域の片隅で行われていた経済活動であったためである。

　しかし、この「ボランタリー経済」が、いま社会において、急速に影響力を増している。その

理由は、明確である。インターネット革命が起こったからだ。まず、ネット革命によって、それ

まで「目に見えない経済活動」であったものが、「目に見える」ようになった。そして、これまで

社会の片隅、家庭の片隅、職場の片隅で行われてきた「ボランタリー経済」が、世界全体を

席巻するようになった。

　これは、歴史的に見ると、ヘーゲルが弁証法で言うところの「事物の螺旋的発展の法則」が

起こっている。すなわち、経済原理にも、この螺旋的発展が起こっており、古く懐かしい「贈与

経済」＝「ボランタリー経済」が、グローバル化や可視化という「新しい価値」を伴って、復活し

てきているのである。

　　では次に、何が起こるのか。弁証法のもう一つの法則「対立物の相互浸透の法則」である。

これは、対立し、競合しているものが、互いに似てくる、そして、融合していく法則である。この

法則が、「マネタリー経済」（貨幣経済）と「ボランタリー経済」（自発経済）の間にも起こる。具

体的には、これまで対立的ものであると考えられてきた「営利企業」と「非営利組織」というも

のが、これから融合していく。それは、すでに「予測」を超えて、「現実」になりつつある。

　　第四のパラダイム転換は、「享受型経済」から「参加型経済」へのパラダイム転換である。こ

の「参加型経済」は、実は、ネットの世界ではもはや当たり前になっている。これまでは、商品

やサービスを「作る人」と「使う人」が分離しており、「生産者」と「消費者」という言葉が使われ

ていた。そして、生産者（企業）が開発したものを、消費者（顧客）が享受するという「享受型」

の経済活動が基本だった。

　しかし、かって、アルビン・トフラーが、「第三の波」で語ったビジョン、「生産者」と「消費者」

がとが協働して商品開発やサービス開発をおこなう「プロシューマ―型開発」が、インターネ

ット革命によって実現した。

　　さらに、今や消費者は、商品やサービスの「開発」に参加するだけではなく、「販売「宣伝」に

も参加している。

　　第五のパラダイム転換は、「無限成長経済」から「地球環境経済」へのパラダイム転換であ

る。いま、われわれに求められているのは、「有限の成長」を前提とした「地球環境経済」へ

のパラダイム転換である。その一つの方策として検討されているのが、「社会の豊かさ」の指

標として従来の「GDP」（国内総生産）という指標だけではなく、新たな指標、例えば「GNH」

（国民総幸福度）などを創案していくことである。

　　この「有限の成長」へのパラダイム転換を考えるとき、興味深いことは、日本という国は、昔

からこの「有限」という問題に処する叡智を持った国であったということである。日本は、「狭

い国土」と「限られた資源」を前提として、経済や文化を発展させてきた国である。そして、現

代においても、「省空間」や「省エネルギー」「省資源」の最先端技術を持っている。日本の強

みは、こうした最先端の技術と、昔から受け継がれてきた成熟した文化や精神、思想、例え

ば「縮み」の文化や、「もったいない」の精神、「有難い」という思想を結びつけることが出来る

という点である。その点こそが、これからの時代において、世界に日本が誇るべきものだろ

う。

　　ここまで、これから資本主義に起こる「五つのパラダイム転換」について語ってきたが、その

パラダイム転換の結果、求められるようになる「新たな価値観」とは、実は、「懐かしい価値観」であることを分かって頂けたと思う。すなわち、これから世界の資本主義と企業経営者が向かうべき「新たな価値観」とは、日本型資本主義や日本型経営と呼ばれるものが、昔から大切にしてきた価値観に他ならないのである。

　　世界全体に起こる「価値観のパラダイム転換」とは、次の「五つのパラダイム転換」である。

　第一は、「無限」から「有限」へのパラダイム転換。

第二は、「不変」から「無常」へのパラダイム転換。

第三は、「征服」から「自然」へのパラダイム転換。

第四は、「対立」から「包摂」へのパラダイム転換。

第五は、「効率」から「意味」へのパラダイム転換。

　　　　　　　われわれが為すべきことは、まず足元の企業経営を見つめること、そして、かっての日本型

　　　　　　経営の根底にあった、懐かしく深見ある思想、精神、文化を復活させることである。そして、

　　　　　　そのことを通じて、成熟した企業経営を実現することである。

　　　　換言すれば、経営において「目に見えない価値」や「目に見えない資本」を重視すること。そ

　　　のことによって、われわれは、深く成熟を遂げた「新たな日本型資本主義」を創り上げていくこ

とができるだろう。

　それは、21世紀、世界の資本主義がめざすべき「新たな資本主義」の姿でもあるのだ。

　　Ⅵ　「豊かさ」と「幸福」をめぐって

　　　・　「豊かさ」「幸福」は、いつの時代においても、人間にとって最大の関心事である。

　　　・　日本では、戦後の高度成長期以降「豊かさ」「幸福」というとき、「物質的な豊かさ」の比重が高

まり、「新自由主義」が主流になって以降は、「金銭的豊かさ」の比重が高まっているように感じられる。そこで、「来るべき社会」のあり方を考えるにあたって、「豊かさ」「幸福」をめぐる多様で多元的なアプローチを確認しておきたい。

　　　１　「豊かさ」とは何か

　　　　１）　「アリストテレスの人生の三つの財宝」（「幸福について」ショーペンハウアー、新潮文庫）

　　　　　①　人品、人柄、人物（健康、力、美、気質、道徳的権威、知性ならびにその完成）⇒最重要

　　　　　②　人の有するもの＝あらゆる意味での所有物

　　　　　③　他人にどういう印象を抱かれるか＝名誉、位階、名声

　　　　２）　ガルブレイスの結論：　（「豊かさとは何か」喗峻淑子、岩波新書、1989年）

　　　　　　「生産至上主義から脱却できたときに、つまりその強制から解放され自由になったときに、

はじめて人々が考えることができるもの。」

　　　　３）　マズローの五段階の欲求が全て満たされた状態

　　　　　　　　第一段階：　生理的欲求

　　　　　　　　第二段階：　安全の欲求

　　　　　　　　第三段階：　所属と愛の欲求

　　　　　　　　第四段階：　承認（尊重）の欲求

　　　　　　　　第五段階：　自己実現の欲求

　　　２　「豊かさ」実現のための多様なアプローチ

　　　　１）　人類学的アプローチ：　（「対称性人類学」中沢新一、講談社、2004年）

　　　　　・　贈与と交換という二つの異質な論理の組み合わせで経済活動は成り立っている。

　　　　　・　贈与は、歴史的には交換よりさきに出現した。贈与は等価交換ではなく、使用価値に

プラスして名誉・社会的信用・愛情がふくまれており、されに人格的結びつきの強化も行う。

　　　　　・　交換（資本主義）は、モノと人、人と人を分離する働きをもつ。したがって、交換だけでは

人間は幸福になれない。

　　　　２）　哲学的アプローチ：　（「生きるということ」エーリッヒ・フロム、紀伊国屋、1977年）

　　　　　・　＜限りなき進歩の大いなる約束＞　＝　自然の支配、物質的豊富、最大多数の最大幸福、

妨げるもののない個人の自由の約束　⇒　大いなる挫折を経験

　　　　　・　進むべき方向

　　　　　　①　持つ存在形式＝財産と利益を中心とした態度であり、必然的に力への欲求を生み出

す。それでは人間は幸せになれない。　⇒　「ある」存在様式＝愛する、分かち合う、

与える、へ。

　　　　　　②　新しい＜人間＞の出現を促進する条件を整える。

　　　　　　③　新しい＜社会＞を実現するための提案を行う。

　　　３）心理学的アプローチ：　（「「豊かさ」の貧困」P・L・ワクテル、TBSブリタニカ、1985年）

　　　　　　①　現在の問題点：　生活の経済面が重視されすぎている＝成長、生産性、要求の不断の

増大、ボトムラインへの執着が強い。

　　　　　　②　新しい選択：　心理的な諸側面を重視する＝主観的体験の豊かさと良質の人間関係を

重視する方向へ。そのためには、心理的前提が変わらなければならない。個人主義的

性格が弱まるとともに、相互依存性と、体験と文脈の不可分性が強く意識されねばなら

ない。（マズロー批判）

　　　　　４）　経済学的アプローチ：　（「分かち合いの経済学」神野直彦、岩波新書、2010年）

　　　　　　・　人間の絆としての社会資本：　国民の安心を保障するのは、制度ではなく、制度を支える

人間の絆（＝信頼）である。

・　「「分かち合い」の経済」の二つの側面

①　貨幣を使用する「「分かち合い」の経済」＝「政府の経済」つまり財政（による再分配）で

ある。

　②　貨幣を使用しない「「分かち合い」の経済」＝「共同経済」＝家族、コミュニティ、非営利

市民組織の経済＝自発的無償労働による＝人間の生命の基盤＝「分かち合い」の原理

に基づく相互扶助や共同作業で営まれる「競争原理」の反対の「協力原理」で。

　　　　　　・　競争と「分かち合い」の適切なバランスが重要。

　　Ⅶ　「グローバル経済」の未来：

　　　１．　ハード・ランディングシナリオ　――　中国バブル崩壊が世界を揺るがす：

・　リーマン・ショックに続く巨大なバブルとその崩壊は中国の過剰バブルによるだろう。リー

マン・ショックを乗り越えるために、中国では、政府主導で大型景気対策として4兆元もの設

備投資が行われ、中国の過剰生産が明らかになってきている。

その代表例が、粗鋼生産能力で、2013年の生産量は7.8億トンだったのに、生産能力は

10億トンある。２２％の過剰能力である。「世界の工場」といわれる中国だが、輸出先の欧米

の市場は縮小しており、対アジアの輸出も翳りがでている。かといって、中間層の消費が低い中国では、内需主導に転換することもできない。いずれこの過剰な設備投資は回収不能になり、バブルが崩壊する。

中国でバブルが崩壊した場合、海外資本、国内資本いずれも海外に逃避していく。そこで

中国は、外貨準備として保有しているアメリカ国債を売る。中国の外貨準備高は世界一

だから、中国がアメリカ国債を手放すなら、ドルの終焉をも招く可能性すらあるだろう。

・　この中国バブルの崩壊後、新興国も先進国同様、低成長、低金利の経済に変化していく。

つまり世界全体のデフレが深刻化、永続化していく。

なぜバブルが崩壊するとデフレが悪化するのか。マネー過剰の経済では、バブルが発生し

て膨れあがっていく局面で設備投資や雇用が増加し、それが崩壊すると一気に需要が減り設備過剰になって、工場の稼働率が下がる。新興国において、資産バブルの反動としての資産デフレが発生した場合、それをきっかけに工業部門でも設備過剰が明らかになり、工業の原料である鉱物資源も、価格が下落する可能性が高いからである。

新興国で起きるバブルは欧米で起きた資産バブルではなく、日本型の設備過剰バブルである。日本のバブルは国内の過剰貯蓄で生じたのだが、国際資本の完全移動性が実現した21世紀においては、先進国が量的緩和で生み出す過剰マネーが、新興国に日米欧がなし得なかったスピードでの近代化をさせているのである。

過剰設備バブルは、資本市場で決まる株価がその崩壊時において急落するのとは異な

り、崩壊には時間がかかる。この崩壊の段階に至って、資本主義はいよいよ歴史の舞台から

姿を消していくことになるだろう。全世界規模で、ゼロ金利、ゼロ成長、ゼロインフレが実現し

て、いやがおうにも定常状態に入らざるをえなくなる。

もちろん中国バブル崩壊が人々の生活に与える影響は甚大である。その規模はリーマン・

ショックを超えるだろうから、日本においても相当な数の企業が倒産するだろうし、賃金も劇的に下がるだろう。

バブルが弾け、経済が冷え込めば、国家債務は膨れ上がるから、財政破綻に追い込まれる国も出てくるに違いない。日本はその筆頭候補である。

これまでの歴史では、国家債務が危機に瀕すると、国家は戦争とインフレで帳消しにしようとした。つまり力づくで「周辺」を作ろうとしてきた。しかし現代の戦争は、核兵器の使用まで想定されるので、国家間の大規模戦争というカードを切ることはおそらくないと思われる。けれども、国内では、行き場を失った労働者の抵抗が高まり、内乱の様相を呈するかもしれない。そして資本主義の終焉というマルクスの予言にも似た状況が生まれるのではないだろうか。

資本主義の暴走に歯止めをかけなければ、このような長期の世界恐慌の状態を経て、世界経済は定常状態へ推移していくことになる。

悲観的な予測になってしまうかもしれないが、いまだに各国が成長教にとらわれている様子を見ると、この最悪のシナリオを選択してしまう可能性を否定しきれない。

　　　２．　ソフト・ランディングへの道を求めて

・　　資本主義のハード・ランディングではなく、資本主義の暴走にブレーキをかけながらソフト・

ランディングをする道はあるのだろうか。　現在の国家と資本の関係を考えると、資本主義に

とって国家は足手まといのような存在になっている。容易に国境を越えられなかった時代に

は、資本主義は国家を利用し、国家も資本主義を利用していた。しかし、資本が国境を容易

に越えるときに、国家は足枷にしかならない。

にもかかわらず、バブルが崩壊すると、国家は資本の後始末をさせられる。資産価格の上

昇で巨額の富を得た企業や人間が、バブルが弾けると公的資金で救われる。その公的資金

は税という形で国民にしわ寄せが行くので、今や資本が主人で、国家が使用人のような関係

である。

グローバル資本主義の暴走にブレーキをかけるとしたら、それは世界国家のようなものを

想定せざるをえない。金融機関をはじめとした企業があまりにも巨大であるのに対して、現在

の国家はあまりのも無力である。

EUは、国家の規模を大きくしてグローバル資本主義に対抗しようとしたが、欧州危機で振

り回されているということは、まだサイズが小さいということかもしれない。

世界国家、世界政府というものが想定しにくい以上、少なくともG20が連帯して、巨大企業

に対抗する必要がある。具体的には法人税の引き下げ競争に歯止めをかけたり、国際的な

金融取引に課税するトービン税のような仕組みを導入したりする。そこで徴収した税金は、食

糧危機や環境危機が起きている地域に還元することで、国境を越えた分配機能を持たせる

ようにするのが良いと思われる。

G20で世界GDPの８６．８％を占めるので、G20で合意ができれば、巨大企業に対抗する

ことも可能である。

マルクスの『共産党宣言』とは真逆に、現在は万国の資本家だけが団結して、国家も労働

者も団結できずにいる状態である。労働者が団結するのは現実的に難しい以上、国家が団

結しなければ、資本主義にブレーキをかけることはできない。

　　　　　・　「定常状態」とはどのような社会か：　いまだ資本主義の次のシステムが見えていない以上、

このように資本の暴走を食い止めながら、資本主義のソフト・ランディングを模索することが、

現状では最優先されなければならない。逆説的な言い方になるが、資本主義にできる限りブ

レーキをかけて延命させることで、ポスト近代に備える準備を整える時間を確保することがで

きるのである。

　資本主義の先にあるシステムを明確に描くのは困難だが、その大きな手がかりとして、

現代のわれわれが直面している「定常状態」について考えていこう。

　「定常状態」とはゼロ成長社会と同義である。そしてゼロ成長社会は、人類の歴史のうえで

は、珍しい状態ではない。1人当たりのGDPがゼロ成長を脱したのは16世紀以降のことであ

る。この後の人類史でゼロ成長が永続化する可能性は否定できない。

　経済的にもう少し詳しくみていくと、ゼロ成長というのは、純投資がない、ということになる。

純投資とは、設備投資の際に、純粋に新規資金の調達でおこなわれる投資のことだから、設

備投資全体から減価償却費を差し引いたものになる。

　この純投資がないわけだから、図式的に言えば、減価償却の範囲内だけの投資しか起き

ない。家計でいうならば、自動車一台の状態から増やさずに、乗りつぶした時点で買い替え

るということである。したがって、買い替えだけが基本的には経済の循環をつくっていくことに

なる。たとえば内需で売れる自動車が300万台で、翌年は320万台、その次は280万台と

いうふうに多少の増減で推移しても、少子高齢化で人口減少しているので、台数のピークは

どんどん小さくなる。

　そこで人口が9000万人程度で横ばいになれば、定常状態になる。つまり、買い替えサイク

ルだけで生産と消費が循環していき、多少の増減はあっても均せば一定の台数で推移して

いくということである。

　ただ、15世紀までの中世は、10年、20年単位で均してみれば定常であっても、1年単位で

みれば１０％成長した後、翌年にはマイナス１０％というように非常にアップダウンの激しい経

済だ。21世紀の「定常」は中世とは異なって、毎年の変動率が小さいという点でずっと望

ましいと思われる。もちろん、金融政策や財政政策で余計なことはしないという前提でのこと

でだが。

　　　　　・　日本が定常状態を維持するための条件：　この定常状態の維持を実現できるアドバンテー

ジをもっているのが、世界でもっとも早くゼロ金利、ゼロ成長、ゼロインフレに突入した日本で

ある。

　現在の日本は、定常状態の必要条件は満たしている状態として考えることができるが、

ゼロ金利だけでは十分ではない。国が巨額の債務を抱えていては、ゼロ成長下においては

税負担だけが高まることになるから、基礎的財政収支（プライマリー・バランス）を均衡させて

おく必要があるのである。

　日本は現在、ストックとして1000兆円の借金があり、フローでは毎年40兆円の財政赤字を

つくっている。GDPに対する債務残高が2倍を超えるほどの赤字国家であるのに、なぜ破綻

しないのか。そのカラクリは次のようなものである。

　まずフローの資金繰りに関していえば、現在の金融機関はマネー・ストックとして800兆円

の預金が年３％、約24兆円ずつ増えている。その多くは年金である。年金が消費に向か

わず、預金として銀行に流れているわけだ。さらに企業は、本来資金不足（＝金融資産増減

―金融負債増減）セクターなのだが、1999年以降恒常的に資金余剰の状態が定着して

おり、2013年第３四半期時点で1年間の資金余剰は23.3兆円にも達している。家計部門と

企業部門を合わせた資金余剰は48.0兆円（2013年第3四半期時点での1年間の累計）、対

GDP比で１０．１％と高水準を維持している。これが、銀行や生保などの金融機関を通して、

国債の購入費に充てることのできる金額で、毎年40兆円発行される国債が消化できている

というわけである。

　一方、ストックの１０００兆円の借金については、民間の実物資産や個人の金融資産がそれ

を大きく上回っているため、市場からの信頼を失わずにすんでいる。

　しかし、こうした辻褄合わせがいつまでも続くわけがない。

　年3％で増えている銀行のマネー・ストックが純減したとき、現在同様に毎年40兆～50兆円

の財政赤字を重ねていれば、いずれ国内の資金だけでは、国債の消化ができなくなる。

　日銀の試算では、2017年には預金の増加が終わると予測されていて、そうなると外国人に

国債を買ってもらわなければならなくなる。しかし、外国人は他国の国債金利と比較するので、金利の動きも不安定化する。現実的には金利は上昇するだろう。金利が上昇すれば利払いが膨らむから、日本の財政はあっという間にクラッシュしてしまうのである。

　それでは、資本主義からのソフト・ランディングも道半ばで挫折してしまう。だから、そうならないために、財政を均衡させねばならない。

　財政均衡を実現するうえで、増税はやむを得ない。消費税も最終的には２０％近くの税率にせざるをえないだろう。しかし、問題は法人税や金融資産課税を増税して、持てる者により負担をしてもらうべきなのに、逆累進性の強い消費税の増税ばかりが議論されていることである。

　法人税に至っては、財界は下げろの1点張りで、新自由主義は実はリバタリアンかあるいは無政府主義者なのかと皮肉りたくなる。法人税を下げたところで、利益は資本家が独占してしまい、賃金には反映されないのだから、国家の財政を健全にして、再分配機能を強めていく方が多くの人びとに益をもたらすのである。

　　　　　・　エネルギー問題という難問：　定常状態を実現するためのもうひとつの難問は、エネルギー

問題である。新興国が成長するほど、世界はエネルギー多消費型の経済に傾いていくので、

資源価格は釣りあがっていく。

　仮に2年連続売り上げが１００であっても、前年の資源価格が５０で、翌年が７０だとすると、

名目GDPは定常にはならず、減っていってしまう。

　そすると、定常状態を実現するためには、第一に、人口減少を9000万人あたりで横ばいに

すること、第二には、安いエネルギーを国内でつくって、原油価格の影響を受けないことが重

要になる。１kwhあたり、原油だと20数円（2012年）、太陽光だと38円（2013年）だから、

それを国内で20円以下でつくることができれば、名目GDPの減少は止まるはずである。

　　　　　・　ゼロ成長維持ですら困難な時代：　多くに人は、ゼロ成長というと非常に後ろ向きで、何もし

ないことのように考えがちだが、それは大変な誤解である。

　1000兆円の借金も高騰する資源価格も、それを放置したままではマイナス成長になってし

まう。マイナス成長社会は、最終的には貧困社会にしかならない。ゼロ成長の維持には、成

長の誘惑を断って借金を均衡させ、さらに人口問題、エネルギー問題、格差問題など、様々

な問題に対処していくには、旧態依然の金融緩和や積極財政に比べて、高度な構想力が

必要とされる。

　新自由主義やリフレ論者たちは、せっかくゼロ金利、ゼロ成長、ゼロインフレという定常状

態を迎える資格が整っているというのに、今なお近代資本主義にしがみついており、それが

結果として多大な犠牲と共に資本主義の死亡を早めてしまうことに気づかない。何度も繰り

返すように、成長市場主義から脱却しない限り、日本の沈没は避けることができない、のであ

る。

　　　　　・　アドバンテージを無効にする日本の現状：　定常状態への大きなアドバンテージがあるにも

かかわらず、成長主義にとらわれた政策を続けてしまったために、日本国内もグローバル資

本主義の猛威にさらされ続けている。

　たとえば、金融資産を保有していない2人以上の世帯の割合が2013年に３１．０％に

のぼったが、これは、1963年の調査以来、もっとも高い数値である。1987年の時点では金融

資産ゼロ世帯は３．３％である。1972年から1987年にかけての16年間の平均は５．１％であ

る。つまり、この時期は、金融資産ゼロ世帯は、20世帯のなかの1世帯だけである。ところが

バブルが崩壊し、新自由主義的な政策が取られていく過程で、３．３％から３１％へ跳ね上が

った、のである。

　日本の利子率は世界でもっとも低く、史上に例を見ないほど長期にわたって超低金利の時

代が続いている。利子率がもっとも低いということは、資本がもっとも過剰にあることと同義で

ある。もはや投資をしても、それに見合うだけのリターンを得ることができないという意味では、資本主義の成熟した姿が現在の日本だと考えることもできる。しかし、その日本で、およそ3割強の世帯が金融資産をまったくもたずにいるという状況が現出しているのだ。

　アベノミクスの浮かれ声とは裏腹に、今なお生活保護世帯や低所得層も増加傾向のままである。2013年の非正規雇用者数は1906万人、2012年の年収200万円以下の給与所得者数は1090万人、生活保護受給者数も200万を超えている。

　　　　　・　「長い21世紀」の次に来るシステム：　今、日本について指摘したグローバル資本主義の負

の影響が、程度の差こそあれ、先進国のいずれにおいても見られることは、すでに指摘した

通りである。これは、先進国に留まるものではなく、新興国においては先進国以上のスピード

で格差が拡大していくだろう。

　そこで危機に瀕するのは、単に経済的な生活水準だけではない。グローバル資本主義は、

社会の基盤である民主主義をも破壊しようとしている。

　市民革命以後、資本主義と民主主義が両輪となって主権国家システムを発展させてきた。

民主主義の経済的な意味とは、適切な労働分配率を維持するということである。しかし、1999

年以降、企業の利益と所得とは分離していく。政府はそれを食い止めるどころか、新自由主

義的な政策を推し進めることで、中産階級の没落を加速させていった。その結果、ライシュは

言うように、「超資本主義の勝利は間接的に、そして無意識のうちに、民主主義の衰退を招く」（「暴走する資本主義」）ことになってしまったのである。

　同様に、国家が資本の使用人になってしまっている状況は、国民国家の存在意義にも疑問符を突き付けている。詰まるところ、18世紀から築き上げてきた市民社会、国民主権という理念までもが、グローバル資本主義に蹂躙されているのである。そして当の資本主義そのものも、無理な延命策によってむしろ崩壊スピードを速めてしまっているありさまである。

　かって政治・経済・社会体制がこぞって危機に瀕したのが「長い16世紀」（1450年～1640年）だった。ジェノヴァの「利子率革命」は、中世の荘園制・封建社会から近代資本主義・主権国家へとシステムを一変させた。そして、「長い16世紀」の資本主義勃興の過程は、中世の「帝国」システム解体と近代国民国家の創設のプロセスでもあった。このプロセスを通じて、中世社会の飽和状態を打ち破る新たなシステムとして、近代の資本主義と国民国家が登場したのだ。

　この「長い16世紀」になぞらえて、1970年代から今に続く時期を、「長い21世紀」と呼んでいるわけだが、どちらの時代も超低金利の下で投資機会が失われていく時代だが、「長い16世紀」はそれを契機として、政治・経済・社会体制が大転換を遂げた。だとするならば「長い21世紀」においても、近代資本主義・主権国家システムはいずれ別のシステムへと転換せざるをえない。

　しかし、それがどのようなものかを人類はいまだ見出せていない。そうである以上、資本主義とも主権国家ともしばらくの間はつきあっていかねばならない。

　資本主義の凶暴性に比べれば、市民社会や国民主権、民主主義といった理念は、軽々と手放すにはもったいないものである。もちろん民主主義の空洞化は進んでいる。しかし、その機能不全を引き起こしているものが資本主義だとすれば、現在とりうる選択肢は、グローバル資本主義にブレーキをかけることしかない。

　ゼロ金利、ゼロ成長、ゼロインフレ。この3点が定常状態への必要条件であると言ったが、成長教信者はこの3点を一刻も早く脱却すべきものと捉える。そこで金融緩和や積極財政が実施されるが、日本の過去が実証しているように、お金をジャブジャブ流し込んでも、3点の趨勢は変わらないのである。

　ゼロ金利は、財政を均衡させ、資本主義を飼い慣らすサインであるのに、それと逆行してインフレ目標や成長戦略に猛進するのは、薬物中毒のごとく自らの体を蝕んでいくだけである。

　　　　　・　脱成長という成長：　すでに述べたように、12～13世紀に、過剰な金利すなわちリスク性

資本が誕生したところに資本主義の原型があったのだと思われる。資本の自己増殖という

ことを考えると、利子率こそが資本主義の中核にあるからだ。

もちろん当時は、現在の資本主義の主役である株式会社は存在しない。しかし、合資会社

は既に存在していた。ひとつの事業が終了すると、そこで利益を出資者に配分して、会社を

解散する。いわば一回限りの資本主義と言えるだろう。

それが「長い16世紀」になると、「空間革命」が起きて、利潤を得る場が一気に世界へ

　　　　　　広がっていった。そこで資本家も事業を広範囲にかつ持続的に行って利潤を増やしていくよう

になったわけである。この時期から東インド会社をはじめとしたゴーイング・コンサーン（継続

企業）が台頭し、永続型の資本主義へと転換していった。

そしてまた、資本主義が「バブル清算型」という永続性なき資本主義に先祖返りしている

　　　　　　ことはすでに述べた。

これは偶然ではなく、すでに「辺境」が存在しない世界では、永続的な資本主義は不可能

なのだ。

誕生時から過剰資本を求めた資本主義は、欠陥のある仕組みだったとそろそろ認める方

がいいのではないだろうか。これまで、ダンテやシェイクスピア、あるいはアダム・スミス、マルク

ス、ケインズといった偉大な思想家たちがその欠陥是正しようと命がけでたたかってきたから、

資本主義は8世紀にわたって支持され、先進国に限れば豊かな社会を築いてきたのである。

この欠陥ある資本主義に対して、近代経済学は、供給曲線と需要曲線とが均衡するところが

価格だと定義づけした。しかしそれはあくまで資源を1バレル2～3ドルで買ってつくった製品で

あれば、国内市場では供給と需要が一致するという大いなる仮定に基づいた話である。つまり

資本主義という仕組みの外部に、資源国という「周辺」があってこそ成立する議論でしかない。

もはや地球上に「周辺」はなく、無理やり「周辺」を求めれば、中産階級を没落させ、民主主義

の土壌を腐敗させることにしかならない資本主義は、静かにに終末期に入ってもらうべきだろ

う。

　ゼロインフレであるということは、今必要でないものは、値上がりがないのだから購入する必

要がないということである。消費するかどうかの決定は消費者にある。ミヒャエル・エンデが言う

ように豊かさを「必要な物が必要なときに、必要な場所で手に入る」と定義すれば、ゼロ金利・ゼ

ロインフレの社会である日本は、いち早く定常状態を実現することで、この豊かさを手に入れる

ことができるのだ。

　そのためには「より速く、より遠くへ、より合理的に」という近代資本主義を駆動させてきた理念

もまた逆回転させ、「よりゆっくり、より近くへ、より曖昧に」と転じなければならない。

　その先にどのようなシステムをつくるべきなのかは、現時点ではわからない。定常状態の

イメージは語ったものの、それを支える政治体制や思想、文化の明確な姿は、21世紀のホッブ

スやデカルトを待たねばならないのだろう。

　しかし、「歴史の危機」である現在を、どのように生きるかによって、危機がもたらす犠牲は

大きく異なってくる。わたしたちは今まさに「脱成長という成長」を本気で考えなければならない

時期を迎えているのである。

　　　３．　「21世紀の歴史」ジャック・アタリ

　　　　・　2035年　―――　＜市民民主主義＞のグローバル化とアメリカ帝国の没落

　　　　　　まず、すべての人口の大変動から始まる。2050年、大災害が起こらないかぎり世界の人口

は現在より30億人増加して95億人になっているだろう。

その他の将来の大変動についても、かなりの精度で予測可能である、長期的な観点で歴史を眺めると、歴史とは、唯一の、頑固できわめて特殊な方向に向かって展開してきたことがわかる。たとえ急激なブレがある程度の期間続いたとしても、現在まで持続的にこの流れが捻じ曲げられてきたことはない。その方向性とは、いかなる時代であろうとも、人間は他のすべての価値観を差し置いて、個人の自由に最大限の価値を見出してきた、ということである。人類はいかなる形式であれ服従を甘受することを次第に拒否するようになり、不便を緩和すために常にテクノロジーを発展させ、生活・政治システム・芸術・イデオロギーの自由により、個人の自由に最大限の価値を置いてきた。

こうした進展は、いまだに金持ち階級の特権であるが、常に時の為政者の手腕を再検討する材料となり、新たな勢力を生み出してきた。特に、社会における個人の優位を確保するために、人々は次第に貴重な財の配分に関して、さまざまなシステムを構築した。長年にわたって、貴重な財は、王国や帝国の将軍・祭司・王の手に委ねられてきた。次に、より広範囲に活動し、より機動力のある新たな指導階級である商人が、富の分配に関する二つの画期的なメカニズムを考え出した。それが市場と民主主義である。この二つはおよそ30世紀以上前に登場し、次第に社会に浸透していった。こうして、市場と民主主義は、ますます現実世界を形成するようになり、未来を決定づけるようになった。

　市場の自由は、政治の自由をも生み出すことに貢献していった。ごく一部の人から始まって、次第に多くの人びとに政治的自由は、少なくとも表面上は確保された。また、その地域も次第に広がり、ほとんど地球全域で、宗教や軍人の支配に取って代わった。つまり、独裁者は、市場の誕生を放置し、これが民主主義を生み出したのである。こうして12世紀に至って、初の＜市場民主主義＞が社会に根づいたのである。

市場民主主義の地理的範囲も次第に拡大していった。市場民主主義の中心地は少しずつ西

　　　　　に移動した。12世紀には中東から地中海に移り、次に北海、大西洋、そして現在の太平洋へと

移行したのである。中心地となった「中心都市」を時代順に９つ列挙すると、ブルージュ、ヴェネツィア、アントワープ、ジェノヴァ、アムステルダム、ロンドン、ボストン、ニューヨーク、ロスアンジェルスとなる。今後、中国と中東をのぞいた世界全体が、この市場の秩序によって支配されることになる。

かりに、この数十世紀にわたる市場の歴史が、あと半世紀にわたって継続すると、市場と民主主義が不在であった地域にまで拡大するであろう。こうして、経済成長は加速され、生活レベルは向上し、また、まだ独裁者が君臨する国家からは、彼らの姿が消えうせることになる。しかしながら、社会は不安定に陥り、不公正がはびこる。例えば、水資源やエネルギーはさらに希少となり、気候変動による危機が生じる。また、社会的不平等は増大し、社会的不満が高まる。各地で紛争が勃発し、人口の大移動が始まる。

2035年ごろ、すなわち、長期にわたる戦いが終結に向かい、生態系に甚大な被害がもたらされる時期に、依然として支配力を持つアメリカ帝国は、市場のグローバル化によって打ち負かされる。特に、金融の分野で、保険会社などの巨大アメリカ企業がアメリカを打ち破る。これまでの帝国と同様に、アメリカは金融面・政治面で疲弊し、世界統治を断念せざるをえないだろう。世界におけるアメリカの勢力は巨大であり続けるだろうが、アメリカに代わる帝国、または支配的な国家が登場することはない。そこで、世界は一時的に＜多極化＞し、10ヵ所近く存在する地域の勢力によって機能していくことになる。

　　　　・　人類滅亡の危機　―――　国家の弱体化と＜超帝国＞の誕生

　　　　　　次に、元来、国境を持たない市場は、民主主義に打ち勝ち、民主主義は地域に封じ込まれる。国家が弱体化するのである。また、新たなナノテクノロジーがエネルギー消費を削減し、医療・教育・安全・自治など、これまで行政が担ってきた最後のサービスを変革していく。そこで、新たな大型消費財が登場することになるが、これを＜監視体制＞と呼ぶ。この監視体制は各人が最適な医療・教育・管理の規範に合致しているかどうか、測定・管理する。また、国家は企業や都市を前にして、消え去ることになる。そこで＜超ノマド＞が土地もない、「中心都市」も存在しない、開かれた帝国を管理していく。この帝国を＜超帝国＞と呼ぶ。超帝国では、各人は自分自身に誠実であることはなく、企業の国籍も跡形もなくなる。また貧乏人たちは、貧乏人同士の市場を作る。法は契約に、裁判は調停に、警察は傭兵に取って代わられる。そして、新たな多様性が、社会に根づく。演劇やスポーツは＜定住民＞の気晴らしのためのものになる一方で、貧困に生まれ放浪を余儀なくされる＜下層ノマド＞は、生き残りを賭けて国境を越えてさまよう。世界で規制を課すのは保険会社となり、保険会社は、国家・企業・個人が従うべき規範を世界中で制定していく。ガバナンス（統治）を司る民間組織は、保険会社の財務状況に配慮し、保険会社の規範の遵守に気を配る。天然資源はますます希少となり、ロボットの数はさらに増える。私的な時間も含め、ほとんどすべての時間に商品が入り込む。ついには、各人は自らの身体に取り付けた人工器官の自己管理や生産、最終的にはクローン化を勧められる日も到来する。こうして、人類は、加工品としての存在から消費活動をする加工品としての存在に成り下がり、人食いとしての存在から、人食いそのものになり、邪悪な＜ノマド＞としての存在から、生贄としての存在となる。

・　　アメリカ帝国の滅亡、気候変動にともなう被害の深刻化：　また人々の領土をめぐる紛争の勃

発、数多くの戦争などが起こる以前に、こうした事態は当然ながら悲惨な衝撃的事件なくしては

進行しない。すなわち、国家、海賊、傭兵、マフィア、宗教活動が新たな武器を装備し、電子・遺

伝子技術やナノテクノロジーを駆使しながら、監視・抑止・攻撃網を入手する。さらに、超帝国の

出現により、個人間の競争が始まる。石油、水資源、領土保全、領土分割、信仰の強制、宗教

戦争、西側諸国の破壊、西側諸国の価値観の持続などをめぐって、人々が争うことになる。軍

事独裁者は軍隊と警察の力を両用して権力を掌握するであろう。こうした紛争のなかでも、もっ

とも殺戮の激しい紛争を＜超紛争＞と呼ぶ。＜超紛争＞とは、前述したすべての紛争の集結を

意味し、おそらく人類を壊滅させることになる。

　　　・　2060年　―――　＜超民主主義＞の登場

　　　　　　2060年ごろ、いや、もっと早い時期に、少なくとも大量の爆弾が炸裂して人類が消滅する以

前に、人類は、アメリカ帝国にも、超帝国にも，超戦争にも我慢ならなくなるであろう。そこで、新たな勢力となる愛他主義者、ユニバーサリズムの信者が世界的な力を持ち始めるであろう。こうした動きは、現在すでに芽生えてきており、エコロジーで道徳面・経済面・文化面・政治面で優れた帝国を作り出す。こうした努力は、監視・ナルシズム・規範の要求に反旗を翻す。そして地球レベルで市場と民主主義との間に新たなバランスをを次第に見出す。すなわち、これが、＜超民主主義＞である。新たなテクノロジーの貢献もあり、世界的・大陸的な制度・機構の働きかけにより、前述の人類の商業加工品化に一定の制限を設け、生命の修正に歯止めをかけて、自然な価値を見出していくであろう。これらの制度・機構は、無償のサービス、社会的責任、知る権利を推進し、全人類の創造性を結集させ、これを凌駕する＜世界的インテリジェンス＞を生み出すであろう。いわゆる、利潤追求することなしにサービスを生み出す＜調和を重視した新たな経済＞が市場と競合した形で発展していく。これは数世紀前の封建制度の時代に、市場に終止符が打たれたように実現していく。こうした時代は、現在考えられているよりも早い時期に訪れるであろうが、市場と民主主義は、いずれ過去のコンセプトになるであろう。

■　参考文献

　・　「ヘゲモニーの国際関係史　戦争・平和・覇権国家の興亡と２１世紀の国家戦略」西川吉光、

　　　晃洋書房、１９９５年

　・　「アジア史概説」宮崎市定、中公文庫、１９８７年

　・　「金融危機後の世界」ジャック・アタリ、作品社、２００９年

　・　「２１世紀の歴史」ジャック・アタリ、作品社、２００８年

　・　「百年デフレ」水野和夫、日本経済新聞、２００３年

　・　「資本主義の終焉と歴史の危機」水野和夫、集英社新書、２０１４年

　・　「資本主義という謎」水野和夫、大澤真幸、NHK出版新書、２０１３年

　・　「２１世紀の資本主義論」、岩井克人、筑摩書房、２０００年

　・　「資本主義から民主主義へ」岩井克人、新書館、２００６年

　・　「道徳感情論」アダム・スミス、岩波新書、１９５８年

　・　「ベーシック・インカム」ゲッツ・W・ヴェルナー、現代書館、２００７年

　・　「ベーシック・インカム」原田泰、中公新書、２０１５年

　・　「成長なき時代の「国家」を構想する」中野剛志編、ナカニシヤ出版、２０１０年

「なぜ私はベーシック・インカムに反対なのか」萱野稔人

　・　「連帯経済」西川潤、明石書店、２００７年

　・　「ボランタリー経済の誕生」金子郁容、松岡正剛他、実業之日本社、１９９８年

　・　「「分かち合い」の経済学」神野直彦、岩波新書、２０１０年

　・　「新・資本主義宣言」水野和夫、毎日新聞社、２０１３年

「「目に見えない資本」を見つめる日本型資本主義の原点へ」田坂広志

　・　「人々はなぜグローバル経済の本質を見誤るのか」水野和夫、日本経済新聞社、２００７年

　・　「経済成長なき社会発展は可能か？」セルジュ・ラトゥーシュ、２０１０年

　・　「大失業時代」J・リフキン、TBSブリタニカ、１９９６年

　・　「シャドウ・ワーク」イヴァン・イリイチ、岩波モダンクラシックス、２００５年

　・　「ポスト・ヒューマン誕生」レイ・カーツワイル、NHKブックス、２００７年

　・　「失敗の本質」戸部良一他、ダイヤモンド社、１９８４年

　・　「メガトレンド」ジョン・ネイツビッツ、三笠書房、１９８３年

　・　「幸福について」ショウペンハウアー、新潮文庫、１９５８年

　・　「豊かさとは何か」喗峻淑子、岩波新書、１９８９年

　・　「対称性人類学」中沢新一、講談社、２００４年

　・　「生きるということ」エーリッヒ・フロム、紀伊国屋、１９７７年

　・　「「豊かさ」の貧困」P・L・ワクテル、TBSブリタニカ、１９８５年

☐　「民主主義」についての基礎情報と若干の考察

　Ⅰ　はじめに

　　・　自由学校のテーマは「グローバル経済と民主主義の未来」で、「グローバル経済とその未来」に

ついては、これまで、かなりの字数を使って考察してきた。

　「民主主義とその未来」については、もう少しコンパクトに考察したいと考え、その歴史と現状を

中心に分析し、「民主主義再生」の糸口に結びつけていきたい。

　　１．　「民主主義」とは何か？

　　　・　「民主主義とは何か？」については、後ほど詳しく触れるが、考察を始めるにあたって、まず、簡

単に触れておきたい。

　　　・　民主主義（デモクラシー、民主政、民主制）は、組織の重要な意思決定を、その組織の構成員

（人民、民衆、大衆、国民）が行う、すなわち、構成員が最終決定権（主権）を持つという政体・制

度・政治思想であるが、その概念、理念、範囲、制度などは古代より多くの主張や議論がある。

　日本語では、主に政体を指す場合は民主政、制度を指す場合は民主制といわれる。対比語は、

貴族制、寡頭制、独裁制、専制、独裁主義などである。

　　２．　「民主主義」の現状

　　　・　第二次大戦直後は、「民主主義」は希望にあふれ・輝かしいものであったが、以下に触れるよう

な事情により、現在では、そのイメージはすっかり色褪せ、手垢にまみれたものになってしまった。

　①　終戦直後から始まった東西冷戦のなかで、自由主義陣営だけではなく、共産主義陣営も自

らを「民主主義の正統」と主張し、他陣営の欠点を指摘しあった。また、冷戦終了後も、思想・価

値観の多様化が一段と進み、それぞれが自分たちに都合がいいように「民主主義」という言葉

を使いだした。この結果、「民主主義」という言葉を聞いても、それが何を意味するかが分からな

くなった。

　　　　②　「民主主義」には「理念（価値）」「機構（体制）」「方法（手段）」のレベルがあるが、これを明確

に区別・意識して使われることが少なく、話がごちゃ混ぜになり、分かりにくくなった。

　　　　③　社会が激しく変化しかつ複雑になってきたが、その社会の変化とそれに伴う国民のニーズの

変化に政治（家）が対応しきれず、「民主主義」が機能不全に陥っている。

　　３．　「民主主義」の再生を目指して

　　　・　「民主主義」が現在多くの問題を抱えているのは、紛れもないが、、それに代わる「より良い制

度」が見当たらないのも事実である。

　そうだとしたら、現在の「民主主義」の棚卸を行い、良い点は「維持」しつつ、問題点を「解決して

いく」ということにより、「民主主義」の再生をはかることが重要だろう。

・　そこで、「民主主義」の「歴史」と「理論」を振り返ることにより、再生の「切り口」を探ることとした

い。

　Ⅱ　「民主主義」とは何か？

　　１．　「民主主義」の歴史

　　　・　「民主主義」の歴史をたどると、数多くの記録がある。その中で、現代の民主主義にもっとも大

きな影響を与えたと思われる４つの「民主主義」に絞って、考察してみよう。

　第一次世界大戦開始以前、「民主主義」は、「胡散臭いもの」という目で一般的には見られてい

た。それは、ギリシャの民主主義が、アリストテレスを死刑にし、最終的には独裁体制に行き着い

た結果、「衆愚政治」、また、フランス革命がロベスピエールの独裁政治・恐怖政治と結びついて、

暴民・テロの支配というイメージが強かったからである。

　だが、第一次世界大戦・第二次世界大戦でこのイメージは、大きく変わる。第一次世界大戦は、

史上初めての総力戦となり、銃後でも女性を含む全国民が参加することになった。そのため、国

民が、「これは何のための戦争なのか」を問う声が大きく上がった。それに対する答えが、「軍国主

義から民主主義を護る戦いである」だった。第二次世界大戦は、「ファシズムから民主主義を護る

戦い」が浸透し、これにより、「民主主義」は明るく・輝かしいイメージを持ったものに変身した。

　　　１）　ギリシャの民主主義：

・　民主主義とは一体、何なのだろうか。今日では、民主主義が観念としても、政治形態としても

その起源が古代ギリシャのアテナイにあること、そしてその語源的意味は文字通り「人民・大衆

（デモス）」の「支配・権力（クラティア）」ということであったこと、これぐらいは誰でもが知っている

常識にすぎないであろう。

　しかし、私たちにとって本当の意味で民主主義が始まると考えられるのはやはり近代以降の

ことで、それもイギリス、アメリカ、フランスの３つの市民革命における急進派の運動（水平派＝

レヴェラーズ、急進派＝ラディカルズ、山岳派＝モンタニャール）からであり、その思想的完成

はイギリスのジョンソン・ロックとフランスのジャン・ジャック・ルソーによって成し遂げられたと考

えられている。

　このように古代のデモクラシーと近代のデモクラシーを区別して考えるのは、決して理由のな

いことではない。前者が奴隷制を基盤とする、少数の高い同質性をもった自由市民たちの小規

模な対面社会、はじめから共通の信仰と慣習によって結合された自然的な共同社会であるポリ

ス（都市国家）でのみ成立する民主主義であったのに対して、後者はそもそもそうした自然的な

伝統的共同社会がもはや存続しえなくなった状況において、１人１人の人間が一切の社会的束

縛から解放されて自由で平等な独立した個人として、今度は自分たちのために自発的、人為的

に新しい共同の政治社会＝近代国民国家を作り上げようとするなかで成立する民主主義だか

らである。

　しかし、現在世界中で、民主主義が落ちこんでいる袋小路から抜け出すためのヒントを、アテ

ナイの民主主義を学ぶことによって見いだせたら、有意義であろう。

・　アテナイの民主政治は二重の意味で直接民主制であり、代表制をとるものではなかった。最

高意思決定機関である民会への出席はすべての市民に開かれていたし、官僚機構もしくは公

務サービスは少数の書記を除いては存在しなかった。その書記というのは国家自体がが所有

している奴隷であって、彼らは条約や法律の文書、税金滞納者のリスト、その他どうしても残さ

ざるをえない記録の保管に携わっていた。したがって統治機構はまさに文字通り「人民による」

ものであった。戦争や平和、条約、財政、立法、公共事業、つまり統治活動の全領域に最終的

な決定権をもつ民会は、１８歳以上の年齢で、その日に出席した何千、何万もの市民からなる

屋外の大衆集会であった。それは１年を通して頻繁に開かれ、少ない時でも４０回開かれた。そ

れは提出された問題についての決定を通常は１日の討議で行い、原則として出席者全員が発

言権をもっていた。この民会での発言権、すなわち「イセゴリア」は、ギリシャの著作家たちによ

って、しばしば「民主制」の同意語として用いられた。そしてその決定は出席者の単純過半数に

よってなされた。

　　　　　　統治機構の行政的部分は、抽選によってすべて選ばれて、１回か2回を限度とした1年任期の、数多くの役職と500人評議会、そしてその他に、10人の将軍職と外国への使節のような少人数の「臨時の」使節団に分かれていた。アリストテレスは、選挙は貴族制的なもので、民主制的なものではないと述べている。すなわち、選挙は周到な選択の要素を、全人民による統治に代わって、「最良の人々」の選出の要素（エリート主義）を持ち込んでいるというのである。

　　　　・　煽動的な演説者たちや排外的な愛国心などによって煽られた野外での大衆集会によって群衆が示す非合理性についてくどくど説教するのは簡単であろう。しかし、民会での投票に先立って、店先や居酒屋や街角、あるいは食卓で、激しい議論が、最終的にはプニュックス（アクロポリス近くにある丘の集会場）にともに集まって公式の議論と投票を行ったその同じ人々によってなされていたという事実を見過ごすことは誤りであろう。その日、民会の出席者で、同じ出席者たちの多くを、それも多分議論に参加した発言者たちの何人かを含めて、個人的に親しく知らなかったような人は1人としていなかったであろう。これほど今日とかけ離れた状況はないであろう。こういう観点からその政治議論に耳を傾けたとすれば、その議論の参加者たちの頭のなかでは、問題の焦点がはっきりと浮かび上がっていただろう。それは議論に、近代の議会がかってはもっていたが、今では明らかに失っている現実性と自発性とを与えたことであろう。

　　　　・　人々は被選挙権および選挙権のみならず、公共政策のあらゆる問題について決定権も持っていたし、公私を問わず、民事、刑事の重要な事件すべてにおいて法廷で審判人として座る権利、すなわち裁判権を有していた。民会への権力の集中、行政職の細分化と輪番制、抽選による選出、俸給をともなう官僚制の不在、民衆法廷、これらすべてが党派組織の誕生、ひいては制度化された政治エリートの誕生を阻止するのに役立った。

　　　　・　ギリシャ人たち自身は民主主義の理論を発展させなかった。確かに、民主主義の観念、準則、および一般法則はあったが、それらは体系的な理論までには至らなかった。哲学者たちは民主政治を攻撃した。しかし、それにかかわった民主派の人々は、この問題について理論は書かなかったものの、統治と政治の営みを民主的なやり方で実践することによって彼らに応えた。

　　　　・　理論化を行った唯一の例外であるプロタゴラスの理論の本質は、「すべての人間は「ポリティケー・テクネ―（政治判断の技術）」をもっており、それなしでは文明社会は存在しえない。すべての人間、少なくともすべての自由人は「ポリティケー・テクネ―」の熟練度において必ずしも平等ではないが、それを等しく持っているという点――これは独立宣言を思い起こさせる観念である――において同等である。そしてアテナイの人々がすべての市民に「イセゴリア」を広げたことは正しかった」という点にある。

　　　　　　「ポリティケー・テクネ―」だけが人間の条件を規定したのではない。競争と攻撃によって生きている動物の世界とは違って、人間は生まれつき共存的であり、「フィリア（通常は「友愛」と訳されている）」と「ディケー（正義）」の資質をもっている。しかしながら、プロタゴラスにとっては、友愛と正義だけでは、そこに政治的意味が付け加わらなければ、真の政治的共同体、すなわち国にとって不充分であろう。重要なことだが、民主主義者でなかったアリストテレスも「コイノニア（共同体）」の2つの要素として友愛と正義を等しく強調した。

　　　　　　思うに、その共同体意識こそがアテナイ民主主義の実際上の成功をもたらした不可欠の要素であって、その意識は国家宗教と伝統によって強化されていた。もし市民の間の大部分の人々にその行動に枠をはめるような自己規制がなかったならば、無制限の参加の権利をもった主権的な民会も、民衆法廷も、抽選による役人の選出も、陶片追放も、無秩序状態にせよ反対に僭主政にせよ、阻止することはできなかったであろう。

　　　　　　注目すべきなのは、プロタゴラスとプラトンが両極端であったのにもかかわらず、教育の重要性をそれぞれが強調したことである。「パイディア」という言葉で古代ギリシャ人たちが意味したのは、薫陶または「養成」であり、つまり道徳的徳性や市民的責任感、共同体ならびにその伝統と価値の成熟した一体感の涵養であった。小さな、同質的で、相対的に閉ざされた対面社会においては、共同体の基礎的制度、すなわち家族とか共同食卓、競技場とか民会などを、教育の機関と呼んでも全く正しかった。若者は民会に出席することによって教育された。彼が学んだものは、アテナイの直面する政治的な諸問題やその選択、諸議論であった。彼はまた、政策立案者、指導者として登場する人々を評価することを学んだ。

　　　　・　以上述べてきたような統治制度のもとで、アテナイははぼ200年にわたって、全ギリシャ世界において、国内的に最も繁栄し、最も強力で、最も安定し、最も平和で、そして文化的に群を抜いて最も豊かな国になった。制度は機能していた。紀元前5世紀後半の年老いた寡頭制論者は書いている（偽クセノフォン「アテナイ人の国制」）。「アテナイの統治制度についていえば、私はそれを好まない。しかし、アテナイが民主制を取ろうと決めて以来、彼らは民主制をうまく保持しているように私には思われる」。

　　　２）　イギリスの市民革命：

　　　　・　近代民主主義の運動、民衆が権力を奪うことによって身分制を徹底的に打ち破ろうという、そ

ういう政治運動としての実質を持ったものが起こって来たのは１７世紀におけるイングランドの

革命の時期である。そしてそもそも政治社会そのものを人間の構成とする新しい見方はまさに

この革命の中から生まれたのである。それこそ、近代の地域国家・国民国家の根本的民主化

の試みであったからである。

　近代民主主義の舞台は小さい古代のポリスと違って、地域国家である。ここで地域国家という

のは、中世にヨーロッパ全体が一つにまとまった世界、普遍世界と考えられていたのが、その

普遍世界を解体しながらつくりだされた新しい政治生活の単位であった。スイスを除くと、それを

ヨーロッパでつくり上げたのは、絶対王政の権力である。国王の強権によって、地域的・種族

的・言語的な違いを上からならして、強引に一つの政治社会、統一国家をつくった。その統一を

観念の上で象徴したのが、主権という言葉である。裏返せば、地域国家というのは、この権力

によって人為的に、権力的につくり上がられた政治社会だということが出来る。

　それはデモクラシーにとってどういう意味をもったか。第一に、それまで民主政治というのは小

さい政治社会でなければできないと考えられてきたのに対して、まったく規模の違うこの地域国

家を舞台にして、これを実現していこうという運動が生まれるのである。そして第二に、この運動

によって絶対王政が倒され、地域国家が民主化されて、厳密な意味での近代国家・国民国家

が生まれる過程で、デモクラシーはもはや、共同体を前提として、その政治を運営する一つの

形態にとどまらず、それ自体政治社会を構成する原理、いわば構成原理としての意味を獲得す

るのである。

　デモクラシーという言葉が、単に政治形態や政治機構ではなしに、そもそも政治社会を構成す

る原理としての意味を持つようになるのはこの事情による。近代社会が、かってのポリスのよう

に、はじめから与えられている共同体ではない。もともとあったのは1人1人の個人であって、こ

ういう自由・平等な個人が自分たちのために政治社会を組み上げて、共同生活をつくり出す、と

いう新しい観念がそれである。この構成原理としての民主主義がはじめから民主主義という言

葉で呼ばれていたわけではない。ルソーの場合でさえ、それは人民主権であり、一方デモクラ

シーという言葉は政府の形態にすぎず、しかもとても人間には実現できない、神々にのみふさ

わしい形態だとされていたのである。したがって、構成原理としての民主主義は、民主主義とい

う言葉の近代的用法が確立されてはじめてつかみだせる観念である。事実上これをうち樹てた

のは、イングランドの第一革命、いわゆるピューリタン革命である。この革命における急進的な

運動の中でいちばんよく知られているのは、レヴェラーズと呼ばれた人々であり、彼らは史上は

じめて近代的な成文憲法を制定する運動を行った。これが人民協約と名づけられたものであ

る。この成文憲法の草案のなかでは、信教の自由の強い主張とともに、はじめて成人男子の普

通平等選挙権の要求が打ち出されている。

　レヴェラーズの運動は、近代的な政治運動としての特色をはっきり持っていて、その点今日か

ら顧みてもたいへん面白い。たとえば、盛んにパンフレットを刷って、それを流したし、国会に請

願をする。それからデモンストレーションをやる。今日の政治運動がやるような方式をみんなや

っている。こういう民衆運動が平等主義の憲法を作れという要求を掲げたのである。これは、ま

ぎれもなく、デモクラシーの新しい意味、身分制の打破をめざした民主主義の思想であり、運動

である。しかも、人民の契約として成文憲法を要求したこと自体、近代憲法の観念の先取り、そ

して、構成原理としての民主主義の先取りという意味をもっている。イングランドが王政をやめ、

貴族制度を廃止して、共和国になるというような驚天動地の大革命は、こうした下積みの人民

のエネルギーなしにできる話ではなかったのである。

　最初は課税権をめぐる憲法論争から起こった国王と議会との対立が、本当に激しい革命に転

化したのには、ピューリタン革命といわれるように、そこに信教の自由の問題がかかっており、

それが激しい情熱をかり立てたという事情があった。それは国教制度、つまり政治権力による

信教の強制に対する内面の自由の主張であって、その意味で自由が政治の最高目標として掲

げられた最初の例である。それに加え、信教の自由という権力制限要求は、結局権力をあなた

まかせにしたのでは確保できない。そこから一挙に人民主権の要求に結びつく。この場合、この

革命の思想的特徴として、自由が強い優先権をもち、平等がこれに引かれて現れた、というの

　　　がある。

　　・　1789年にフランス革命が勃発したとき、英国ではすでに広汎な人権の保障も、議会政治も、責

任内閣制も確立していた。けれども、それは立憲政治ではあっても、それを運営している者は土

地貴族であって、しかも選挙権は極端な制限を受けていたので、この立憲政治は、どんな意味

ででも、民主主義的なものとは言えなかったのである。

　英国はフランスのように政治革命をやって、政治体制それ自体をすっかり取り替えてしまうこ

とをやらないで、実は政治を運営する機構、とくにその中心にある議会を改革することによっ

て、この社会変動に対応して、立憲主義をアップ・ツー・デートなものにしていくことに成功したの

である。

　もちろんフランス革命と同時に勢いづいた英国の革命運動は、仮借ない弾圧を受けて、ナポ

レオンが倒れる後まで、英国は反動の時期を迎えるのであるが、大陸において、7月革命以

後の時代になるとこの改革がはっきり実を結ぶのである。

　イギリスの共和主義の人々は急進派といわれるわけだが、それに対してベンサム、とくにその

政治の主張を実践に移すのに大きな寄与をしたジェイムズ・ミルなどは、普通に哲学的急進派

と呼ばれ、頭を使って、議会の改革で切り抜けようとした。

　この運動の成果が、1832年の第一次の選挙法改正であった。これによって、長い間土地貴族

の寡頭政治の道具であった議会が、もっと広く、イギリスの立憲主義一般が、民主主義の道具

になる途での最大の難関を踏み越えたのである。ひとたび選挙法の改正を行えば、さらに選挙

権を広げるというのはそれほど難しいことではなくなる。それに成功したからこそ、英国では民

主主義の制度が、元来それとは無縁のはずの立憲主義の伝統の展開として、これから築かれ

ていくわけで、進化的・連続的な民主主義の発展という観念は、そこから生まれてきて、それが

英国の政治的伝統の一つの特質になるわけである。そして、この長い過程はこれから約100年

たって、1928年の人民代表法がすべての成年の男女に選挙権を与えるまで続いたのである。

　　　　・　立憲主義の民主化というコースを取った英国の民主主義が持つ特色は、アメリカの民主主義

と比べると、はっきりする。

　第一に、英国は立憲政治、王室のもとにある伝統的な憲法体制の国であるから、英国の民主

主義は、議会という政治機構による権力への参加ではあるが、米国の場合のように、政治社会

そのものが民主主義の原理で構成されているわけではない。したがって、社会的な面に目を移

すと、米国ではしばしば民主主義を生活様式とみなすように、あるいはトックビルが看破したよ

うに、社会生活そのものに平等の体制がゆきわたっている。これに対し、英国では、今なお強い

身分制的な構造が残っている。

　英国の社会においては、平等という言葉は必ずしも好まれない。これに対して公平という言葉

は非常に重視される。公平とは、人間の間に不平等を認めながら、それぞれの条件に応じた扱

いをするという考え方である。そしてこういう身分制的な構造というものは、実はこの議会政

治の機能条件として役立っているのである。そもそも議会政治が機能するための重要な条件

は、国民が自分たちの代表を尊敬し、熱い信頼を置いているという、身分制的な心理にあった

のであって、この代議制においては、国民は確かに政治に参加しているけれども、それは直接

の参加ではなしに、議員への信頼によって間接化されている。しかも個々の議員は国民全体の

代表であって、それぞれの選挙区の利害の代理人ではないのである。

　第二に、英国の民主主義は内閣制度に見られるように、強力な集権的な機構を持っている。

つまり、衆議院において多数を占める政党の党首が自ら首相であるということで、その首相の

権力は、権力分立の制度の上に成り立ち、しばしば大統領と同じ政党議会において少数派にと

どまる、米国の場合とは全く違って、首相に強い権力を保障しているからである。

それから政党の強い統制力について述べると、二大政党が交互に権力を担当し、議会政治

の最も華やかであった時代、つまりヴィクトリア朝時代の後期には、政党の統制はそんなに強

いものではなかった。それが本当に強くなるのは、第二次選挙法改正の実現により、一挙に選

挙権が拡大して、そこで政党の組織化がはじまったことと、実は関連しているのである。米国で

も英国でも有権者になろうとして登録をすませた者だけが投票できるというのが、制度であり、

一挙に選挙権が拡大されても、みながみな登録するとは限らないのである。したがって、あまり

関心のない多くの資格者をなんとかして登録させるための世話活動をすることから政党の下部

組織はできていった。こうして政党の組織化が進むと、おのおのの選挙区において、選挙の実

際上の仕事はほとんど政党がやることになる。候補者はその政党の支持を受けることによって

当選できるのであって、党を離れて自前の後援会に頼って当選する見込みはない。こういう党

の組織力が実は個々の議員への強い統制を生み出すわけである。

　第三に、国民にとって民主主義の実質を保障しているのが、日常的な政治参加ではなくて、

むしろ日常性においては討論であるということである。その討論は、それこそちまたの酒場から

はじまるといわれるように、至る所で政治のあり方についての議論がなされる。もちろん政党の

下部組織においては、討論は最も重要な行事であるが、異なった意見の交換のなかから世論

を形成していく世論の政治が、実は議会政治の下部を支えているのが特色である。この意味で

いうと、討論の場合に尊敬されているオピニオンリーダーは、数の上では少数であっても、社会

的には大きな影響力を持っている。

　強力な二大政党制があり、しかも日常的な討論の風習があるということは政治責任をきわめ

てとらえやすいものにする。ある政策をとった場合に、どういうプラスがあり、どういうマイナスが

あるかがあらかじめ広汎に議論されている。それに対して政治は決断であるので、どちらかの

政策をとるわけだが、それだけにその結果がでてきたときには、きわめて明瞭にその決断の意

味、それをあえてしたことのことの責任が浮かび出る。それが次の選挙の機会に審判されると

いう、責任政治の構造をつくり、意見の政治という特色をあたえるわけである。

　以上見てきたように、英国の民主主義は米国の民主主義と非常に違った特色を持っている

が、しかも両者には共通点がないわけではない。英国という国は確かに身分制的な長い歴史と

伝統をしょっているが、その絶対主義が比較的に弱かったことから、フランスに見られるような、

強大な常備軍と官僚制の形成を免れて、議会が早くから優位に立っていたことによるのであ

る。

　ただしそれならば、この伝統をしょった議会制民主主義が今日でもそのまま機能しているかと

いう点になると、色々な問題が出てきているわけである。一つには、目上の者への尊敬や信頼

が政治のリアリズムを保障してきたような身分制的な伝統が逆に作用して、国内において大き

なエネルギーを引き出すのを、むしろ妨げている。つまり、民衆の向上心を失わせる作用をして

いる。これと関連して、労働者にとって政治はどこまでも別の身分の者の責任でしかないために

、巨大な圧力団体に成長した労働組合は、そのまま議会の多数に従わなくなり、いわゆる社会

契約というような新しい方式が必要になっている。最後にEUへの加入といった問題について、

それぞれの党内の意見がわかれたために、議会政治のルールでことを決めることができず、つ

いに人民投票というような方式に頼らなければならなくなったことは、議会制民主主義にとって、

疑いもなく大きな試練を意味するものである。

　　　３）　アメリカの民主主義：　新世界の実験

　　　　・　米国の政治文化をつくっていく上にいちばん大きな影響を残したのは、英国からの植民であ

った。しかもその最初の入植者は、イングランドの国教制度に反対して、自分たちの信教の自

由を求めた人びとであり、彼らが亡命先のオランダから帰り、改めて新大陸に向かう船の上で

結んだメイフラワー契約という文書は、協力によって一つの社会をつくり、そこでの自治のやり

方を決める取り決めでもあった。

　植民地は、平等な人間の相互組織であり、その目的は、神に仕える共同体をつくることであっ

ても結局個人の契約による、構成原理として民主主義の論理をとることになる。植民地のなか

には、もちろん本国政府によって土地を与えられた貴族的な植民地もあるけれども、国王や本

国との関係を別にして、それぞれの植民地がやがて自治組織をつくり、植民地の住民自身によ

って公職を担っていくという点には変わりはない。そういう秩序のいわばモデルをつくったのは、

北部の、ニューイングランドにおけるタウン・ミーティングであって、そこでは乏しい労働力のな

かで、共通の仕事というものはみんながそれぞれ分担してやっていくしかない。したがってたくさ

んの公職が選挙によって選ばれ、住民が共通の仕事に日常的に参加するというアメリカン・デ

モクラシーの草の根であり、同時にその原型になる方式がつくられわけである。

　やがて合衆国がつくられるようになるのは、言うまでもなく英国からの独立がきっかけである

が、独立戦争が、もともとは代表のないところに課税はないという立憲主義的な原理によって、

本国に抵抗したことからはじまりながら、それが単なる抵抗を超えて分離・独立にいくために

は、基本的に、近代民主主義の政治原理に支えられることが必要だったわけである。

　１３の植民地はまずそれぞれに自分たちの憲法を制定した。その憲法は、いずれも基本的人

権をまず保障し、その権利章典のあとに、それを維持するための政府機構を規定するという構

造を持つものであった。憲法の制定のために特別の組織をつくり、さらにその結果を人民投票

にかけたのはマサチューセッツだけであるが、しかしどの州においても、それがもともと寡頭制

的な植民地議会な植民地議会によって制定されたにもかかわらず、選挙権の拡張や、あるい

は議会の権限を強くして行政部を抑制していく、もとの総督、独立後の知事の権限を抑制して

いくという考え方において、民主主義をそれまでの立憲主義と結合させていったといえる。

　どうしてそういうことが起こったか。分離し、独立をかちとるためには植民地のすべての人間が

動員され、その協力を得ることが必要だった。決して特権的な人々だけの力で出来ることではな

く、独立への苦しい戦争を担ったのは、自営農民や貧しい都市の職人でもあったのだ。彼らは、

富裕な商人や大地主に対して平等化の運動を起こした。したがってこの独立は、また一つの社

会革命でもあったといわれている。そこにジェファソンに代表されるような民主主義の運動がは

じまったのである。

　これに対して、独立後につくられた13州をまとめる連邦憲法は、当時率直に語られたように、

デモクラシーの行き過ぎを抑えるという意図によってつくられた。そこでは重要な経済上の権限

を連邦政府に留保する。大統領や上院議員は間接選挙によって選出する。それからそれこそ

モンテスキューに最も忠実に、徹底的に権力を分立させるという制度がそれであり、その根底に

流れているのは、数において圧倒的に多い貧しい民衆に対する恐怖である。

　だからここでの権力分立は、むしろいかに権力を抑制し、多数決によって貧民の支配が実現

しないように、保障をつけるという考え方に貫かれている。

こうしてイングランド以来の立憲主義の遺産をうけてまさにこの遣制が、政治社会の結束をつ

くったのである。つまり本国において、国王が占めている地位を抽象的な憲法という文章が

占めて、国民の忠誠の対象になり、統合の機能を果たすようになった。それがこの憲法が200

年間、修正はされても、変わらなかった理由である。そしてジェファソンののち、1828年に、アン

ドリュー・ジャクソンが西部の自営農民と東部の勤労大衆の支持を受けて、大統領に就任する

とともに、この憲法のもとに大幅な民主化がはじまるわけである。

　フランスの思想家トックヴィルが米国に旅行したのは、1831年の4月から約9カ月であった。

それはいわばジャクソンが、まさに普通にジャクソン・デモクラシーと呼ばれる大統領の施政を

はじめた直後のことである。このとき、アメリカ合衆国の全人口の5分の4は農民であり、その

半数以上は自営農民であった。初期民主主義の社会が絵に描いたように実現していたそういう

社会に、身分制の遺産の強いフランスから来たトックヴィルが、まずなによりも打たれたのは、

さまざまな階層の間での強い平等、人間の諸条件の平等が存在するということであった。

　この新大陸におけるアメリカン・デモクラシーはいくつかの特質を持つようになった。第一に、

新大陸では、ヨーロッパのように強い身分制度の遺制と真正面からたたかう必要がなかった。し

たがって、ヨーロッパの民主主義が容易に動かすことのできないほど強い敵に立ち向かい、こ

の現実と立ち向かう、観念としてまず掲げられたのに対して、米国では民主主義は与えられた

事実であるという性格が強いのである。

二つ目に、アメリカの連邦の機構においては、権力は著しく分散的である。そもそも連邦制と

いうものが、高度の地方分権の上に成り立っているばかりでなしに、連邦政府そのものが厳

格な権力分立の原理によって、立法権と行政権と司法権とに区別されている。議員が同時に

内閣をつくる議員内閣制とは対照的な政治機構である。そういう機能的な分立に対しては、

それぞれの権力の間をつないでいるものは、政党であるといわれている。そしてまたいろいろ

な曲折はあったが、二大政党というものが存在してきたのも事実である。けれども、米国の政

党はきわめて統制の緩い政党であって、実質は、いわば地方政党の連合組織であり、選挙

のために臨時に集散する組織というのに近いわけである。したがって、ここでは議員内閣制、

のような権力の強い集中、そしてそれに伴う政治責任、それを直ちに追求する機構的保障と

いうものが成り立ちにくいといわざるを得ないのである。

　三番目に、米国民主主義の根底にあるもの、いわゆる“草の根民主主義”といわれるもの

は、タウン・ミーティングにみられたような直接民主主義の伝統である。それは小さい自治体

の共通の事務の処理であるから、そこでは代表を選び出す必要がなくて、すべての人間が参

加した。しかも古典古代のポリスと違って、実質的な公共領域がないために、そこには私的な

利害がそのまま流れ込んでいく。利害関心がまだ激しく分化することが予想されないままで、

ミーティングで共通の事務を処理していく場合に私的利害が簡単に公共の領域に流入してい

くという傾向を持っている。それは単に小さい自治体の民主主義の底辺を支えているだけで

なしに全国の規模においても、民主主義のいわば原型、モデルになっているわけであるか

ら、国政に参加する代表を選出する場合にも、たとえば英国において見られるような、国民代

表の観念よりも、私的な利害の代理を選びだすという観念が強いわけである。わかりにくい

物事を判断する場合に、一番普通のあり方は、自分自身の道徳的な基準に合わせて、いい

か、悪いかを決める方法であるから、民主主義の代償としては、政治が道徳の言葉で判断さ

れるモラリズムの傾向を免れない。しかもこのモラルの核心は、もともと米国の民主主義を担

ってきた独立自営の倫理であるので、その結果として、この民主主義においては、平等は機

会の均等、不平等になるための平等に収斂されるわけである。

　それにもかかわらず、、1929年10月24日、ニューヨーク株式市場にはじまった大恐慌は

、この神話を根底から揺るがすことによって、米国の民主主義の伝統に大きな転換を迫らざ

るを得なかった。実に、全労働人口の4分の１、1300万の人間が失業するという不況のなか

で、これに対応するものとして呼び出されたフランクリン・ルーズベルトのニュー・ディ―ル政

策は、もはや直接民主主義的なモラリズムに訴えるものではなくて、連邦政府が知能をしぼ

って、強力な政策を施す経済的実験によって、政治社会をもう一度組み直そうという試みとし

て現れた。それはいわば、伝統的な独立自営の理想に見切りをつけて、社会的な弱者を政

策的に救済することによって、資本主義の活力を復活しようという政策であった。

　これによって、モラリズムをばねとする下からの民主主義の運動は、ほぼ消えてしまった。

その代わりに、連邦政府に多様な要求を映し出す仲立ちとして、プレッシャー・グループ＝圧

力団体の組織化が進んで、そしてその活動が民主主義機構の不可欠の一環として、次第に

公認されるようになっていくわけである。

　一方、圧力団体が大きな活動の余地を持つようになったのは、連邦議会そのものがいわば

地域的な基礎の上に立っていて、選挙区の代理人から成り立っているような性格をもつこと

と、そういう地方政党の連合組織という、政党の実態によるものであったのである。しかもこ

の分権的な権力機構のなかで、大統領の権限が次第に強化されるようになると、大統領の

側近が大きな影響力を持つようになる。

　米国民主主義に大きな病理現象をもたらし、それを昂進させたものとしては、第二次世界

大戦以後、国際政治をずっと支配してきた冷戦を考えなければならないと思う。一つには、冷

戦は共産主義反対という意味でのイデオロギー戦争であったから、そこで、さなきだに、米国

の現実と同じものとされ、そういう意味では、超越的な原理としての性格が弱かった民主主義

が完全にこういう原理的な意味を失って、合衆国の現実、時としてはそこでの生活様式と同じ

ものにされてしまう。したがって、少しでもそれを批判するような態度はすべて不寛容な態度

の対象とされる。その極端な場合が、マッカーシズムに見られたような病理現象であるが、そ

ういう不寛容な雰囲気というものは、必要な国内改革を長い間抑えるという効果を持ったから

である。

　二番目に、冷戦は軍事力による共産主義との対抗であったあったから、政策を決定する場

合には、軍事的な観点に優先順位を与えざるを得ない。そしてその結果として、安全保障と

いう言葉のもとに政府の民主的統制というものはますます困難になっていった。それは軍人

大統領アイゼンハワー自身が非常に心配した点であって、この冷戦の大立者は、その告別

演説のなかで、軍人と企業との一体化に警告を発せざるを得なかったのである。

　最後に、合衆国は反共陣営というものをつくり上げ、その盟主として、その唯一の超大国と

して、世界の警察官としての役割を演じようとしたから、ほかの国の国内戦争にまで介入を試

みることになった。その最も身近な例がヴェトナム戦争である。

４）　フランス革命：

・　アメリカン・デモクラシーが身分制のない新世界への植民からはじまったのに対して、ヨーロ

ッパの民主主義は古い政治体制の重圧に対抗し、それを倒していくという苦しみの中から生

まれたのであるが、フランス革命がもたらした画期的な社会変動は、テルミドールの反動も、

王政復古もこれをとどめることもできず、やがてその影響はヨーロッパ全体に波及した。

フランスは絶対王政の本場であるので、すでに強大な常備軍、発達した官僚制度によって

中央集権を徹底していた。しかもカトリックを国教にすることによって、思想統制を強行してき

た。同じ国教制とはいいながら、非国教徒に寛容な態度をとった英国の立憲主義とは異なっ

て、国教を強制して異端を弾圧することは、カトリックひいては宗教一般に対する反感を育む

ものであった。

ただ政治思想として考えると、フランス革命の場合は、むしろ王政に反対する考え方は弱

く、立憲主義を望み、あるいは法治国家を求め、国王自身が啓蒙的政策をとることを期待し

て啓蒙専制に満足しようという傾向さえあった。はっきりと人民主権を貫いたルソーの意味、

とくにその共和国の主張の意味は、まさにここにあったのである。

　この共和国のモデルがギリシャのポリスにあったのだが、そこでルソーは、民衆の意志が

人民集会において“一般意志”として現れるならば少数者が服従するのは、自由の放棄でな

しに、「自由であるように強制される」ことだと言い切ったのである。ルソーがそれを民主主

義と呼んだわけではなく、それは、いわば構成原理としての民主主義を徹底し日常化したも

のと考えてよいだろう。

　　フランス革命の過程で、こういう民主主義の思想、ルソーの思想は、まず国民議会の成立に

働いている。1789年に、長い長い中断のあとで、身分制議会がフランスに召集されたときに、

平民議会は、自分たちだけがｔだ一つの国民代表の機関であるとして、貴族や聖職者の身分

の代表制を否定し、自分たちを国民議会と呼んだのである。そして、やがて一切の封建的な

特権の廃止を決議し、人権宣言――人および公民の権利の宣言を発表したのである。穏や

かな立憲君主制からはじまったこの革命は、周囲の外国の激しい干渉に対して、ついに戦争

でこれを排除しようという対応を通じて、急激に急進化していく。

　1792年の8月以降、第二の革命と言われるように、王政を廃して共和制をとるようになり、

そして、民衆を動員し得る力が、議会そのものを制圧するようになって、いわゆるジャコバン

の独裁が実現し、ロベスピエールのもとに民主主義的な憲法が採用された。干渉戦争の最

中に、この93年憲法は戦争が終わるまでは施行されないことになったが、実はフランス革命

の悲劇はそこからはじまるのであって、人権の保障を片一方でうたった憲法が、しかし、この

共和制を守っていくために、公安委員会の独裁となり、そして同じ急進派のなかで、仲間を

“人民の敵”の名のもとに処刑していくという恐怖政治を招いたのである。確かに、そこで掲げ

られた「平等と美徳の共和国」は、ルソー的な民主主義を革命のなかに実現しようという主張

であった。けれども、この内部対立はついにテルミドールの反動を招かざるを得なかった。政

治権力はやがて総裁政府を経て、ナポレオン一世の独裁になってしまったわけである。

　この帝政が実現したのは、実は人民投票という、この革命の生み出した民主主義風の手続

きを通じてである。そしてまた、彼の最大の仕事は、封建制と絶縁した、ブルジョア社会の社

会秩序つくる民法典の制定であり、それによるブルジョア的秩序の保障であり、そして絶対王

政から引き継いだ常備軍と官僚制とを徹底的に近代化することによって、絶対王政もやるこ

との出来なかった、中央集権体制の完成であった。この帝政が倒れたのは、ナポレオンの軍

事的な敗北のせいであるが、しかしそれによって戻ってきた王政、古い政治体制は、もはや

そこにすでにつくり上げられた近代フランスの体制をもとに戻すことは出来なかったわけであ

る。

　　フランス革命の成果は、こういうふうにむざんに摘み取られてしまって、政治的な民主主義と

いう点では何一つ残すことが出来なかったのである。問題はなによりも、民主主義というも

の、民衆の政治参加が、それだけで安定した政治制度をつくり、政治社会を運営していくこと

が出来なかったという点である。そこに残ったのは、強大な権力と組織を持った集権国家で

あった。それにもかかわらず、この革命が古い身分制的な秩序を徹底的に壊したことによっ

て、ただフランスだけでなく、ヨーロッパ全部にとどめようのない平等主義の新しい風潮が

流れ出してしまったわけである。

　この平等主義は、まず、単に法律上・政治上の平等だけでなしに、社会的・経済的な平等を

要求する運動になった。早くもロベスピエールが倒れた直後に、その志を引き継ぐと称したバ

ブーフによる総裁政府転覆の陰謀が現れ、権力を奪取することによって経済秩序を変革する

ことを狙って、徹底的な弾圧を受ける羽目になった。

　　こういう急進主義、とくにその平等の主張は、実はこの時代のヨーロッパにおけるもう一つの

大きな変革、つまり、産業革命への反応としても現れた。産業革命によって工場制生産がは

　　　　　じまると同時に、それまでの生活の手段を失い、あるいは慣れない生活を強いられるよになっ

　　　　　た職人や労働者がこれに抗議し、さらに工場制生産のもとに次々と生み出される工場労働者

　　　　　の中に、この急進的な平等主義を受け入れる人々が現れた。その場合に、フランス革命、1789

年、93年の記憶は、この民主主義の先例として思い出されることになった。そればかりではな

く、フランス革命の残したものとしての人民武装の伝統、コンミューンが自らの武装を持つという

伝統があればこそ、1830年の7月革命では、復古王政は倒された。そしてそれにもかかわらず

7月王政のもとで、民主主義という言葉は、小市民や労働者の運動を意味するものになり、初

期の社会主義と結びついて、やがて1848年の2月革命を推進するのである。

　2月革命が、全ヨーロッパにこういう意味での民主主義の昂揚をもたらした。3月にはドイツ、

ハンガリー、イタリアで自由主義の革命が起こって、メッテルニヒのウイーン体制は打ち倒され

た。けれども、この昂揚も、どこでもついに安定した民主主義の制度を実現することは出来なか

った。

　まず選挙を実施したフランスでは、5月、6月に労働者が弾圧されてしまった。革命運動は、ヨ

ーロッパのあらゆる国で無残に敗北した。それ以後、民主主義という言葉に寄せる民衆の期待

は急激に低くなったと言われている。そうして、この退潮の中で国際的な解放運動の再組織を

はかったのが、64年のロンドンでの第一インターナショナルであった。こういう民主主義、革命

運動としての民主主義の最期の輝きとは、普仏戦争の敗北の直後、71年のパリ・コンミューン

の樹立であった。それはつかの間の権力として、現実には崩壊をとげ、そして、マルクス主義の

政治組織論に決定的な影響を残したのである。

　　２．　「民主主義」の理論

　　　１）　理念（価値）：

　　　　・　初期民主主義における自由と平等：　古代の民主主義がすでにポリスという共同体を前提と

し、その意味では、政治社会それ自体は自明の所与として受け取ってよかったのに対して、近

代民主主義の決定的な特色は、まさにそれが、まずもって社会を構成する原理であったという

ところにあった。このことが、実は自由・平等という新しい価値原理に密接するわけである。

　なぜかというと、政治社会がそれぞれの個人によって構成されるものとすれば、それらの個人

は、政治社会を構成する前にはいかなる社会的拘束、社会的な差別も受けないはずであるか

ら、その意味で自由・平等だと考えられる。逆に、政治社会はこれらの個人の自由・平等、その

諸権利を保障するためにこそ構成された。まさに目的と手段として、それが古代の場合と転倒

するわけである。

　そこで、そこから出てくるのは、「一切の権力に先立つ個人の自由である」。およそ人間が、た

とえば貴族であるからとか、たとえば金持ちであるからとか、たとえばある宗教を信じているか

らとか、たとえば男性であるからとかいうのでなしに、単に人間であるというだけの資格で請求

できる権利を主張することは、近代民主主義になってはじめて現れた固有の特徴であって、そ

れまではなかったことである。

　そういう自由、そういう権利として、具体的になにが主張されるのか。この人権の内容を考える

と、そのなかには、中世以来の身分的な特権を受け継いだものが多いのであるが、しかし、そう

いう内容を身分にかかわるものとしてではなく、また、ある社会に属するものとしてでもなく、論

理的にはそういう政治社会に先立つ人間の生まれながらの権利、人間の自然の権利としたも

のは、実は17世紀におけるイングランドの革命であり、その基本的なモデルになったのは、国

教制度に反抗するピューリタンたちの信教の自由、内面の自由、良心の自由の主張であっ

た。

　このことによって自由は、たとえば古代における自由とは全く違って、権力からの自由、権力

の干渉を許さない聖域として、一つの積極的な価値となった。同時に、この自由がある身分に

属するものではなく、人間がただ人間であるというだけで、すべての人間に共通だという普遍性

の主張と結びついたことによって、この自由は、実は平等の理念と不可分になったのである。繰

り返して言えば、ここには国教制度に対する少数者の主張があった。少数者の主張であったが

ゆえに、彼らの自由の主張は、他の人間の自由の尊重と結びつかざるをえなかったのである。

　けれども、こうして生み出された自由の主張は、いつまでも単に国家からの自由という範囲に

とどまっていることは出来ず、それはまた国家への自由にならざるを得なかった。具体的には、

国政に参加する権利の主張になったわけで、この要求も実は深く平等の要求と結びついてい

た。このことは、初期民主主義において少数者としてのレヴェラーズが、自分たちの自由を守る

ためには、結局自分たちが権力に参加しなければならないとして、普通選挙権を先駆的に要求

したあの人民協約を紹介したときに、すでに述べた通りである。。

　その時にこの主張は財産を持った人々の不安をかきたてた。こういう下積みの民衆が平等を

主張するならば、それは単に政治的な平等、政治参加の平等におさまるものではない。それは

経済的平等の要求に発展する可能性がることがすでに気づかれていたからである。そうだから

こそ、あの人民協約を革命軍の中で議論したパトニ―における大討論において、将校連中は私

有財産もまた自然権であることを認めさせるのに全力を挙げたのである。

　まさにこういう意味で、ピューリタン革命の時期に自由と平等は、すでに典型的な結合を示し

ており、それはやがて、民主主義という言葉が公然と使われるようになったアメリカ革命、ある

いはフランス革命の時期の民主主義の運動に対しても、一つの原型を提供したのである。もち

ろん、フランス革命の場合には、ルソーの深い影響がある。したがって自由の意味は、権力の

制限よりも、直接人民の主権に集約された。ジャコバンの独裁は、この人民主権を使って経済

的な平等実現を目指したのである。

　　　　・　民主主義と自由：　民主主義と自由というその価値理念とは、必ずしもたった一つの結びつき

方をするわけではない。それがはっきりしたのはこの大革命のあと、ジャコバンの独裁に懲りた

あとしかも復古王政の反動的な風潮の中で自由主義の創始者となったパンジャマン・コンスタン

ンの場合である。彼は、ルソーをはっきりと批判し、ルソーのいうように、自由を政治的自由に集

約して人民主権に主張するのは、これは古代的な自由である。ポリスの世界における自由の概

念である。それに対して近代的な自由は、国家からの自由であり、権力の制限である。権力の

及ばない領域を確保することである、と主張したのである。こういう観点から見るならば、人民主

権がありさえすれば、権力に制限はいらない、自分も他人もともにしばるものとして法を考える

以上は、たとえある法に反対する人間があとでその法に縛られるようになっても、彼は自由であ

るように強制されるにすぎない、こういうルソーの主張は詭弁であり、文字どおり自由の破壊で

あると批判したのである。

　この19世紀をつうじて、自由主義と民主主義とは、決して円満な関係にあったわけではない。

それどころか、実は激しい対抗関係にあったのである。自由主義という言葉は、言葉として言え

ば、むしろ社会主義よりもあとで出来た言葉である。それはこの時代に何よりも制限選挙の上

に成り立つ立憲主義を指す言葉になるのであって、逆に民主主義はその制約を打ち破ろうとい

う運動であったからである。

　したがって、この対抗関係は自由の理念についていえば、しばしば共同体に参加するという積

極的な自由、政治的な自由、公的な自由と、それから、権力に侵されない領域を確保しようとい

う、消極的な自由、民事的な自由あるいは私的な自由との対立として表現されてくる。現代英国

の政治哲学者アイザィア・バーリンが「自由の二つの概念」というのが、まさにこれである。

　けれども、すでに初期民主主義について言ったように、この二つの自由は、もともと単に対抗

関係に立つものではない。確かに近代国家が憲法で保障するような自由権、普通に言うところ

の市民的自由、正確に言えば、民事上の自由というものは、権利請願や権利章典を振り返るま

でもなく、身分的な特権に由来するものが多いのであるが、それを身分に属するものでなしに、

抽象的な人間の権利として、個人のものだと主張させたのは、初期民主主義であった。人間が

単に人間であるというだけの資格において、自由権を主張できるということが、古代の民主主義

に対する近代民主主義の根本特徴である。

　そういう点から言うと、たとえば私有財産とか営業の自由とかいうものは、しばしば大きな争点

になって、ワイマール憲法に見られるようにそれが制限されることが、自由民主主義の世界でも

すでに普通のことになったにもかかわらず、そもそもこういう私的な意味での自由権の保障をま

ったく考えないところでは、もはや近代の民主主義を考えることは出来ないのである。

　このように、自由権保障の要求から民主主義の要求、政治参加の権利が個人の権利のなか

に繰り込まれ、政治的自由という名のもとに基本的人権の一部になったことは、実は普通考え

られる以上に重要な意味を持っている。参政権を行使して、個人が公共生活に参加すること

が、一人一人の人間人格の十全なる発達、自我の実現を果たしていくうえに、どうしても欠かせ

ない条件であると考えたのは、ジョン・スチュアート・ミルであり、ことにトマス・ヒル・グリーンであ

った。この場合は、公共生活への参加が実質的な意味を持つためには、参加に必要な知識と

情報を持つことが前提条件である。さらに、参加にふさわしい活動の場がなければ無意味であ

る。だから思想の自由・言論の自由・出版の自由・集会の自由・結社の自由というようなもの

は、単に権力からの自由、民事上の自由としての意味を持っているばかりでなしに、実は権力

への自由、政治的な自由の前提条件としての意味を持っていることを忘れてはならないのであ

る。そうであればこそ、たとえば、言論・出版の自由というものが、民主主義社会において特別

の保障を受けなければならない理由があり、しばしば報道機関の特権の主張にまで及ぶわけ

である。

　けれども個人の参加が、個人の発達のための不可欠の条件として意味づけられるにいったと

しても、公共への参加は公共なしには出来ないから、ここでは、古代のポリスを思い出させるよ

うな一つの共同体、人間と人間との間の強い連帯が実現されている社会を求めずにはすまなく

なる。グリーンにとって、国家がはじめて国家を超えた実体として描かれるようになったのは、ま

さにそのためであった。それによって、自由主義、個人本位の思想を修正したのである。

　たとえば、ジョン・ロックの場合には、私有財産は自然権であって、国権の最高機関である議

会を通じても犯すことのではないとされたのだが、私有財産に一定の制約を加えながらでも、人

間の間に連帯をつくり出さなければならないという主張が、実は現代の福祉国家に向かっていく

道を開くことになったわけである。

　そういう意味で、このような民主主義の主張は、片一方では自由主義と対抗するとともに、片

一方では、社会主義からも区別されるのであって、こいう狭い意味の民主主義として、集団主義

ないし集産社会主義、政治社会に大きな権限を認めることによって連帯をつくり出す思想を言う

場合が生まれたのである。

　　　　・　民主主義と平等：　自由と民主主義とがどう結びつくかについては、自由主義と民主主義の

対抗関係について触れたように、はなはだ微妙な関係があるのに対して、平等と民主主義の結

びつきはまったく直接的であった。この二つは、ある場合にはほとんど同じ意味に使われきたと

言ってもいいくらいで、古代以来、民主主義はいつの場合にも政治参加資格の拡大を要求する

運動であった。アテナイにおいても、ローマにおいてもそうである。なかんずく、その場合に要求

されたのは、生まれながらの身分による政治参加差別、貴族でなければ政治に参加できないと

いう制約に対して、平民にもその道を開けという差別撤廃の要求だった。

　近代民主主義は、もともと中世以来の身分制度と、その身分制度に伴った特権に対する闘争

であり、それによって勝ち取られた制度であるし、この平等主義の試練があったからこそ、さま

ざまの中世以来の身分的特権が、その内容は同じものでありながら、普遍的な人間の権利に

置き換えられて、ある身分だけの特権ではなしに、誰でも主張する権利になり、そこに近代的な

自由というものがはじめて生まれたのである。

　したがって、平等のうち、近代国家においてまず制度的に確立されたのは、法の前の平等、法

のもとにおける平等であった。その場合に、神の前の平等が、地上における不平等を無意味に

するだけであって、それが存在することは別に妨げないように、法の前の平等もすべての個人

が体力において、才能において、またそういう天賦のものでなくとも、後天的な財産や職業にお

いて、信条や性において差異があることを否定するわけではない。そういう点において、は、ま

ったく多様であるのはもちろんではあるけれども、それにもかかわらず、法的に差別されること

はないという意味の平等である。もともと法というものは一つの擬制であるが、それと同じ意味

で、ここでの平等もまた擬制である。つまり、それは実体であるのではなしに、平等に扱うという

約束事である。そうだからこそ、こういう平等は実質とはかかわりないという意味で形式的平等

という性質を持つわけである。

　こういう形式的な平等に対して、平等を単なる擬制にとどめないで、性とか体力とか、才能と

か先天的なものは仕方がないにしても、後天的なもの、なかんずく財産の不平等を打ち破るこ

とによって、実質的にも平等を実現しようという試みは、はじめから民主主義と結びついてい

た。それはイングランドの革命の場合にも、すでにレヴェラーズよりもっと急進的なディッカーズ

によってすでに唱えられていたし、フランス革命においては、なによりもロベスピエールの民主

主義を反動の時代にもう一度回復し、さらにそれを徹底しようとしたバブーフの運動のなかにあ

らわれたし、そしてこれを独裁権力によって実現させようというバブーフの期待は、やがて初期

マルクスの「ユダヤ人問題によせて」における、近代国家批判につながっていくわけである。

　こういう実質的平等の要求に比較すると、政治参加における平等を普通選挙権の実現に求め

るという19世紀の運動は、平等という擬制を政治参加にまで広げることによって、実質的な不

平等を打ち破るのに利用しようという試みであると解釈することができる。つまり、参政権の平

等ということは、そのままでは実質的な平等を意味するとは言えない。法の前の平等と同じよう

に、形式的な性質をもっているが、しかし、すべての人間に参政権が広げられるならば、そこで

多数を占める、恵まれない人間のために実質的な平等に近づけるような立法を、議会を通じて

行えるだろうという期待である。

　社会のあり方の問題として、重要なのは、民主主義制度の与える平等が、かりに全く形式的

であったとしても、その場合でさえそれが身分制に対抗し、生まれによる差別を否定するという

意味では、明らかに新しい人間の心理、社会心理を生み出していったという事実である。若いト

ックビルが、はじめて旅行したアメリカ合衆国に見出して、そしてやがてヨーロッパに実現するで

あろうと予想したのは、まさに身分制のないところにおける諸条件の平等化という事態であり、

その結果であった。その結果として何が起こったか。平等がとにかく実現すれば、そこにはすべ

ての人間の希望の平等が生まれ、その平等の要求から、それが今度は画一化と同質化、すべ

ての人間がお互いに似たものでないと満足しないという圧力に変わっていく。そうしてそこに生

まれるのは、特色を持った人間、ほかの人間と違った人間に対する、多数の人間の不寛容であ

る。その結果、しばしば現れるのは、人よりも傑出した者に対する反感であり、それを引き下げ

ようとする凡庸化の圧力である。平等社会には偉大なものは生まれにくいという難点であり、こ

のことは、トックビルならずとも非常に深刻な意味をもっているはずである。米国における平等

の観念は、実質的な平等の要求ではなくて、機会の平等であった。それはスタート・ラインにお

いてハンディキャップをつけないということであって、あとは、いわば勤勉と才能によって、どこま

でも不平等になっていける、いわば不平等になるための平等にすぎない。ここに、民主主義の

価値原理をめぐる困難が――つまり、平等が個性としての自由と両立するかどうかという、深刻

な問題が象徴されていると言ってよいのである。

　　　２）　民主主義の機構（制度）原理：

　　　　・　民主主義といえども、一つの支配、人による人の支配に違いないのだが、ただ理念からいう

と、それは自由・平等な複数の個人の自発的な秩序であるから、自分で自分を治める、自治と

いうことになる。民主主義では、治者と被治者、治める者と治められる者が同じであるというの

が、それである。

　もちろん、こういう理念がそのまま現実になるというわけにはいかない。ギリシャのポリスの場

合だと、治められる者と治める者の同一を保障する方法は抽選だった。そこでは職業的な役人

というものはなくて、自由民が交替で公務を執行したわけで、一番厳密な意味で民主主義の制

度化といえるかと思う。ただそういう場合でさえ、完全に自発的な秩序だと言い切るには問題が

あるし、ふつうには理念がそのまま現実となることがない以上、特定の現実の制度を、そのまま

理念の実現であるかのように言うと、そのときには、民主主義も、一つの現実を美しい言葉で粉

飾するイデオロギー、あるいは神話に仕立て上げることになりかねない。

　まして、ポリスの場合と違って、近代の民主主義がその舞台としている国民国家は、はるかに

大きな政治社会であるから、そのなかで、こういう簡単明瞭な自治の組織をつくることは大変難

しい。そういう意味で、近代国家において、現実の制度がそのまま治者と被治者の一致を保障

している、民主主義の理念を実現しているというわけにはとてもいかない。しかしその場合に

も、理念がそのまま実現しないからと言って、理念に意味がなくなるものではない。むしろ現実と

の間に激しい対立があり、緊張関係がある。そうだからこそ、理念は現実を評価する一つの尺

度として役立つわけであり、また現実を変えていく場合の目標として、これを変えようとする運動

を導いていく、理念にはそうした役割があるのである。

　逆に言うと、理念から見れば、実現されている制度というものはいかにも不完全であって、こ

れを理念の完全な実現というのは、神話を振り回すようなものであるけれども、それにもかかわ

らず、民主主義は制度化されて、現実に実現するということなしには意味がない。掲げている価

値原理――自由とか平等とかいう価値原理がそのまま実現されないにしても、それが曲がりな

りにも現実に人間のものになるのは、制度化された場合だけである。そこに、実は機構というも

のの意味が生まれてくるのである。

　ところで、こういう観点から見ると、今日民主主義の制度化として受け取られているさまざまの

機構は、元来民主主義の理念とは何の関係もない、さまざまな歴史的遺産、とくに立憲主義の

遺産に由来するという事情がある。したがって、今日民主主義の機構とされているものは、もと

もと自由とか平等とかという民主主義の価値原理を実現するために、そういう目的で構成され

たものではないのであって、せいぜいすでに出来上がっていたものが、そういう目的のためにも

使われるようになったというにすぎない。

　また、さまざまな制度化があったわけであるから、それぞれの政治社会における機構は違っ

ており、決して一様ではない。たとえば、モンテスキューが提唱した権力分立という原理は、合

衆国憲法が非常に忠実にそれを採用した。そして米国は、19世紀にはほとんど唯一の民主主

義国であったから、権力分立という機構原理が、民主主義とほとんど必然的な関連があるもの

のようにしばしば結びつけられるのである。けれどもこの権力分立は、もともと中世における混

合王政・混合政体の観念が、近代国家の条件に転用された。そうして成り立った原理であるか

ら、すくなくとも民主主義の掲げるような平等の原理とはまったく縁もゆかりもないわけであり、

また、この権力分立という制度がどこにでも受け入れられているわけでは、もちろんない。

　自由民主主義、あるいは立憲民主主義の典型とされる英国の場合を考えても、その機構は、

議員内閣制である。議員内閣制とは、議会の多数を占める会派がそのまま内閣で行政権をも

握るということであって、立法権と行政権とを緊密に結びつけるところに特色を持っている。内閣

はこの二つの権力の結び目であるとパジェットが言っているように、この議員内閣制は、権力

分立の機構原理とははっきり違っているのである。

　もともと立憲主義に由来する制度が、かなり普遍的に民主主義の機構として受け入れられる

ようになった背景には、実は、近代国家の規模の問題がある。古典古代のポリスと違って、近

代国家はかなり大きな規模の政治社会であるので、そこでは直接民主主義は不可能である。

　　　すべての人間が直接集まって、公のことを決めていくということはできない。共産主義国家がい

　　　かにコンミューンの遺産を言い、ソヴィエト制度をうたっても、主権国家という規模を考えるとき

は、やはり直接民主主義を実現するというわけにはいかないのである。

①　代表の原理：　機構原理に対して、近代国家の規模はどう作用しただろうか。それがいちば

んはっきりしているのは、おそらく代表の原理である。代表は今では民主主義の原理というこ

とになっているわけだが、ギリシャでは民主主義となんの関係もなかった。代表を選ぶのが

選挙という制度であるが、アリストテレスは、選挙は貴族政治の制度であると言っているくら

いである。

　代表は、実は議会政治の発達と緊密に関連し、いわば議会政治を意味づけるものとして形

成された機構原理である。英国の衆議院の場合を歴史的に考えてみても、普通選挙になっ

たのは非常に新しい。選挙権は、もともと極端に制限されていて、選挙権をもっていたのは少

数の限られた平民にすぎなかったのである。

　それならば、その議員は、選挙権を持っている当時の有権者だけの代表であるかといえ

ば、英国の衆議院は昔からそうは言わなかった。植民地の人間だって代表されている。選挙

権を持たない貧しい民衆もまた代表されていると言ったわけであり、それだからこそ、本国の

議会でつくった法律を北アメリカの植民地に押し付けたり、自分たちのつくった法律が、選挙

権をもたない本国の民衆をもしばるものだと威張っていられたのである。

　そこで使われたのが、議員はすべての平民をヴァーチャルに代表しているという理論であ

る。ヴァーチャルとは、現実に選挙に参加しなくてもという意味、いわば潜在的にという意味で

ある。

　議員になるのはエリートであって、人格的にもすぐれた人のように思われる、そういう社会

的背景からは、さらに次のような説もでてくる。代議士は自分の選挙区の利害を代表するよう

なさもしいものではなく、その任務は国事を論ずることであって、自由に、何が国家的利害で

あるか判断して、行動するものであると主張されたわけである。こうして見ると、代表は三重

の意味ではなはだ貴族主義的な原理だ、ということになる。このうち最後のものが、国民代表

の観念といわれる主張であって、ここでは代表は代理と区別される。選挙区の言い分をその

まま持ち込んで、選挙民が頼んだことをそのまま取り次ぐ人間、それが代理人である。これに

対して、選挙民を代表して国政に参加する代議士は、国民全体の利害の立場から判断する

のであって、選挙区の利害に拘束されない、というわけである。

　貴族主義的な代表原理は、当時の民主主義的な運動から大いに攻撃されたわけだが、そ

れにもかかわらず、この代表原理が意外にも民主主義の欠くことのできない機構原理とし

て、実は定着している。その点は、それこそ共産主義の国であっても、あるいは自由民主主

義の国であっても例外なしにである。

　その理由としては、近代国家の規模を考えると、代表を入れないで民主主義を機構化する

ことは難しいという事情がある。同時に、これに関連して、ある意味ではパークがすでに理論

化したように、近代国家では政治が、いやでも専門性をもたざるを得ない。つまり専門の実技

を習得した政治のプロが必要になっていて、その意味では素人の手に余る。素人判断で片づ

けることが、必ずいい結果を生むという保証はないのである。それは、リンカーン流に言え

ば、確かに人民の政治であるかもしれない。しかし、人民のための政治であることもまた必要

であって、そのためにはリアリズム、現実的な判断の能力が必要である。そしてすべての人

間がプロになれるわけではないとすれば、そのプロのなかの誰を信任するかを考えるしかな

い。それは、あまり民主主義的ではないかもしれないけれども、しかし機構としては便利なこ

ともあるというわけである。

　こうしてみると、代表原理は、それ自体が民主主義的なものであるというふうに考えること

はできない。それが民主主義の機構原理になっているのは、繰り返すと、一つは、政治社会

の規模の問題への一つの答えになっていること、それからもう一つは、政治のリアリズムを民

衆の選択と結びつける意味を持ちうるということ、こういう事情があってのことにすぎない。こ

のことは、やはり忘れてはいけないと思う。

　　　　②　多数決の原理：　この代表の原理と比べてみると、多数決の原理は、はるかに強く民主主義

と結びついている。しかしだからといって、多数決と民主主義とが、まったく文句なしに必然的

な結びつきを持っていると簡単に言うことはできない。

　その理由の一つには、多数決はもともと合議体の意志を決定する方法であるから、もちろ

ん貴族政治であっても多数決で意思決定をすることはあるわけである。その多数決の制度が

ヨーロッパで最初に確立したのは、実はローマ教皇の選挙、枢機卿たちによるそれであって、

これが民主主義と関係ないことは、誰にでもわかることである。

　もう一つは、すべての人間の自由・平等という価値原理と矛盾しないようにしようとすると、

多数決は満足な解決ではないことである。それは必要な原理であるかもしれないけれども、

十分な原理ではないので、本当にその要求を満足させるものは全員一致しかないということ

が当然あるわけである。したがって民主主義を強く主張する場合には、潜在的にではあって

も全員一致への期待があるのは当然である。

　単なる多数決が制度化されたのは、どうしても意志決定の必要な場合に、それに即応でき

るような便法として受け入れられるようになったからにすぎない。そしてその舞台は、代表原

理の場合と同様に身分制議会であったのである。衆議院がたとえばある税金に賛成をすれ

ば、それを選出した平民全部がその税金に賛成したとみなされる。それが代表原理だった。

ところでその衆議院も、全部の議員が賛成するんでなしに、そのなかの多数が賛成すれば、

衆議院全体が賛成したとみなす。多数決はそういう便法として成り立ったわけである。

　　　　　　　だからその多数の意志は、単にそれが少数にたいする多数の意志として通用するわけで

はない。そうだとすれば、賛成した者だけが税金を出すことになって、反対した選挙区からは

税金が取れないという理屈になる。そうではなしに、、議員の多数が賛成したら、衆議院全部

が賛成したことになる。したがってその代表が反対したところからだって税金はとれるんだと

いうのでなければ、実は多数決の意味をなさないのである。つまり、多数決というものは、一

つの擬制にすぎない。現実には多数であるにすぎないものを全体とみなすわけだから。

そういう擬制は、たしかに中世の議会で成長していった。もっとさかのぼれば、ローマ教会

で成長したわけで、民主的な機構の中で生まれたわけではない。ただ、それが近代民主主義

と結びついたのは、もとより単なる歴史の偶然ではない。実はこういう擬制が非常に大きな役

割を果たし、むしろそれによって成り立っているのが、近代社会というものだからである。

　多数決を強制するとしたら、少数者は我慢の限界だということになって、解決しようのない

事態を招く。政治社会は解体するほかなくなることもあるわけである。擬制を実体化して、多

数決は便宜のための擬制だということを忘れると、そういうことにもなりかねない。政治社会

解体の危険を避けようとすれば、多数決という擬制には一定の限界を認めるほかないわけで

ある。

　それでは、なにがその限界だろうか。原理的に言うと、多数決は、少数者の権利の尊重と

組み合わされてはじめて機能するというのがそれである。

　いままで見てきたところからわかる通り、統治機構における多数決の原理は、別に必然的

に民主主義と結びつくものではない。けれども、多数決原理が民主主義の機構原理として確

立しているという、今のような現実の背景には、立憲主義的な沿革ばかりでなく、実は民主主

義とは社会における多数の支配であるという、古代以来の観念がある。この関連では機構の

なかの多数が尊重されなければならないのは、それが社会の多数を代表しているからだ、と

いうことになる。

　こういう問題は、もちろん直接民主主義の場合には存在しえない。古代のポリスの場合で

あると、それこそ社会の多数は、そのまま機構の多数である。アリストテレスがすでに言った

とおり、デモクラティアとは貧民の支配である。どんな社会であっても、金持ちと貧乏人をくら

べると、数はまず貧乏人ほが多いに決まっているから、民主主義とは貧しいもの、下積みの

多数の支配ということになったわけである。

　それが近代民主主義になると、古代ギリシャならば奴隷のやっていたような仕事に携わる

人々まで、下積みの民衆全部を政治の当事者として引っ張り出したのだから、そこで社会の

多数を機構多数に反映することが当然問題になる。普通選挙権は、まさに議会という機構の

多数を社会の多数に一致させるという意味を持ったわけである。本来民主主義と関係なかっ

た議会という機構に、社会における多数を反映させる、そいういう圧力が、普通選挙を実現す

ることによって、議会を民主主義の道具にしていったのである。

　けれども、この社会の多数を持ち出せばすべてが解決されるわけではもちろんない。第一

に、議会なら議会という機構のなかの多数派と少数派が、一致して選挙民の当事者能力を

制限する場合がある。たとえば選挙制度にしても、小選挙区など、考えてみれば、それこそ多

数派が擬制にすぎないことの典型的な例である。小選挙区であれば、たとえ、一票差でも当

選者が代表権を独占して、落選者への投票は、まったくの死票となるわけである。それでも、

選挙の当選者は、すべての選挙民を代表するというのはまったくの擬制である。

　もう一つの問題は、機構との関連を離れて、社会の多数が少数者の権利を侵害する危険

である。先ほど、その少数者の言語の問題を取り上げたが、かりに形式的に公用語として少

数者の言語を認めたとしても、経済的に圧倒的に多数が強いという場合に、少数の人間が雇

用の機会を獲得するためには日常的にも多数者の使う言語を使わざるを得ないという状態

に追いやられてしまえば、それは制度上の保障だけで片づく問題ではなくなるわけである。

少数者の権利の侵害に対しては、基本的人権を議会の多数によっても奪うことのできない権

利にすることで、制度上の保障が試みられている。さらのこの権利の保障を独立した司法権

に任せることがこれを補強する。その限りにおいて、権力の分立は民主主義にとって積極的

な意味を持つわけである。けれども、言語の例のような、無形の制度外の圧力に対しては法

的なものだけでは足りない。社会的な解決を求めるほかないという場合もあるのである。

　そういう例は決して言語の問題ばかりではない。ある意味で言うと、同質性の非常に高い社

会、たとえば、言語的に少数のグループのない社会の方が、少数者にとってはもっと辛いと

いうことが当然あるのである。しばしば挙げられる例だが、ヴィクトリア女王時代の英国は、そ

れこそニーチェが「吐き気のするような偽善」と言ったように、非常にとり澄ましたお上品な社

会、中産階級の価値意識が強い拘束力をもった社会であった。したがって、この圧倒的な価

値意識からはずれる、そういう行動をとるのはたいへん辛い、むずかしいことであった。

３）　民主主義の方法原理

　　・　これまでは民主主義の機構原理について、その歴史的な事情と、そこにある問題を見てき

たわけであるが、もともと民主主義ためにつくられたわけではないそういう機構原理が、しか

も民主主義の価値原理を実現する手段として役立つためには、ただそういう機構がございま

すというだけでは、実は足りない。その機構をじゅうぶんに使っていくために、いわば方法原

理といわれるようなものが身についていなければ困るという問題が出てくる。

　　　　①　討論と説得：　そういう方法原理としてまず挙げられなければならないのは、討論と説得、

この手続きである。多数決にしても、それが単に多数の意志であるというだけでなしに、全部

の人間に受け入れられということを期待するならば、その決をとることを取る前に、じゅうぶん

な討論と説得の過程がなければならない。問題をじゅうぶんに議論して、それぞれの主張の

中で、お互いに根拠を挙げて、相手の同調を獲得しようという説得の行動をやっていくことで

ある。それで説得が成立すれば、場合によっては全員一致ができるかもしれない。もちろんそ

ううまくはいかないでやむを得ず多数による決定がなされる場合にも、前にその条件としてい

ったように、結果責任を明らかにしておくという最小限度の必要も、討論と説得の過程なしに

は充たされないからである。討論と説得の過程を全部抜いてしまえば、多数決というのは単

なる専制にすぎない。力の強い者が力の弱い者を、力でもって抑えつけたというだけのこと

になってしまう。

　討論と説得に大きな意味が与えられるようになった歴史的な舞台は、やはり議会政治の経

験である。パーラメントという名前が示すように、そこは武器で決着をつけるところではない。

言葉で議論をして、ほかの人間と話をつけるところであった。この自由な意見交換があっては

じめて多数の意志が、単なる多数の意志でなしに、全員の合意とみなされるようになるという

慣習が定着したのである。だから、武力闘争に代わる方法として意見の交換が確立する過程

で、その議会のなかではなにを言ってもそれについては刑事訴追を受けることはないという

免責、それから会期中は、議員は逮捕されない不逮捕特権がその保障となったのである。こ

うして、議会政治には元来、前提があったのであって、それは、正しい決定に到達するために

は、討論をすることに非常に積極的な価値があるという確信、自分たちの考え方がはじめか

ら正しいとは限らない。議論を戦わせていれば、もっといい考え方が見出されるものだという

信念、それから、いろいろ議論をしているうちにだんだん問題がわかってくると、人々の考え

も変化していくもので、説得によって意見分布は変わる可能性があるという信条がそれであ

る。

　ところが、そういう意味が急激に失われて、議会のやることは既成事実の確認だとまで悪口

を言われるようになった契機には、政党の組織化、組織政党の発達がある。政党が組織政

党になることは、一人一人の議員に対する党の統制力がそれだけ強くなること、党の組織に

頼らないで個人で当選する可能性が非常に小さくなることである。しかも組織政党はあらかじ

め綱領をもっているから、議員は個人的意見を拘束される。そうなると、議会の内部で討論

し、説得するという過程の意味は著しく薄くなっていくのである。

　それならば、討論と説得との意味はそこで失われたのだろうか。決してそうではない。政党

の統制力が強まって個々の党員をしばるようになった代わりに、二つのことが出てきた。第一

に、政党内部での討議と説得過程が大事にされるようになった、いわゆる党内民主主義の要

求である。

　議会のなかで討論と説得の過程を繰り返すことは、それを通じて、なにがいったい問題であ

り、なにがそこで争われているのかを、国民の前にはっきりさせておくという意味を持つ。それ

は結果責任を問うことに役立つから、そういう気風さえあれば、討論と説得との過程は、依然

として責任政治条件として作用している。そればかりでなく、社会のあらゆるレヴェルにおい

て、討論と説得の習慣が定着することによって、意見の政治を育て、長期的に見て、社会の

多数の意見を議会という機構のなかの多数に反映し、媒介する方法になるからである。

　　　　②　参加と抵抗

　　　　　・　討論と説得という方法原理は、たしかに、代表と多数決という機構原理を、自由・平等という

民主主義の価値原理の実現のために役立てていると考えることができるかもしれない。しか

し、問題がそれだけで片づくというものではない。

　一つには、こういう逆説がある。確かに普通選挙の実現によって、社会の底辺いる人々ま

で政治の当事者になり、政治の当事者として大衆が登場してきた。同時に、選挙によって政

治に参加する場合には、こうして有権者の数がふえるのに反比例して、個々の選挙権の比

重は小さくなる。自分の意見が社会を動かしていく可能性は小さくなる。いわゆる「一票の価

値」の問題で、有権者がふえればふえるほど、一票の価値は小さくなるために、選挙に参加

しても大した意味はなくなる。

　それならその政治が個人の運命を左右する力が小さくなったかというと、逆に政治の比重

はますます大きくなった。戦争は言うまでもないが、たとえばインフレ政策をとられるだけで一

生の設計がすっかり狂うという類のことは、今日では日常の経験である。代議制度では自分

の利害は守れない、あるいはそれで守ることのできない利害が出ているからだ。たとえば公

害の問題のように、綺麗な海岸を埋め立てて工場をつくるなど、ある地域の住民の生活に直

接かかわる場合、代議制の枠内では片づかない、そういう局面が出てくるのである。

　スイスのように、直接民主主義が本来の伝統であったところでは、すでに19世紀にいくつか

の州が代議政体を導入したときから、それの補完として人民発案や、人民投票や、あるいは

リコールという直接民主主義の方法を使って来た。20世紀の初頭になると、直接民主主義的

な考え方の強い米国の諸州で、同じような制度が選挙と並ぶ参加の方法として、機構上法律

で保障されるようになったのも、代議制への不満からである。

　同じ事情はまた、政党とならんで、その外に利益集団や圧力団体の活動を生み出した。こ

れらのグループは、政権をねらうものではなく、はっきりした利害関心をもち、それをものにす

るために、政治過程に働きかけるものである。現代ではなかなか大きな役割を果たすので、

すっかり目立つようになったが、それが働きかけるのは議会ばかりではない。政党にしても、

いろいろな政党に同時に働きかけて、その要求を実現しようとするだけでなく、行政の過程の

なかでも利害を主張して、有利な決定を得ようとするのである。

　たとえば都市計画の場合、都市計画法というものは議会でつくられるにしても、その実施に

あたっては、協議を要求する。具体的にどこをどうするかという決定は、地元の人々の参加な

しにやれることではない。そういう方式は第二次大戦後にはどこの国でも常識になってしまっ

たと言ってよいのである。こういう時代になると、民主主義も代議制に頼りきれないで、直接

身近な利害関心どうして実現していくかが、あらためて問われはじめたのである。

　一つには地域の問題がある。最近のように社会運営がむずかしくなると、いたるところで一

層の分権の要求がふき出すのは、やはり参加が求められているからというほかない。地域

的・種族的・言語的な自治要求が改めて地域国家を作り上げた絶対王政の強引さを示す一

方、コンミューン潰滅以来の官治行政をやめて、パリ市長が100年ぶりに公選されるのもこう

いう文脈のことと言えるだろう。

　ただこういう参加の要求、代議制度で満足されない利害関心は自治体の創設や強化で必

ずしもすべてが片づくわけではない。自治体のレヴェルだと、社会各層における討論と説得

が代議原理と連動して、責任政治を確保しながら運営していくという、国政モデルがまだ使え

るのであるけれども、さらに利害が個別化されている場合にはもっと直接に民衆の意志を反

映しようという要求が出てくる。参加が方法として浮かび上がるのは、本来こういう局面であ

る。ただ、先ほども政党と利益団体とをくらべたように、権力をとるのを本来の任務とする政

党が、一貫した政策体系の提示を求められるのに対して、代議政体と離れて、直接に要求を

ぶつける場合には、特殊な要求の充足を求めるのに終始することになるのが普通である。

　ここで改めて問われるのは、民主主義の機構原理が、はたして本当に民主主義の価値原

理に仕え得るかどうかであり、もしそこに支障があるなら、組み直しを考えなければいけない

ということになる。抵抗をどこまでも機構のなかの問題として組み込むことが、そこで宿題にな

るのである。そう考えるのが、民主主義の論理的な要請であって、短絡してこれを切り落とし

てしまうわけにはいかないのである。民主主義の本来の要求は、そもそもすべての成員によ

る自発的な秩序であり、治者と被治者の同一であった。そういう要求は、すでに述べたよう

に、非常に難しい、非常に危ない、いつでもイデオロギーになり得るものである。現実の経験

世界では、そういう要求が既成の機構のなかで全部実現されてしまうと言い切ってしまえば、

一つの形骸化した秩序になってしまう。反対に、そこではあらゆることが許されるべきであっ

て、各人の行動をそのまま手放しで認めないのはけしからんということになれば、抵抗は騒

乱になってしまって、そのなかでは、人間の安全な日常生活が成り立たない。民主主義の要

求はいつでもこの両極分解の危険をはらんでいる。それが具体的な問題なのである。したが

ってこの危険を免れようとするならば、一方では、運動がそれ自体一つの秩序を生んでいく、

そういう努力を期待するほかない。しかし、同時にその努力と見合って、抵抗をどう機構のな

かに取り込み、機構を問題の解決に役立つものにしていくかという、そういう努力がなされね

ばならないのである。なぜかと言うと、すべての成員を政治の当事者として、その立場を尊重

しながら自分たちの社会を運営していく、このような民主主義の原則を守るには、これらの努

力は避けがたい要求にならざるをえないからである。民主主義の生命は、たしかに圧政に対

する抵抗であるけれども、同時に自分で自分の秩序をつくっていくという、生き生きした体験

が与えられなければ、育っていくものではない。現実の経験を通じて、秩序ｊ形成の実技を覚

えることは、理屈で片づく課題ではない。近代民主主義においては、そもそも構成原理として

の民主主義が、民主主義の制度化に先行したのであるが、それはまた論理的にも先行して

いなければならないのである。トックヴィルが、民主主義の世界において、なお自由を育てて

いくために必要なものとして挙げたのは、宗教であり、教育であり、そして自発的結社であっ

た。そのどれ一つを見ても、それは政治機構内部のことではない。およそ政治機構の外に、

民主主義を担う人間の培養基がある。これが、この難しい課題を解いていく秘密である。

　Ⅲ　「民主主義」の実践にあたって

　　１．　現代のデモクラシー

　　　１）　「マス・デモクラシー」

　　　　・　現代社会の変化によって、デモクラシーにいかなる変化が生じたか。一言でいえば、マス・デ

モクラシーの完成である。マス・デモクラシーは文字通り大衆を基盤として成立するデモクラシ

ーであるが、それは、いかなる特質を持っているであろうか。

　まず、第一に、他人の態度や行動に同調しやすく、その結果、画一化された行動様式を示す

ことが多い。それは、政治的指導者の側からみれば、大衆が操作の対象になりうることを意味

している。しかも20世紀においては、テクノロジーの飛躍的発展が、通信、交通の手段にもおよ

び、大量伝達を可能にするマス・メディアも驚異的発展をとげた。政治的指導者は、大衆操作の

手段としていまや高度に発展したマス・メディアを駆使することができる。もともとあらゆる政治

指導は、指導者の発するメッセージが被指導者によってある期待された行動として再生される

、という形で進行する。したがって、大衆社会での政治指導は、大衆への通信回路を持たざるを

えないであろう。マス・メディアはこうした通信回路として重要な機能を果たすのであり、その意

味ではマス・メディアによって初めて大衆的政治指導が可能になったといえる。大衆が操作の

対象であることは、いいかえれば、大衆が特定の政治的志向性をもたないことを意味している。

　19世紀までの政治理論は、ある一つの共通な前提を持っていた。それは、社会的・政治的問

題はすべて理性の適用によって解決できるとする前提であった。これに反して、20世紀に新た

に姿を現した政治理論は、理性の適用される問題自体を抹殺しようとするものであった。すなわ

ちそこでは、その解決をめぐって人々を悩ますような問題は、人々の頭脳のなかに起こる妄想

にすぎないから、人々の頭脳から妄想をとり除いてしまえば、問題自体が消滅するであろう、と

されるのである。こういった考え方を極限まで推し進めたのは、ファシズムとスターリニズムであ

ったが、しかし大衆社会においては、たとえデモクラシーが原則とされていても、これに似た傾

向が見られることは否定できない。なぜならば、20世紀型の新政治理論がよりどころにしている

のは、イデオロギーを武器とする大衆操作だからである。理性の信仰の喪失を背景にして、大

衆を操作しながら、イデオロギー的に教化していくことがその核心にあるといってよいであろう。

　こうしてデモクラシーは、イデオロギーとしては、リベラル・デモクラシーや社会民主主義の外

被をまとっているとしても、少なくとも統治の形態としては、マス・デモクラシーへ転換していった

といってってよいだろう。その転換点は、アメリカのように自由放任主義に対する信仰が強力で

あったところを別にすれば、普通選挙制施行の時点に求められるであり、それ以後徐々に進行

していた変化が20世紀に入るとともに急激に加速化されたとみることができるのである。

　では、こうした変化によってデモクラシーは根底的に変わったのであろうか。結論的にいえば、

近代デモクラシーは最初からマス・デモクラシーとしての性向を持っていた。その意味では、デ

モクラシーはその発端から今日にいたるまで、本質的にはその性格を変えていないともいえる。

それにもかかわらず、変化が問題にされるのは、自由主義、あるいは自由主義との結合によ

って成立したリベラル・デモクラシーは、啓蒙主義を背景として、合理的な社会秩序を成立させ

ることが期待されていたからである。その意味では、現代社会への転換によって大きな衝撃を

受けたのは、デモクラシーであるよりも、むしろ自由主義であったといえるであろう。

　したがって、現代社会におけるデモクラシーを検討するためには、デモクラシーと自由主義の

関係、さらにはそれぞれの展開の経路を明らかにしておくことが必要である。以下、この問題を

やや歴史的に考察することにしたいが、重要な点をあらかじめ示すとすれば、次のごとくになる

であろう。

　　　　①　デモクラシーの起源は、ギリシャのデモクラティアの求められるのが普通であるが、デモクラ

シーとデモクラティアとは異質なものであり、近代デモクラシーの起源は、市民革命急進派の

思想に求められる。

　　　　②　自由主義は、近代デモクラシーよりも古い起源をもつ原理であり、デモクラシーと独立に発

展してきたものであること。

　　　　③　19世紀前半においては、デモクラシーと自由主義とはむしろ対立する関係にあったが、トッ

クヴィルのアメリカでの発見が、両者を積極的に結びつける契機になったこと。

　　　　④　デモクラシーは自由主義と結びついてリベラル・デモクラシーとなったのであり、その成立の

時点は1848年前後に求められる。

　　　　⑤　デモクラシーは、その機構的定着のためには、自由主義のもとで発展した政治制度と結び

つく必要があったこと。

　　　２）　「デモクラシー」の発展

　　　　・　市民革命の急進化の過程で起こったデモクラシーは、古代ギリシャのデモクラシーとはいか

なる点で異なっていたのか。なによりもまず、近代デモクラシーが政治社会の構成原理として現

れたという点であろう。古代ギリシャのポリスは、すでにみてきたように、人為をまじえず形成さ

れた共同社会であり、その一体性は共通の信仰や慣習によって自然的に保障されていた。共

同社会の形成そのものはデモクラティアの課題ではなく、むしろデモクラティアは既存の共同社

会を前提として、あるいはその枠の中で機能したのである。その意味では、それは君主制や貴

族制に並ぶ支配形態のひとつであったにすぎない。

　　　　　　しかし近代社会は、こうした共同社会の解体を通じて成立したまったく新しい社会であった。

共同社会の解体と個人の共同社会からの解放とによって、社会の秩序と安定とが人為的に作

り出されねばならなくなったとき、近代的な意味での政府が要請されたのである。いいかえれ

ば、デモクラシーによって、一定の秩序と安定とを備えた社会を構成することが必要になったの

である

　では、デモクラシーその課題はいかなる方法によって解こうとしたのか。すでにあきらかなよう

に、できるだけ多数の人々を政治に参加させること、これがその眼目であった。政治社会の構

成原理としてのデモクラシーは、単に既存の政治過程に圧力を及ぼして、なにがしかの利益の

配分にあずかるものではない。それは、社会の秩序は結局個々人が秩序の主体的な担い手に

なることによって初めて成立する、という確信の表明にほかならないのである。

　デモクラシーの本質の簡潔な表現としてしばしば用いられるリンカーンの有名な言葉がある。

「人民の、人民による、人民のための政治」という一句である。たしかに、「人民の、人民による、

人民のための政治」が実現されたならば、デモクラシーが実現されたといってよいだろう。ただ

同時に、人民、単なる群衆でも大衆でもない人民は、それ自体デモクラシーによって初めて存

在しうるのである。あるまとまりを持った人民、あるいは国民は、現代社会においてはギリシャ

のポリスのようにデモクラシーに先立って、おのずから成立しているわけではない。それを作り

出すことこそ、デモクラシーに課せられた課題にほかならないのである。

　　　３）　「デモクラシー」と自由主義

　　　　・　市民革命のなかでイデオロギーとして確立された初期デモクラシーは、革命の挫折とともに、

新たに興起しつつあった労働者階級に受け継がれた。デモクラシーはヨーロパの初期社会主

義と結びつくことになったのである。その結果、自由主義とデモクラシーはむしろ対立する関係

に置かれた。自由を確保するためには、恐怖政治におちいりやすいデモクラシーは拒否されな

ければならないと考えられたからである。

　自由主義は、西ヨーロッパの先進資本主義国では、デモクラシーの概念が形成される以前に

すでに確固たる政治原理になっていた。代議制や政党制など、今日ではデモクラシーの政治制

度の一部をなすと考えられているものも、もとはといえば、自由主義的な政治制度として発達し

たものである。自由主義の起源はおそらく遠くギリシャ古代までさかのぼることができるであろ

う。ポリスの市民が、たとえ古代共同社会の枠のなかであれ、個々の市民の自由を尊重したこ

とは、よく知られている。さらに中世の自由都市もまた、都市の自治権を封建領主の手から奪取

することによって成立したものであり、自由の概念を発展させるうえで大きな役割を果たしたこと

は疑いない。

　しかし、近代的な自由主義の成立に直接に貢献したのは、絶対王政のもとで伝統的な特権の

擁護に努めた貴族たちであろう。絶対王政は、それまで僧侶、貴族、ギルドなど中間的諸階層

が保持していた権力を剥奪し、すべての人々を一人の君主に支配される臣下として平等化しよ

うと試みた。これに対して貴族たちは、中世以降保持してきた権利を擁護するために、絶対君

主の権力に制限を加えようとした。有名なイギリスのマグナ・カルタは、貴族による特権保持の

努力がもたらした成果のひとつであった。いずれにしても、ここでは特権と自由は同義語であっ

たといってよい。

　こうした貴族的特権と並んで、自由主義の成立に決定的な役割を果たしたのは、いうまでもな

く、初期ブルジョワジーであった。初期ブルジョワジー、とくに産業資本家は、権力の後見的保

護を排して自由競争をつらぬくことを主張したが、それは権力の介入が、かれらの自由な利潤

追求と衝突するからであった。産業資本家にとっては、自由放任主義こそ、かれらの利益と合

致するものだったのである。かくて近代的自由主義は、貴族の特権擁護の遺産をその制度的

武器（たとえば立憲主義）として継承しつつ、初期ブルジョワジーに担われて成立したといえよ

う。

　政治的自由主義もまた経済的自由主義のアナロジーにおいて成立する。すなわちそれは、自

由競争、あるいは自由な選択を政治上にもつらぬこうとするものであった。選択の範囲は、19

世紀中葉までは少数有産者層（主として土地貴族とブルジョワジー）に限定されていたから、自

由主義も貴族的な性格を帯びていたといってよい。それゆえ、デモクラシーと自由主義とがむし

ろ対立しあう関係にあったのは、歴史的にも当然の帰結だったのである。

　　　　・　トックヴィルの発見：　こうした関係を逆転して、デモクラシーの社会でも自由が保持されうるこ

とを主張し、さらにデモクラシーと社会主義こそ相互にあいいれないものであることを強調した

のは、フランスの歴史家・政治家トックヴィル（１８０５－５９）であった。かれはジャクソニアン・デ

モクラシーが勃興した1830年代のアメリカを観察して、「諸階層の平等化」と自由とは両立する

ことを発見したのである。

　トックヴィルにとって「諸階層の平等化」は、そのままデモクラシーを意味していた。さらにかれ

は、「諸階層の平等化」は単にアメリカのみにみられるのではなく、ヨーロッパ諸国においても普

遍的にみられる傾向であり、それはいわばあらゆる近代社会の不可避的な傾向であると考えて

いた。ただそれにもかかわらず、平等がもたらすものには、平等な自由もありうるし、平等な隷

属もありうる。アメリカにおいて平等な自由を実現したのは、広範な政治参加の自由、いいかえ

れば、民主主義的な政治制度が確立されていたからである。ヨーロッパにおいて、民主義的な

政治制度を欠いたまま、平等化のみが進む場合には、平等な隷属に陥る危険も少なくない。そ

れゆえ、自由を保持するためには、むしろ民主主義的な政治制度を発展させる必要があるとし

たのである。

　このトックヴィルの所説で注目されることの一つは、デモクラシーが政治的な事実ないし傾向

を記述する概念になったことであろう。それまでは、デモクラシーは主として小規模社会おける

直接デモクラシーの意味で用いられ、現代の大規模な社会が小規模な社会に復帰しえないか

ぎりにおいて、それは一種のユートピア的性格を持っていたといってよい。しかし、トックヴィル

においては、デモクラシーはなによりもまず「諸階層の平等化」であり、これは現実に進行してい

る事実そのものである。その意味では、トックヴィルはデモクラシーと同時に「民主化」（デモクラ

タイゼーション）の発見者でもあったのである。

　　　　・　リベラル・デモクラシーの成立：　トックヴィルの主張は、19世紀後半において、現実にも自由

主義と民主主義が結びつく形をとったことにより、歴史の進展により支持されたといってよい。リ

ベラル・デモクラシーは、具体的には自由主義的統治機構と普通選挙を結びつける形で実現さ

れた。デモクラシーと自由主義的統治機構との結合は、デモクラシーにとっても、その機構的定

着のためにはとらざるをえない過程であったと考えられる。

　デモクラシーはもともと少数集団における統合の原理であった。ギリシャの場合はいうまでも

なく、近代における清教徒の会衆主義をとってみても、それはあきらかに小集団における統合

の原理であった。そして、その具体的な形態は、原則的には全員参加による直接デモクラシー

であった。それが全国民的規模に拡大されるためには、代議制と結びついて、代表制デモクラ

シー（間接デモクラシー）となる必要があったから、デモクラシーは機構的には自由主義と結び

つく必然性を持っていたといえよう。

　さらに、自由主義は、自由を権力から守るための、権力制限の原理としての立憲主義を含ん

でいたので、デモクラシーは当然に立憲主義とも結合することになった。その結果、かっての貴

族主義的特権とされていた諸権利は、普遍化されて基本的人権になり、、立憲主義もまたデモ

クラシーのもとで普遍的な原理として完成されることになったのである。こうした転換を現実に促

進したものは、工業化の進展とそれに伴う組織化の進行であった。

　まず工業化の進展とともに、労働者は強力な社会集団になり、その要求を無視して社会の統

合をはかることは困難になったのである。その結果、一方において労働者への譲歩として普通

選挙制が実現され、社会政策が具体化されるにいたった。しかし、他方において労働者もその

増大しつつあった勢力を経済的利益の獲得に向け始め、社会主義という政治的目標の実現か

らは後退しはじめたのである。

　こうして社会における多数者の支配は、議会における多数者の支配に意味を変えることにな

り、労働者も労働者政党も既存の自由主義的統治機構のなかに組みこまれることになって、リ

ベラル・デモクラシーは定着することになったといってよい。アメリカの28代大統領のウィルソン

は第一次世界大戦をデモクラシーのための戦争と規定したが、アメリカを含む協商国の勝利は

、こうしたリベラル・デモクラシーの正統性を確認させることになったのである。

　　２　「ポリアーキー」ロバートＡ・ダール、岩波文庫、2014年

　　　・　ダールは、ある体制が民主的か非民主的かを判断する五つの基準を挙げている。

　　　　①　政治的平等

　　　　②　有効な参加

　　　　③　啓蒙的理解＝何が社会にとって重要であり個人にとって利益になるかを判断させるのに

足る知識や情報の普及

　　　　④　政策決定すべき事項についての市民の決定権

　　　　⑤　成人人口のなかでの政治参加できる割合

　　　　・　ダールは、民主主義の理念（自由・平等）が実現するためには、「公的異議申し立て」と

「参加」が保障されていることが決定的に重要と判断する。

　そして、民主主義の対極にある、「公的異議申し立てを認めない」し「参加も許容しない」体制

を「閉鎖的抑圧体制」と呼び、「公的異議申し立てを認め」かつ「参加を広く許容する」体制を「ポ

リアーキー」と呼んでいる。

　　　　・　ダールは、「民主主義の一つの重要な特性は、市民の要求に対し、政府が政治的に公平に、

つねに責任をもって答えることだと私は考える」という。

　加えて、「政府が、長い期間、政治的に平等とみなされている市民の要求に対し、責任をもっ

て答えつづけるためには、全市民に、以下のことをする完全な機会が与えられていなければな

らない。すなわち、

①　要求を形成する機会。

②　個人あるいは集団的行動を通じて、同輩市民や政府に対し、その要求を実現する機会。

③　政府の対応において、これらの要求を平等に取り扱わせる機会。すなわちその要求内容や

要求する人間を理由に差別的に取り扱わせないこと。

　次に、これらの三つの機会が、現在の国民国家を構成している多数の民衆の間に存在するた

めには、、社会の諸制度が、少なくとも八つの条件を満たしていなければならないと私は考え

る。」と。

　ダールが挙げる、多数の民衆の間に民主主義が生まれる必要条件としての8条件は

①　組織を形成し、参加する自由

②　表現の自由

③　投票の権利

④　公職への被選出権

⑤　政治指導者が、民衆の支持を求めて競争する権利

⑥　多様な情報源

⑦　自由かつ公正な選挙

⑧　政府の政策を、投票あるいはその他の要求の表現にもとづかせる諸制度

　　　・　　ダールが、あえて「民主主義」でなく「ポリアーキー」という言葉を使うのは、民主主義の価値

　　　　　理念である「自由・平等」をいくら声高に叫んでも、その実現を可能にする機構（仕組み・制度）

を整えないと、それは、「絵にかいた餅になってしまう」という危機感を強く持っていたからであろ

う。

　　３　民主主義批判：　「文明の敵・民主主義　危機の政治哲学」西部邁、時事通信社、2011年

　　　・　現在の民主主義の混迷状態を解き明かすには、本質を突いた民主主義批判に目を向けるの

も有効かもしれない。そうした観点から、西部の主張に、しばし耳を傾けてみよう。

　　　・　政治学は民主主義批判から始まった：――プラトンの哲人政治

　　　　「民衆政治と民主主義の区別は後回しにして、両者をデモクラシーつまり「民衆による統治」とい

うことで括って話を進めます。いかなる統治の力量も民衆の反発を警戒する、という弱い意味で

のデモクラシーならば、おそらく、人類と共に古いものなのでしょう。しかし、「民衆による統治」と

いう強い意味でのデモクラシーを人間の集団の自覚的な共通意識としたのは、古代ギリシャ（と

りわけ古代アテネ）においてだったといわれております。

　　　　　本当にそうかどうかは確言できませんが、プラトンという哲学者が、言い換えると「知識を愛す

る者」が、デモクラシーについて「国家」や「政治家」といった書物を書き残したせいで、民衆政治

の発祥の地は紀元前5世紀あたりにおける古代ギリシャのポリス（都市国家）において、とりわ

けアテネにおてであった、とされております。それは同時に政治学の発生でもありました。

　ところが、そのプラトンによる原初の政治学は、何あろう、民衆政治を批判するどころか、断罪

する類のものなのです。それについて、「知っていながら知らない振り」をして、民衆政治を肯定

し礼賛しているのが現状の政治学の趨勢であり、それだけでも現代政治学はスキャンダルの一

種だといいたくなります。

　それがなぜ醜聞かというと、みずからの出生のいわれについて言及しないのは「民衆の意見」

たる世論に迎合してのこととしか思われないからです。そんな所業は先人の知恵への「まねび」

を必須条件とする「まなび」の本道から離れること甚だしいと言わざるをえません。意見とはそ

の言葉のもともとの使われ方においては、「根拠の定かならぬ思い込み」のことである。そんな

ものの膨大な量の寄せ集めにすぎぬ世論に就き従うのは「愛知」の名に値しません。

　「ソロンの改革」から「ペロポネソス戦争」へと至るほぼ百年間のアテネ民衆政治の体験に立っ

てプラトンは語りました。統治はまず名声政治として始まり、それが寡頭政治に転化し、次にそ

れへの反動としてデモクラシーが生じ、それが「民衆の愚かさ」に助けられて専制政治をもたら

す、という経緯があったし、理屈においてもそうなるというのです。

　　　　　プラトンの称揚した哲人支配者を現代政治に登場させよ、などと言いたいのではありません。

名望家たちが「金銭と情報と組織」を競い合うところから少数の「派閥の領袖」が政治権力を差

配することになります。そうした派閥への権力集中への反発として多数の民衆への権力分散が

起こります。そのように生まれる民衆支配が、民衆における統治能力の決定的な不足のせい

で、ポピュラリストが独裁者も同然の立場に押し上がっていきます。

　それは、論理的発生の順番であるのみならず、私たちがこの平成の世にまざまざとみせつけ

られてきた歴史的発生の道筋ではありませんか。

　　　　　いや、現代では民主主義に逆らうこと能わずです。タイラントといいディクテーターといい、その

寿命はまことに短いものがあります。世論とは「独裁者を次々と殺し、新しい独裁者を次々と産

む」機構のことだ、といってさしつかえありません。ということは、世論こそが、匿名の権力として

の独裁者だということです。

　しかし、人気を追うしか能力のない世論は、かならずや、無統治および無規範を招来します。

政治への無関心な民衆が、統治体を休みなく破壊するという道程に終止符を打とうとすると、民

衆への抑圧を平然となす本格的な独裁者を民衆自らが招き寄せるしかありません。現代の民

衆政治は、おのれのうちに水位を増してくるその自己否定の可能性に、怖れ戦いているいるの

です。」

　　　　・　ホッブスにおける「絶対者への全権委譲」

　　　　　　「プラトンにあってもマキアヴェリにあっても、自分の眼前に都市国家が厳然と存在していまし

た。だから、「国家はいかなる政体と政策で運営されるべきか」というのが彼らの論題であり

ました。

それに対し、17世紀、イギリス人のトーマス・ホッブスが直面していたのは、国民国家という大

規模であるのみならず新しい形態の国家がいかにして成立するか、という問題だったのです。

　ホッブスの「リヴァイアサン」は、巨大海獣の如き独裁君主制の国家が出来上がってくる論理

的必然を、怜悧きわまる筆致で描き出したものです。「万人が万人にたいして狼」であって、「万

人の万人にたいする闘い」としての「生存のための闘い」が行われている、それが「自然状態」

です。そこで、人々は「孤独でみすぼらしく、残忍で野蛮な」生活を強いられております。

　　　　　その状態から逃れるために、人々は、みずからの「安全と生存」のために、「絶対者への全権

委譲を「全員一致」の「社会契約」として行うのです。そうなるのが合理的だとホッブスは考えま

した。ここで合理というのは自然科学における演繹と同じことで、自然状態という「前提」から「論

理」によって、絶対者ジェームズ2世の独裁という実証可能な「命題」を導くことをさします。

　社会契約は人々の自発的意志によって締結されるということに注目すると、ホッブスの「リヴァ

イアサン」は民主主義の原理を明るみに出した、ということができます。というより、「絶対君主

制という民衆政治の否定を社会契約という民主主義的な手続きで行う」それがホッブスの国家

論なのでした。

　　　　　民主主義の原理を最初に宣明するに当たってすでに民衆政治が拒否されていたという逆説は

実に示唆に富んでおります。そこに民主主義という一つの政治原則の危うさが端的に表明され

ている、とみるべきでしょう。さらに、その危うさはホッブスが考えたのよりももっと深刻であった

と思われてなりません。人々が互いに猜疑心をぶつけ合っている自然状態において、社会契約

の締結過程が円滑に進む保証はどこにもありません。保証があるとしたら、それは人々のあい

だにすでに黙認がある場合ではないでしょうか。つまり、「他者の自分にたいする猜疑心にもと

づく闘争心については互いに見て見ぬ振りをする」、という暗黙の了解が成り立っているという

ことです。また、その社会契約が実際に守られるためには、ホッブス自身の言う盟約があらかじ

め必要だとしなければなりません。

　　　　　いずれにせよ、ホッブスの論理に「絶対者への帰依」という視点があらかじめ仕込まれていると

みれば、民主主義論としては厄介至極の話です。人々の示す自発的意志とみえるものは（ひと

まず伝統といっておくことにする）歴史の産物に繋がれているというのなら、そもそも自然状態と

は何なのか、自然状態において原子の如くに孤立している諸個人というのは（理論構成の上で

の）単なる虚構なのであろう、といわずにはおれません。ホッブスのいったことの当否よりも、そ

うした虚構から民主主義論を出発させることの虚しさを指摘せずにはいられないということで

す。

　現代の民主主義はロックに出発しているといってよいでしょう。産業体制が発展すれば、人々

の（財産とまでははいかなくても）所得が増え、それにつれて（教養とまではいかなくても）教育

の水準も向上します。民衆政治が発達して選挙権が人々に均霑すれば、人々の社会契約への

参加意欲も増し、それに応じて人の公共心も増大し、民衆が公民に成長していきます。近代と

は何かと問い、近代とは産業制と民主制がめざましく進展する時代であると答えて、近代人は

自己満悦に浸っているのです。

　ロックの所説は、市民のあるべき姿を問わないかぎり、民主主義の自己正当化に資するだけ

のことです。その穏健な社会契約論は、近現代の社会がいかに不穏な様相を呈しているかを

知るにつれて、むしろ民主主義への不信をつのらせると思われます。現代の「市民運動」なるも

のに偽善と欺瞞のにおいが立ち込めてくるのもそのせいでしょう。」

　　　　・　道理がなければ民主は悪政となる　平衡の英知：

　　　　　　「1776年のアメリカの「独立宣言」では、「神の法」まで持ち出して「すべての人は平等に造ら

　　　　　れている」と宣告されています。その前提の上に、「生命、自由および幸福の追求」の権利があ

　　　　　るというのです。

　しかし、平等のことを少しでも実体としてとらえるなら、その人が出生する時代、場所、そしてそ

の人の生得の能力の違いなどからして、「人は不平等のまっただなかに生まれてくる」といった

ほうがよほどに正しいのではないでしょうか。

　　　　　その不平等に挑戦する成功と失敗のないまぜになった生、それが自由というものです。1789

年のフランス「人権宣言」ですら、すでにみたように（一般意識にもとづく）「共同の利益」に叶っ

ている場合には「社会的区別」が許されるとしております。「地位と職業」に就く「権利の平等」に

ついて、「徳性と才能」の区別が許されてもいました。

　平等が過大に及んで画一（あるいは悪平等）に近づけば、有徳・有能なものの自由が阻害さ

れるということです。逆に平等が過少になって格差が差別に落ちていくと、劣位にある者が抑圧

されます。それを自由のがわからみてみましょう。自由が過大になって放縦を生み出せば、平

等が覚束なくなります。自由が過少となって秩序が抑圧に沈んでいくと、劣位にある者は苦しみ

ます。

　　　　　このように「自由と平等」のあいだには確執があるのです。それを緩和するには、自由（という

　　　　理想）と秩序（という現実）のあいだで、そして平等（という理想）と格差（という現実）のあいだで、

それぞれバランスを保つべく為政者も民衆も努力を重ねるほかありません。

　　　　　前者における（自由と秩序の）平衡を「活力」と呼び、後者における（平等と格差の）平衡を公正

と呼ぶのが適切でしょう。しかし、それらの平衡概念は、あくまで抽象のレヴェルにあります。具

体のレヴェルでその内容を現実するのは至難の業です。せいぜいのところ、歴史的に通用して

きた社会的通念に頼って、「活力と公正」の種類と内実についておおよその範囲を想像する、と

いう以上のことはできそうにありません。

　加えて、社会的通念なるものが大して頼り甲斐のあるものではないときています。なぜといっ

て、第一に、通念にたいする解釈は人それぞれにあって自由だからです。第二に、「変化する社

会」では、現在の状況は過去のものとけっして同一でないので、通念それ自体が絶えず揺らぐ

からです。

　そこで、否応もなく、為政者や民衆は審議と審決を重ねなければならなくなります。そこに議会

制民衆政治の出番があるということでもあります。

　フランス革命から今日まで、「自由と平等」のあいだの確執、「自由と秩序」のあいだの矛盾、

そして「平等と格差」のあいだの葛藤をすべて解決する役割が友愛に託されててきました。それ

でフランス革命のトリアーデ（三幅対）も自由・平等・友愛となっていたわけです。

　しかし、友愛の政治劇は程度の低い笑劇に終わるでしょう。というのも、友愛という理想は、競

合という現実とのあいだで相克を起こすに違いないからです。互いに競い合う者同士の

の友愛、そんなものは空語も同然です。

　「汝の敵を愛せよ」という宗教的あるいは文学的な格言はあるものの、愛とやらで片がつくなら

、そもそも抗争関係が生じないではありませんか。友愛の過剰が偽善となり、また競合の過剰

が残酷となるのはよく見聞きされてきた事実であります。

　「友愛と競合」のあいだの平衡を節度と呼ぶなら、「節度」の具体化にあっても人々の審議と審

決が必要となります。その仕事を担うのは、やはり、議会制の民衆政治です。だから、活力・公

正・節度という「中庸のトリアーデ」をめぐって間接民主制がはたして有効に機能しうるか、問わ

れるべきはそれだということになります。繰り返します。「活力・公正・節度」が文明にとっての正

統にして正当の価値なのだ、と理解することが今ほど重要なときはありません。」

――　「自由という道理：　「理想と現実のあいだの三種の平衡（活力・公正・節度）を審議し審決

するにあたって最大の難関となるのは、「自由の概念をどう解釈し、いかに応用するかという点

です。アイザイア・バーリンが1950年代に論じたように、フリーダムには、「抑圧（の現実）からの

自由」という消極的なもののほかに、「目標（の理想）への自由」という積極的なものもあります。

　しかし積極的な自由については、次のような疑問が生じます。一つにその理想ははたして正

しいものなのでしょうか。誤謬だったり誇大だったり歪んでいたりしている理想、そんなのは空想

、夢想、妄想です。そんな逆ユートピアに奉じる自由などは抑圧されて当然ではないか、という

抗議がつきつけられます。二つに、人々が互いに異なった理想を掲げること請け合いですから

、積極的自由は「競合」へと横滑りし、さらには競合の過剰としての「残酷」（な闘争）へと導かれ

ます。

　価値として確かな自由は抑圧からの解放だ、としておいたほうがよさそうなのです。福澤諭吉

が「自由は不自由の際において生ず」とみたのもその線に沿ってのことでしょう。

　自由とは何かを考える際に、大きなヒントを与えてくれるのは自由というその言葉それ自体で

す。フリーダム（あるいはリバティ）を「自由」と訳したのは西周や中村正直ですが、なかなかに

意義深い訳語と思われます。それは「自分の理由」を表現することだと解されます。

　そして理由のうちで最も確かなのはいわば大文字のリーズンつまり「道理」です。道理とは何

かというと、過去、現在、未来にわたって誰しもが妥当と頷くほかない理由のことです。「自分の

為そうとすることに道理があるのならば、それを為すべし」というのが自由の価値なのだ、とその

言葉自体が示唆してくれます。

　しかし、それでも、道理の在り処を探りたいと思うのが人間です。道理を探す奇妙にして面白

い動物、それが人間なのです。そういうものとしての人間は、常識に道理の支柱を求めるでしょ

う。ここで「常識」というのは、社会空間に共通するセンス（感覚と認識）のうちで、歴史時間にあ

っても、持続性を有しているという意味で、共通のもののことです。

　常識とは伝統のことにほかなりません。ただし、常識といい伝統といい、慣習と同一ではない

のです。慣習には良習もあれば悪習もあります。その良と悪を判別する歴史の英知、それが良

識であり伝統なのです。前項での議論を踏まえれば、その英知とは活力・公正・節度を模索す

る平衡の知恵だということになります。

　話がここまでくると、積極的な自由も息を吹き返します。つまり、常識・伝統に根ざす形での理

想についてならば、「理想への自由」も道理に叶うとみなしうるのです。実際、積極的自由があっ

てこその人間（および集団）の生というべきでしょう。

　道義の実現をめざさずに単に抑圧から解放されたいとだけ願うような生はエドマンド・パーク

が「不平不満」と呼んだもの、ニーチェが「弱者の怨恨」と名づけたもの、そんなものに毒された

生であるに違いありません。

　ただし、常識・伝統は、その形式と実体はどんなものかと思考してみてはじめて、浮かび上っ

てくる類のものです。思考とは、根本感情の確認と感情の流れにたいする確かな筋道の確立と

いうことも含めて合理的です。いや、合理的というよりも、「釣合」としての「ラティオ」を保った精

神のはたらきのことです。得手勝手な前提に立って厳密ではあるがあらぬ方向に走り出すよう

な論理、そんなものが社会科学の方面によくみられます。しかし、それは合理「主義」という名の

精神の病理にあたります。

　したがって、思考そのものが、道理から逸脱することがないような土台・枠組み・方向を持って

いなければならないのです。それが守られるべき自由だということになります。そのようにして守

られる自由は、「自由と秩序」のあいだの平衡としての生の「活力」そのものなのです。

　道理は、「活力」だけでなく、「平等と格差」にたいして「公正」の平衡を、そして「友愛と競合」に

対して「節度」のそれを要請します。かくして活力・公正・節度のトリアーデを繋ぐのは道理だと

わかります。ただし、道理の何たるかについては、とりわけそれを現下の新しき状況のなかで具

体的に述べるには、果てしなき思考が必要です。

　ようするに、、自由・平等・友愛の理想を声高に叫び立てるのは道理を踏みにじっているのに

等しい、といわざるをえません。逆に、秩序・格差・競合の現実にしつこくこだわるのは、理想を

抱くことへの恐怖症で、それまた道理に反しているというべきでしょう。活力・公正・節度の平衡

感覚は探求し鍛錬すべきものであって、そのための審議が終わりなく続きます。いや、状況が

それをいつかは終わらせるように要求してきますので、仮説としての特定の活力・公正・節度に

ついて、暫定的に審決を下すのです。」

――　絶対権力としての民主：　「民主主義にあっては、まず、理想主義が宣伝されます。その、

結果、自由は人々を勝手放任に追い込みます。つまり「放縦」に流れます。平等は人々を平均

に押し込みます、つまり「画一」に固まります。友愛は甘ったるい口説を広めます。つまり「偽善」

に堕ちます。そうなれば国家制度どころか個人生活も持ちません。

　それで、価値の逆転が起こり、現実主義が台頭するのです。その顛末は押しつけがましい抑

圧に変わり、格差は社会を無慈悲に分裂させる差別に至り、競合は争闘や詐欺をも厭わぬ残

酷に嵌まります。

　これら両極の極端主義のあいだを往復するのが民主主義のむしろ常態となるでしょう。それ

はウルトラ民主主義の国家ともいうべきアメリカの歴史をつらぬく趨勢ですし、アメリカを範と仰

いできた戦後日本が、とくにこの平成期に入って、顕著に見せつけている傾向なのです。

　「絶対的な権力は絶対的に腐敗する」とアクトン卿がいいましたが、腐敗とは極端主義のこと

だとみなしてかまいません。現実認識が消失するのも理想願望が冷却されるのも、人間精神に

とっては腐敗なのです。

　民主主義における絶対権力とは何か。それは、民衆主権主義の「主権」そのものです。主権

は絶対・無制限の崇高性を有する、と（定義によって）規定されているではありませんか。これを

さして、トックヴィルが「多数者の専制」と呼びました。

　絶対権力とか専制とか聞いて単独者や少数者の支配のみを想定するのは間違いです。世論

に逆らうこと不可能という今日の状況をみれば、多数者による少数者に絶対的専制というもの

もあるとしなければなりません。

　民衆という名の多数者が、国民投票のような直接的な形や代表者選出という間接的な形で、

政治にたいし参加を行うことそれ自体を非難しているのではありません。また、投票場や会議

場で多数決が行われているのが悪いといっているのでもないのです。ここで絶対権力の絶対的

腐敗とというのは、それらの参加や決定に、「絶対性」や「崇高性」を付与する、という空恐ろしい

価値観のことをさしています。

　観念の論理として、あるいは言説の一貫性において、絶対・崇高が意味を持つのは、17世紀

から18世紀にかけての絶対君主の権力にかんする「神授説」だけではないでしょうか。神は崇

高な存在と最初から定義されているのです。それから授かった権力もまた崇高だということにな

ります。民衆は、一体全体どこから崇高さを授かったのでしょう。

　ニーチェは「神は死んだ。人間が神を殺したのだ」といいましたが、まさのその通りで、近代と

は、信仰の感覚を希薄にしてきたという意味で世俗化の時代のことなのです。それが俗悪化に

至っているのも、日々、現認されているところではありませんか。

　近代人は、半ば無自覚とはいうものの、神の地位におのれらを祭り上げたのです。そうでなけ

れば自分らに崇高な存在のみにふさわしい主権を与えるわけはありません。民衆主権（民主）

の考えは、非現実だから不必要ということであるのみならず、有害きわまりないのだと、そろそ

ろ認めるべきです。

　神や仏ならぬ身としての人間は、これも定義上、徳性においても知性においても不完全です。

不完全な者が完全性を持つ者だけに限られるべき主権者を名告るのは、僭称というものです。

　日本人は民主の「主」を主人といった意味合いでつかっていることが多いのでしょう。しかし、

それとて、民衆の自己美化というものです。マスターの能力が本当にあるのなら、さっさと公平

にして無遠慮な候補者となって代議士に打って出て、議会で丁々発止とやればよいではありま

せんか。そういう主人になる能力がないからこそ、民衆は選挙民に甘んじているのです。

　「多数参加と多数決」は一個の政治制度にすぎません。その制度から正が出るか邪が出る

か、それは民衆の資質と代表者の能力にかかっています。

　民衆政治に価値があるとしたら、それは「民衆の慣れ親しんでいる慣習のなかには伝統という

平衡感覚が内包されているに違いないので、民衆の声にはしっかりと耳を傾けるのがよい」とい

う、相当に消極的なものにとどまるのです。その消極に主権を与え積極と化せば、いつなんどき

、民衆が衆愚や暴民に変じないとも限りません。」

　　Ⅳ　日本の「民主主義」の再生に向けて

　　　１．　「民主主義」再生に向けてのアプローチ

　　　　・　冒頭の「「民主主義」の現状」で触れたように、①「民主主義」の定義そのものの混乱、②民主

主義の「理念（目的）」「機構（仕組み、制度）」「方法（手段）」がごちゃ混ぜにされている、③「民

主主義」の機能不全という複合的な要因により、「民主主義」は、混沌のただ中にある。

　　　　・　しかし、現実に目を向けると、新自由主義が鮮明になった1990年代後半以降、日本で起こっ

たのは、「企業の過剰な自由」が「大量の低所得者を生み出し、格差の急拡大という不平等」を

もたらし、この結果、「1億総中流が崩壊し、友愛（連帯）を分断する」という事態である。

　　　　　すなわち、これは「偏りすぎた自由」が「不平等を拡大」し、「国民の連帯を分断する」という民主

主義の価値理念を否定するという、民主主義の根幹を揺るがす状況に日本が追い込まれてい

る、ことを意味する。

　　　　・　日本の民主主義の建て直しが急務であるが、では、どこから手をつけたらいいのだろうか。

　　　　　発想を変えて考えてみよう。

　　　　　　このような現状を招来した企業（経営者）・政府（政治家）は、この状況を維持するためには、

何が有効と考えているのだろう。最も有効なのは、「民主主義とは何で、どうすればそれが機能

するのかが、ゴチャゴチャになり、全く分からなっている」現状を助長する作戦だろう。それは、

混沌を生み出した①②③の要因をさらに拡大する言動を拡散することである。

　反対に、彼らにとって、最も警戒すべきは、国民が、民主主義についての理解の混乱を断ち

切り、その理念（目的）・課題・重要施策を明確にして、それを共有し、行動に移すことであろう。

　　　　・　そこで、日本の「民主主義」再生のためのアプローチとして、以下のステップを提案したい。

　　　　　①　「民主主義」の理念（目的）の明確化と共有化：　その理念（目的）として「自由・平等・友愛

（連帯）」を確認する。

　なお、この理念（目的）＝「Ｗｈｙ　レベル」の確認ができるまでは、次のステップに進まない。

　　　　　②　現状の棚卸と課題整理：　共有した理念（目的）と現状を比較する。このギャップの大きいも

のが課題であり、重要度の高いものを優先課題として明記する。

　現状を鑑み、「過大な自由」は放縦につながり、「格差」を生み「不平等」をもたらすことを念

頭におき、「平等」と「格差」を「公正」に平衡させるよう気をつける。

　優先課題＝「Ｗｈａｔ　レベル」が確認できるまでは、次のステップに進まない。

　　　　　③　重要施策（対策）の決定：　優先課題が何故生じたのかの原因分析を行い、その原因をと

り除くための施策とそれを実行するための役割分担・スケジュールを決定する。

　この施策・実行計画＝「Ｈｏｗ　ｔｏ　レベル」を参加者全員で共有する。

　　　　　④　実施

　　　　　⑤　途中で進展状況をチェックし、計画からずれていれば修正計画を立てて軌道修正を行い、

結果的に目的を達成する。＝　「Ｐ・Ｄ・Ｃ・Ａサイクル」を回す（Ｐｌａｎ・Ｄｏ・Ｃｈｅｃｋ・Ａｃｔｉｏｎ）

　　　２．　「グローバル経済」と「民主主義」についての若干の考察

　　　　１）　「グローバル経済」時代の「自由・平等・友愛」

　　　　　　・　日本の「民主主義」の理念（目的）を「自由・平等・友愛」とすることには、異論はほとんどな

いだろう。

　・　日本の「民主主義」の目指すものが「自由・平等・友愛」であるとすれば、われわれが、まず

行うべきは、それらが実現されているかの現状分析である。

①　自由：

　個人の自由：　「宗教・思想・信条の自由」「職業の自由」「移動の自由」「プライバシー保護」

　　　　　　　　　⇒　実現拡大

　企業の自由：　「グローバリゼーション」による国境を越えたビジネス展開の自由、「新自由

主義」以降、「貪欲な利潤追求」「実物経済から金融経済（投機経済）へのシフト」「正

規外増・残業増＝労働の規制緩和」　⇒　過剰に拡大

　②　「平等」

　　実現：　各種差別（男女・ジェンダー・人種・障碍者・外国人労働者・ＬＧＢＴなど）は、問題は

残るものの　⇒　縮小傾向

　　　　　　　不平等拡大：　所得の分配構造：　所得格差の拡大＝ⅰ）年収200万円以下の正規外労働

者の急増，中間層以下の実質賃金の低下継続ⅱ）高額所得者の一層の所得増＋高額

所得者の累進課税率の引き下げ

　　　　所得の再分配構造：　再分配機能の弱化：　ⅰ）社会保障の切り下げ（年金支給年齢の

引き上げに代表される給付水準の切り下げ）、ⅱ）消費税毫入・税率引き上げ、社会

保険料引き上げによる負担増

　③　「友愛（連帯）」

　　逆行：　「連帯」の弱化・分断が目立つ＝　ⅰ）「自由」拡大の負の側面＝「価値観の多様化」

「個人主義の深化」により「連帯」の絆が弱化する、ⅱ）「所得格差拡大」＝低所得者急増で

「1億総中流」が崩壊したための連帯の分断。

　　　　２）　「民主主義」は機能しているのか？

　①　「自由・平等・友愛」の実現度からの評価

　　・　「民主主義」が実現されている領域：　「個人の自由拡大・人権擁護」「各種差別撤廃・縮

小＝平等化」

　　　　　　・　「民主主義」に逆行している領域：　「所得格差拡大」「再分配機能低下」＝「不平等の拡

大」と、これに伴う「社会の分断」＝「友愛（連帯）」の破壊　⇒　これらの問題は、「新自由主

義」が本格化した1990年代以降に顕在化・悪化の一途をたどっており、解決の糸口が見え

ていない。

　②　「民主主義」の逆行はなぜ起こっているのか？

　　・　この主原因は「強欲むきだしの資本主義の暴走」がもたらしたものである。

　　・　では、「なぜ、資本主義の暴走を止められなかったのか？」。これには、いくつかの答えが

思い当たる。

　　　ⅰ）「グローバリゼーション」により、巨大企業は国境の壁を乗り越えて、政府の手のとどか

ないところで活動するようになっている。また、その力は国家を上回るほどになり、政府

が巨大企業の使用人に成り下がっている。

　　　　　　　　ⅱ）政府（政治家）は、建前としては、「国民主権」と言っているが、実際にやっているの

は、「巨大企業主権・政府（政治家）主権」の政治である。　＝　すなわち、「格差拡大」

「社会の分断」は「グローバリゼーション下での生き残りのための競争力強化」という名

目のもとに、企業・政府が一体となって推進してきた結果であり、「暴走を止める気がな

い」からである。

　　　　　　　　ⅲ）主権者である国民は、「格差拡大・社会の分断」には反対であるが、長年のこうした積

み重ねにより「政治不信＝政府・政治家に期待できない」と考え、諦めて声を上げなくな

っている。2019年7月の参議院選挙の投票率４８．８％（５０％割れは24年ぶり）は、そ

の具体的表れだろう。

　　　　　　　③　「民主主義」は機能しているか？

　　　　　　　　・　「個人の自由」「人権擁護」「差別撤廃（平等）」は前進しており、機能している。

　　　　　　　　・　「資本主義の暴走」を止められなかったことにより、「格差拡大＝不平等」「社会の分断

＝連帯の破壊」を生み出したという点で、機能していない。

　　　　　　３）　日本の「民主主義」の再生のために、われわれは、何をなすべきか？

　　　　　　　①　「民主主義」の理念の確認：　「民主主義」が機能していないとき、大きな選択肢は、２つ

ある。1つ目は、機能しなくなった「民主主義」を捨て、他の新しい制度に乗り換える。2つ

目は、「民主主義」の良い点は残しつつ、問題点を是正して、機能するものにする、であ

る。

　これについては、多くの議論が行われているが、1案は、「民主主義」に変わる代替案

に有力なものがなく、現実性が乏しい。2案は、「民主主義」は、理想の制度とはいいが

たいが、他の制度と比較すると欠点が少ない、という消極的支持論には、説得力があ

り、現実的である。

　そこで、「民主主義」の再生を目指すにあたって、われわれが、まずなすべきは、「民主

主義」によって、われわれは「何を実現するのか」、すなわち、「民主主義の理念」の確認

と共有である。

「民主主義の理念」としては、「自由・平等・友愛（連帯）」が原点であるが、現在それ

が、「企業の自由の過剰」「所得格差の拡大による不平等拡大」、それに伴う「友愛（連

帯）の分断」により、深刻に脅かされている。

　　　　　　　②　「民主主義」再生のための最重要課題：　「民主主義」は「個人の自由の拡大」「人権擁

護」「差別撤廃＝平等化」では成果を上げてきている。「民主主義」の機能不全は、「所

得格差の拡大」とそれによる「社会の分断＝連帯の破壊」によりもたらされており、「民主

主義」の再生は、これを解決できるかにかかっている。

　　　　　　　③　「民主主義」再生のための最重要施策：

　　　　　　　　※　「最重要課題・施策」への直接的取り組み

　　　　　　　　　ⅰ）国内・国際：　「強欲さむき出しの資本主義」の暴走を止め、「実物経済」を守るため

の法的規制・監視強化

　　　　　　　　　ⅱ）企業：　「行き過ぎた企業の自由」を「平等・連帯」の観点で是正（リバランス）

　　　　　　　　　　　・　「全てのステーク・ホルダーに対し社会的責任を果たす」ことの義務化

　　　　　　　　　　　・　「適正な労働分配率の回復」

　　　　　　　　　　　・　「同一労働・同一賃金（条件）」⇒「正規外の正規化・最低限同一条件」の実施

　　　　　　　　　　　・　「正規の過剰負荷軽減」＝長時間労働（年間労働時間・残業時間・サービス残業）

など

　　　　　　　　　ⅲ）政府：　「所得分配政策・再分配政策」の是正（リバランス）・革新

　　　　　　　　　　・　第一ステップ：　「ベーシック・インカム」導入準備段階

　　　　　　　　　　　イ）分配政策変更による格差縮小：　所得税の累進性強化、配当・株式譲渡益など

の金融所得課税強化、法人税引き上げ　⇒　再分配政策強化のための財源確保

　所得税課税最低額の引き上げ、消費税の逆累進性の緩和　⇒　低所得層の実質

所得の引き上げ

　　　　　　　　　　　ロ）再分配政策の強化・充実：　社会保障制度（セーフティー・ネット）の強化・充実＝

年金・健康保険・介護保険・雇用保険などの改善＋教育費無償化などの拡大

　　　　　　　　　　・　第二ステップ：　「ベーシック・インカム」の導入

　　　　　　　　　ⅳ）　個人：　「受け身からの脱却」⇒　「主体的行動者へ」（エージェントの行動を変える）

　　　　　　　　　　・　「消費者主権の行使」：　「自由・平等・友愛」に反する経営を行っている企業の製

品・サービスは買わない。企業に対し、ステーク・ホルダーに対する社会的責任を果た

すことを求める。　⇒　「市場に、民主主義を埋め込む」

　　　　　　　　　　・　「国民主権の行使」：　自分手で上記最重要課題に対し、「公約」で何をいい、「実

績」として残したかをチェックして、政党・政治家に働きかけ・投票する。　⇒　「公約」を

待つのではなく、「重点施策」に対し、何をするかを投げかける。

　　　　　　　　　　・　「最重要施策」実現のための「圧力団体」活動の展開：

　　　　　　　　　　　　「民主主義」の再生を目指す「最重要施策」実行のための活動は、「圧力団体」活動

として、展開することを提案したい。

　それは、この活動の成否は、どれだけ多くの国民の同意・参加を得られるかにかか

っているからである。

　「1億総中流の復活を！」というスローガンのもとに、国民を結集し、「最重要施策」を

現実に推進されるものにしていくためには、「圧力団体」活動が最も効果的であると考

える。それは具体的なテーマと目標を掲げて、その一点突破を目指すのが、最も多く

の国民を結集させる方法であると判断するからである。　⇒　「ベ平連」活動の成功か

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　らの学習

　多くの国民を結集するためには、イデオロギー色・党派色が出ると排除の原理が働

くため、それをなくし、包摂の原理で統合・集結をはかることが重要だからである。

　　　　　　　　　　・　具体的には、次の活動を展開する。

　　　　　　　　　　　イ）対議会：　「最重要施策」の実現のためには、最終的には、国会での法制化が必

要なものが多いので、幅広い請願活動（署名活動、デモなどをふくむ）を行う。地

方議会にも働きかける。

ロ）対政府：　「所得格差是正」のための「所得分配・再分配是正」を求め、各種活動

を展開する。

　　　　　　　　　　　ハ）対政党・政治家：　各政党・政治家個人へ「最重要施策」実現への協力を全ての

政党・政治家に働き掛ける。その後、実際の協力度を確認する。

　　　　　　　　　　　ニ）対企業：　企業向け最重要施策の実現を企業に投げかけ、回答を求める。その

結果を、消費行動に反映する。

　　　　　　　　　　　ホ）対マスコミ：　対政府・政党・企業に対する要求に対するスタンスの明確化を求

め、かつ実現のための協力を呼び掛ける。

　　　　　　　　　　　ヘ）対国民：　重点課題・施策とそれにに対する政府・政党・マスコミのコメントをＳＮＳ

などを通じ広く発信し、圧力団体活動への参加を呼び掛ける。

　　　　　　　※　「最重要課題・施策」への間接的取り組み：　「利潤原理」で動く「「市場経済」の影響力

を薄める

　　　　　　　　ⅰ）　「共生経済」の拡大：　「連帯経済」「ボランタリー経済」（自発経済）の推進

　　　　　　　　ⅱ）　「互酬（贈与）」の拡大：　各種「ボランティア活動・NEP/NGO活動」の推進

■　参考文献

　・　「近代民主主義とその展望　著作集第五巻」福田欽一、岩波書店、１９９８年

　・　「デモクラシーの論理」阿部斉、中公新書、１９７３年

　・　「民主主義　古代と現代」Ｍ・Ｉ・フィンリー、講談社学術文庫、２００７年

　・　「アメリカのデモクラシー」上・下、トクヴィル、岩波文庫、2008年

　・　「ポリアーキー」ロバート・Ａ・ダール、岩波文庫、２０１４年

　・　「文明の敵・民主主義　危機の政治哲学」西部邁、時事通信社、２０１１年

　・　「民主主義のつくり方」宇野重規、筑摩選書、２０１３年

　・　「反・民主主義論」佐伯啓思、新潮選書、２０１６年

　・　「格差と民主主義」ロバート・ライシュ、東洋経済、２０１４年

　・　「資本主義・社会主義・民主主義」Ⅰ・Ⅱ、ヨーゼフ・シュム・ペーター、日経ＢＰ、2016年

　・　「民主主義の内部の敵」ツヴェンタン・トドロフ、みすず書房、2016年

　・　「民主主義対民主主義」Ａ・レイプハルト、勁草書房、2005年

　・　「叛逆　マルチチュドの民主主義宣言」Ａ・ネグり、Ｍ・ハート、ＮＨＫブックス、2013年

　・　「バカに民主主義は無理なのか？」長山晴生、光文社新書、2013年

　・　「民主主義って本当に最良のルールなのか、世界をまわって考えた」朝日新聞「カオスの深淵」

取材班、2014年

　・　「民主主義の終わり」ジャンマリ・ゲーノ、講談社、1994年

　・　「ヴィジョンと現実」武藤一羊、インパクト出版会、1998年

　・　「経済人の終わり」Ｐ・Ｆ・ドラッカー、ミネルヴァ書房、ダイヤモンド社、1997年

　・　「民主政の諸類型」Ｄ・ヘルド、お茶の水書房、1998年